



ウーマンですか、にお金が潤沢に入らないと消費というものが損なわれてきて、そして、消費が損なわれると物やサービスが売れないなって、そうすると不況になつて、会社が倒産したり、また、会社が縮小したりする。そうすると今度は給料が下がってきて、またこれは物を買わないといふ悪循環が続いてきているというのが一番大きな根本的な問題だと私はにらんでいるわけです。

この前、大臣の方が、賃金については基本的に労使で決めるわけすけれども、そういった中で、神津連合会長に、賃金のアップというのはあるの仕事だ、こういうふうに言われたんですねけれども、そこは極めてよく理解できるところでもあります。ただ、業界秩序というのもありますて、本当に、そういうふうに言われたんですねけれども、そこは極めてよく理解できるところでもあります。

賃金をアップできない構造的な縛りがあると私は感じております。

例えば、円高不況のときに、大企業の方で、とにかく中小企業あるいは系列企業に対してコストを一〇%カットしてくれとずっと大企業は言い続けた。これに対して中小企業は真摯に応えて、コスト一〇%カットを一生懸命やつた。やはり材料費なんかはなかなか削れませんから、結局は、労賃つまり人件費を削減していく。

これが、円高不況が終わつても慣行が続いていて、特に、やはり中小企業が乾いた雑巾を更に絞るような必死の努力をやつても、そうすると、やはりこの労務関係の費用の中で、賃金上昇が起らないという、非常にそこは構造的な問題があると思つております。ここをしっかりと解決をしていかないと、なかなか中小企業の生産性が上がるとかそういうことが起きない。

ですから、そういう認識があるわけすけれども、そういった意味で、安倍前総理、それから菅

総理、そして麻生大臣も含めて、賃金をアップさせること、これに今御努力されていることを私も非常に評価をしているところでございまして、実質賃金といふか可処分所得といふのがその分だけ減つたということになつた、それが縮小したりする。そうすると今度は給料が下がつてきて、またこれは物を買わないといふ悪循環が続いてきているのが一番大きな根本的な問題だと私はにらんでいるわけです。

○麻生國務大臣 賃金アップを自民党が経団連合を始め多くの方はよかったです。それで、票は民主党には来ない。これはどう考へてもおかしくはないか、俺たちそんな人がいいように思えるかと、公式な場で三回ぐらい言つてありますので。幾ら言つても効果がないのでこのところは言つておりませんけれども、もう七年続けてずっとこれは言い続けたことなんですけれども、おかげさまで、ベアなんという言葉は、組合に長くおられた方なら御存じの方もあるかもしれませんけれども、もう七年続けて、なかなか、そういう横並びとかいうような発想で長い間動いてきたというものが、結果として賃金上昇率を抑え、日本では、よく見たら労働分配率は七〇どころか六〇を切りそなとここまで下げてくるというような話になつていつた。これは、どこから手をつけていいかというと、じなかつたそですものね、若い新聞記者は、部長、ベアって何ですかと聞いたやつがいるのでちょっとと正直驚いたというのがある政治部の偉い人、偉い人というか年取った人の話だつたんですけど。それぐらい、やはり、末松先生、デフレーションというのは長く、でかかつたんですよ、これは。僕はそう思いますね。

一九九〇年代に入つて、九二年になつて、赤字公債再発行ということになつてきましたあれぐらいから、どんどんどんどんということになつて、その後、金融危機で銀行が全部というようなえらい目に遭つて、もう昔の名前で出ていますという銀行なんて本当に数少なくなつてしまひましたので。そういった意味では、金融機関も、九七年、八年で倒産が相次ぐ等々の話が出たあの時代、やはり、銀行がぐじやぐじやつてゐるときに企業はなかなか上げにくいつか、そういうこともあつたんだと思いますよ。

いろいろなものが重なつて、結果として、日本の場合は、このいだいた資料の中にもありますように、賃金の上昇率が先進国の中で最も低いと。実質、物価もそこそこ一%台というようなことで、デフレとは違つて一%上がりましたもので

すから、結果として、実質賃金というか可処分所得というのがその分だけ減つたということになつておりますから、なかなか消費が伸びない。当然のことなんだと思いますので。

やはり、賃金というのを上げていくのは、春闘のことで、みんな各企業、同じ同業者は横並び。だから、トヨタだけ上げるというわけじゃないで、みんな横並び。トヨタが百だとほかのところは百以下にしようとか。そのうち、下請、孫請のところは更に下げるということになつて、なかなか、そういう横並びとかいうような発想で長い間動いてきたというものが、結果として賃金上昇率を抑え、日本では、よく見たら労働分配率は七〇どころか六〇を切りそなとここまで下げてくるというような話になつていつた。これは、どこから手をつけていいかというと、やはり賃金アップというのは大企業のところからスタートしないと、なかなかちよつと下は、上が一なのに俺のところが二にするわけにはいかないとかいろいろな意識が働くような感じがしますので、そういうふうな話を含めて、やはり、もうかつていてるところは、うちはできるならできるということをやつてもらわないと、なかなかほかのところはそれ以上とすることになりにくいついうようなこともあるんだと思いますので。

意識改革をしていただかないかぬというのは、少なくとも内部留保がどんどんどんどんこれだけたまつていついる割には設備投資とか賃金とかに回つていらないといふのはいかがなものかというものが、元経営者としての正直な実感ですね。韓国は最低賃金を三割、数年間で上げました。これはちょっとやり過ぎだという意見もありますけれども、それで結局大企業の方も上げなきやいけないといふのはいかがなものかというものが、元経営者としての正直な実感です。

○末松委員 元経営者としての率直な実感をお述べいただき、ありがとうございます。

また、確かにこの日本経済、いろいろな金融危機があつたり、あるいはアジア危機があつたり、バブルの崩壊後、意識がシユリンクしてきて、さらに、リーマンのショックなんかあって更に縮小してきて、そういう中で、そういうこともあつて銀行業界も再編をするという動きにつながつてきていますし、さらに、企業の方も、とにかくこ

れは何かあつたときのショックのために金は留保しておかなきやいけない、こういうふうな慣行ができた。

それに併せて、労働運動の方も、連合さんは連合さんのお立場でまたいろいろとお考えになつておられるかもしませんけれども、そういう企業の中での秩序観、こういうのは確かに、これから時代はこれもまた革新をしていかなきやいけないといふことがございますけれども。

大臣が言われた、上の、大企業の方から上げていくと下も全部上がるんだというお立場と、私の方は、この最低賃金、ここを国家が前面に立つて上げていく、こういうことによつて、ここは結構人がいるんですよ、いるという意味では、中小企業だけに限れば、大体一千二百万から二千五万人近くこの最低賃金の近辺の方々がおられるわけですね。

この方々を所得アップさせていくと、かなり彼らは消費性向が高いですから、やはりぎりぎりの中で生活しておられますから、そうすると、その方々が多数おられるので、それを刺激していくとかなり雰囲気も変わってきて、韓国はそうなんですね。韓国は最低賃金を三割、数年間で上げました。これはちょっとやり過ぎだという意見もありますけれども、それで結局大企業の方も上げなきやいけないといふのはいかがなものかという形で賃金上昇が体系的に起つた、こういう評価もありますので。

そこを、私の方は、今回は最低賃金を中心によつとお話をさせていただきたいと思います。

この資料の二をお開けいただきたいんですけれども、最低賃金の国際比較ということでここに書いてございます。

これは各国を、OECD等のデータを基にして作ったわけすけれども、大体、OECDの主要国、豪州は千五百八十九円ですね、アメリカのカリフォルニア州が最低賃金千四百五十一円、ワシントン州は千四百二十円、フランスが約千三百円弱、英國は千二百円強で、ドイツも大体千二百円

ぐらい。

大体このくらいの相場が一流国と言われる国なんですけれども、何と日本が九百一円、これは加重平均ですね、加重平均。それで、韓国は、実はこれは全国一律なんです。これが八百二十四円なんですね。

そうすると、日本の加重平均で、例えば沖縄とかですね、この七百九十二円というのが日本の県の最低のレベルなんですね。沖縄のほかに、秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、更に言うと、韓国以下の県が今の七県に加えて、青森、岩手、山形、福島、徳島、香川、愛媛、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、こういった県、つまり十八県が韓国の最低賃金よりも低い、こういう衝撃的な結果が分かるわけですね。

こういうふうな、本当にここまで低いと、お隣の国よりも低いんですとこれはちょっと問題だし、韓国は、先ほど申し上げましたように、最低賃金をわざと政府が力強く上げた結果、ほかの企業も何か上げざるを得ないような雰囲気が出てきて、そして今、韓国の研究者とかあるいは韓国を研究している日本人の研究者とも話したら、どうも総体的に、大企業あるいは中堅企業等の賃金も日本よりもよくて、社会保障的な福利厚生もいいという話を聞いて、私もちょっとショックを受けたわけございます。

また、経団連とか日本商工会議所等の実業界が言うように、とにかく最低賃金を上げることはまかりならぬ、これを上げれば国際競争力がなくなるとか、あるいは日本企業が海外に逃げていく、こういうふうな主張をされておられましたけれども、これだったら、じゃ、ほかの欧米の一流の国が日本よりも高いということをどう説明するんだ、根拠がないじゃないか、こういう話になるわけですね。

だから、そういう意味で、日本がOECDの二十九か国中で見ると十一位、中央値で比べると二十五位という低い、非常に低いというこの位置があるわけですけれども、これについてコメント

を役所の方でしていただけますか。

○小林政府参考人 お答え申します。

先生がお示しの資料にもございますとおり、日本

の地域別最低賃金の全国加重平均、九百一円となつております、また、イギリス、フランスなどの最低賃金、二〇二一年二月時点でも私ども日本円に換算しておりますけれども、いずれも千二百円を超える水準となつております、日本はこれら

の先進国と比較すると低い水準とはなつております。

しかしながら、最低賃金制度というのは各国によつて異なつております、日本では全ての労働者に適用されております一方、イギリス、フランス、ドイツなど諸外国には年齢などによる適用除外がある国もございますことから、各国の最低賃金の水準を単純に比較することは適当ではないのではないかと考えております。

○末松委員 適用除外といふのはどのくらいの幅

というか割合を持つてゐるかというのは、ちょっと私もいろいろと各国を研究をしてきて、それに付いてまたいろいろと言いたいことはあるんですけども、ちょっとそこは先を急がせてもらいます。

次に、日本国として、最低賃金を集中的に引き上げていくと、そういう政策あるいは努力というものがなかつた、これは極めて重要なことだと思います。

私も、そういつた作業チームとかあるいはPT

をやつていて、各役所からこのヒアリングをした

んですけども、各役所さんが掲げる賃金アップ

政策ということなんですねけれども、どちらかといふうよう、とにかく最低賃金を上げることはまかりならぬ、これを上げれば国際競争力がなくなるとか、あるいは日本企業が海外に逃げていく、こういうふうな主張をされておられましたけれども、これだったら、じゃ、ほかの欧米の一流の国が日本よりも高いということをどう説明するんだ、根拠がないじゃないか、こういう話になるわけですね。

百六十七件とか、ここで一番多いのでキャリア

アップ助成金というのがありますけれども、これも補助金を出すということなんですねけれども七万四千件ちょっと、あるいは人材開発支援助成金、これも五万七千件だということです。

○村上政府参考人 お答え申します。

先生がお示しの資料にもございますとおり、日本

の中小企業で、かなり厳しい、この最低賃金近辺にある企業が日本に大体どのくらいいるかと云うと、これは私の推量ですけれども、日本全体で今三百数十万社いるんでしょうけれども、その中の少くとも半数以上は、二百万社とかそのくらい以上は、本当に厳しい状況の中で最低賃金程度の支払いでやつてあるところもかなりいると思うんです。

つまり、言いたいことは、実績はほとんど表面の一部をなさるだけで、全体的にこの最低賃金そのものを全力で上げていこう、こういう政策が日本になかつた、ここが私は一番問題だと思いますけれども、ちょっとそこは先を急がせてもらいます。

○末松委員 細々としたこういうミニユーハ提供したんだ

けれども、予算の規模も少なくて、また、適用されただから、そこは、私、原因は、何でそうなるん

だろうと思っていた。それで、考えたんですけれども、ちょっとそこは先を急がせてもらいま

す。

次に、日本国として、最低賃金を集中的に引き

上げていくと、そういう政策あるいは努力

というものがなかつた、これは極めて重要なことだと思います。

○末松委員 だから、私も最低賃金のアップといふうのをずっと研究した結果、本当に、生産性向上という、建前は非常にいいじ、いいんだけれど

うものを上げていくということは、そんな半可な

ことではできない。やはり、政府の支援、特にコロナの場合、今、中小企業、非常に息も絶え絶え

この視点と、それから、厚労省の方は、あくまでもこれは人権という、本当の意味で生活を保障

するための費用なんだということ、これが両省に分かれてきているがために、統一した、これをや

ろう、最低賃金を上げよう、こういったインセン

ティブが働かなかつた、そこが一番の原因だと思

うんですね。何かエアポケットのような形で抜け

ていたというところなんですね。

ですから、韓国のようにがつぶり四つで、政府

性向上ということを旗印にして、そこで、この右側のパートで、令和元年度実績ということで、こ

れは何件だと件数を掲げてあるわけなんですけれども、例えば、ものづくり・商業・サービス生産

性向上促進事業、こういうところは、第一次公募

で一千四百二十九件、あるいは第二次公募で三千二

百六十七件とか、ここで一番多いのでキャリア

ますけれども、役所の方で、それについてのコメントはありますか。

○村上政府参考人 お答え申します。

確かに、中小企業庁の部分について申し上げれば、御指摘のありましたとおり、うち賃金補填などの最低賃金自体を引き上げること目的としております。

アッピング助成金というのがありますけれども、これも補助金を出すということなんですねけれども七万四千件ちょっと、あるいは人材開発支援助成金、これも五万七千件だということです。

○小林政府参考人 お答え申します。

先生がお示しの資料にもございますとおり、日本

の地域別最低賃金の全国加重平均、九百一円となつております、また、イギリス、フランスなどの最低賃金、二〇二一年二月時点でも私ども日本円に換算しておりますけれども、いずれも千二百円を超える水準となつております、日本はこれら

の先進国と比較すると低い水準とはなつております。

しかししながら、最低賃金制度というのは各国によつて異なつております、日本では全ての労働者に適用されております一方、イギリス、フランス、ドイツなど諸外国には年齢などによる適用除外がある国もございますことから、各国の最低賃金の水準を単純に比較することは適当ではないのではないかと考えております。

○末松委員 どうも、私は一番問題だと思います

けれども、ちょっとそこは先を急がせてもらいま

す。

次に、日本国として、最低賃金を集中的に引き

上げていくと、そういう政策あるいは努力

というものがなかつた、これは極めて重要なことだと思います。

○末松委員 だから、私も最低賃金のアップといふうのをずっと研究した結果、本当に、生産性向

上という、建前は非常にいいじ、いいんだけれど

うものを上げていくということは、そんな半可な

ことではできない。やはり、政府の支援、特にコ

ロナの場合、今、中小企業、非常に息も絶え絶え

この視点と、それから、厚労省の方は、あくまでもこれは人権という、本当の意味で生活を保障

するための費用なんだということ、これが両省に分かれてきているがために、統一した、これをや

ろう、最低賃金を上げよう、こういったインセン

ティブが働かなかつた、そこが一番の原因だと思

うんですね。何かエアポケットのような形で抜け

ていたというところなんですね。

ですから、韓国のようにがつぶり四つで、政府

性向上促進事業、こういうところは、第一次公募

で一千四百二十九件、あるいは第二次公募で三千二

百六十七件とか、ここで一番多いのでキャリア

ますけれども、この最低賃金のイメージなん

ですけれども、さいたま市、名古屋市、静岡市、都會部と地方というのも含めてここにモデルが書いてございます。

どんな最低生活というのを考えたかというと、大体、いわゆる冷蔵庫とか洗濯機とか、あるいは掃除機とか、そういう生活必需品は持つという中

で、例えば、これに書いてあるように、映画など趣味は月に二、三回、大体五千円から六千円程度消費する。忘年会や歓送迎会は年に三、四回、一回が三千五百円から五千円。泊まりがけの旅行は年に一、二回、一回二万から三万。これは、我々、生きている上で、この程度は欲しいよねというの

は当然あるわけです。これで、大体月にかかる最低生計費というのが、これは真ん中の表に書いていますけれども、さいたま市だと十九万八百二十四円、名古屋市は十七万九千三百八十三円、静岡市も十九万九千九百九十七円。

これを、今度は、ちょっとこの月百五十労働時間で割るということ、これは社会保険料と税金を加えた中で月百五十時間労働で割って、大体、さいたま市で千六百十三円、名古屋市で千五百十三円、静岡市で千六百四十四円、これが最低賃金になるべきだと。これは最低生活費から計算した答えで、例えば、実労働時間とというのがあって、これが百六十四時間ですね。これが月にそれぐらい、百六十四時間というのが、実際の時間があるわけですけれども、これで割ってみても、大体、さいたま市で千四百七十五円、名古屋市で千三百八十三円、静岡市で千五百三円、このくらいは必要だよねというのが最低生活費から出てきているんですけれども。

当時の最低賃金というのが、これは二〇一七年ですから、八百四十五円、これがさいたま市、名古屋市が八百四十五円、静岡市が八百七円。本当に現実とかけ離れた最低賃金というものが決められている。

こういうことをみると何が分かるかというと、本当に、最低生活費の費用とそれからこれに大き

なギャップがあるということと、それから、地方と都会でそんなに最低生活費は変わらないねと、車とかを持ってば維持費とかいろいろなものがありますから。こういうことがあるわけなんですね。だから、そういった最低生活費も考えていかなければいけないということをございます。

ここも省庁からちよつとコメントを求めるようと思つたんですねけれども、ちょっと先を急ぎます。

次に、最低賃金を引き上げた場合、よく言われるのが、最低賃金を引き上げたら、失業率というのが、失業がどんどん増えて、結局人が雇われなくなつて、これはまずいぞ、こういうコメントがあるんですけども、これは図の五を是非御覧い

ただきたいと思います。

最低賃金額ですね、これはどんどん上がっていっていますけれども、これに対して完全失業率というのが、これは線で示されていますが、どんどん下がつている。だから、そういう意味で、日本では最低賃金を引き上げていっても、完全失業率がどんどん下がつていつている。ですから、最低賃金を上げれば失業率がどんどん上がるというのは、これはうそだということがこの表に表されているわけございます。

特に、令和二年については、ちょっとだけ完全失業率が上がっているのは、これはコロナの不況によるせいだということでございますので、本当に最低賃金額を上げても、別に完全失業率は上がらないということだと思います。

さらに、今度、どうやって最低賃金が決まっていくかということだと思いますけれども、これは

図の六を是非御覧いただきたいと思います。

これは、面白いのは、最低賃金の一番下の棒グラフなんですね。なぜか

〇小林政府参考人 お答え申し上げます。

最低賃金法では、地域別最低賃金、各地域にお

ける労働者の賃金や生計費、企業の賃金支払い能

力を考慮して、一定の地域ごとに決定することと

されております。

最低賃金の地域格差につきましては、令和二年

度は、最高額に対する最低額の比率が七八・一%

十円、一〇〇年が十七円、一一年が七円、一二年が十二円、一三年が十五円、一四年が十六円、一五年が十八円。これは、最低賃金がとにかく生活保護費を上回らなければいけない、だから十円台になつたんですね。

それから、これから面白いんですけども、一六年から一九年が急に、一六年が二十五円、一七年が二十五円、一八年が二十六円、一九年が二十七円。これは、安倍政権の方が三%賃金を上昇させねばだといふことを、中央最低賃金審議会がその立場の方が決定するわけですから、官邸の方をきちんと忖度したというふうに思えるわけで

すけれども、ここはすと二十五円、大体三%ずつ上がっているわけですね。ということは、政治主導によつてこれはきちんと上がりますねという

ことを示しているということですね。

ですから、政府が本当にやるぞといつてこれを

頑張つてやれば、これは最低賃金審議会、労使、

公益委員という方々であつても合意がすつと取れ

て、結局はそういう政治主導ができるといった

ものがこの表に表されております。

もう一つだけ分かるのが、真ん中に格差とい

うのが書いてあります。

〇末松委員 今のコメントに対し、二〇〇二年

から二〇二〇年で大体二倍に上がったというの

は、これはもう統計が示す話なので、これをや

り我々はきちんと見なきやいけないと思います。

あとそれから、今、中小企業の賃金がなぜ上がらないのかということ、これは先ほど私も申し上げましたけれども、これは七ページ目を、資料を

御覧ください。

ここで書いてあるのが、特にこれは中小企業等

なんでしょうけれども、「製品の価格に労務費を

転嫁できていない中小企業が多い。」こういうふ

うに書いてあります。つまり、中小企業から見た

ら、さつき私が言つたように、なかなか価格を

上げなければ転嫁すべき話なんですね。

それが労務費がかかつてゐるんだけれども、これが

できないという深刻な状況があるわけです。

二〇一八年度で、労務費の価格転嫁状況で、転

嫁できなかつたというの

が大体半分から七割ぐら

いまであつて、一九年度も大体同じような数字が

並んでいます。ここはちょっとゆき事態じや

いかなというふうに感じてゐるわけなんですね。

ども、ここは中小企業庁の方で、この分析は何か

ござりますか。

〇村上政府参考人 お答え申し上げます。

上がらない要因ということをいえば、るる御指

摘もあるとおり、もとより中小企業は、現状、労

働集約的であるところもあり、労働分配率が高止

まりしているという意味では、やはり生産性を引

き上げないことは賃金引上げの余力がない。

その生産性が上がらない理由、様々あるとは思

いますが、その理由の一つとしては、御指摘をい

ただきました人件費や原材料費などの上昇分を取

引先に価格転嫁できず、十分な付加価値を確保できないということが要因としてはあるということは、我々もそう思つてございます。

現状、下請いじめというよつた切り口からは、百二十名の下請Gメンの総動員であるとか、下請代金の支払い状況の取引実態調査、影響把握といったことに基づいて、下請法に基づく対応でござりますとか、知財保護のガイドライン、約束手形の利用廃止に向けた自主行動計画等々、私どもとして、とにかくこれはやらなきやいかぬということにつきましては一生懸命取り組ませていただいている、このような状況でございます。

○末松委員 御努力をされているところは私も知つてゐるんですけれども、なかなかこれは古くて新しい問題でもあるんですね。これがやはり日本企業の大きな問題点になつてゐるわけで、そこは、努力をされていることは認めますけれども、更に根本的にここをもつとやっていく、格差の解消ですね、ここを是非お願いしたいと思います。

あと、ちよつと先を急ぎますけれども、国際的には、最低賃金、大体全国一律のところが多いんですね。日本は、地域事情ということで幅があるわけです。今、七百九十二円から、平均で九百二円、東京がトップで千十三円、これだけの幅があるんですねけれども、大体、同一労働同一賃金という原則から従つたら、これは格差があつちや困るわけですね。

そういう意味でいえば、大体、国際的に見たら、主要な五十一か国は全国一律でやつてます。そして、最低賃金の地域別のところをやつてゐるのは、日本を含めて九か国だけなんですね。

だから、そういった意味では、やはり世界の常識は全国一律だということだと思うし、今、先ほどの最低生計費を見ても分かるんですけれども、大体、都市とそれから地方の生活のかかるコスト、これがそんには大きく変わらない。都市は、いろんな交通費が、地下鉄なんかも含めて便利である一方で車を持つ必要がない。地方はいろいろと、山間部含めていろんなところへやはり行

かなかきやいけないので、車を持つ必要がある。車の維持費も大変だというところから始まつて、いろいろなコストがかかるわけです。ですから、それを、今そういうことがあって、みんな大都市に流入していくという、非常に大都市偏重というふうになつてゐるんですけれども、これはやはり、いつたことに基づいて、下請法に基づく対応でござりますとか、知財保護のガイドライン、約束手形の利用廃止に向けた自主行動計画等々、私どもとして、とにかくこれはやらなきやいかぬということにつきましては一生懸命取り組ませていただいている、このような状況でございます。

そういう意味では、最低賃金を全国一律にするということ、これは極めて重要だと思いますけれども、これを役所の方ではどういうふうに考えられておりますか。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。

まず、生計費の関係でございますけれども、生計費の地域差を考慮するための資料として、中央最賃金審議会では、各都道府県の人事委員会が作成した標準生計費や生活保護基準に関する資料などを使っておりますけれども、このような資料を見ると、都道府県ごとの生計費には差があるとうふうに認識をしております。

その前提で、全国一律最賃についての御質問でござりますけれども、最低賃金法では、地域別最低賃金というのは、各地域における労働者の賃金、それから生計費、企業の賃金支払い能力、この三つを考慮して決定することとされてございまして、地域ごとの各種の指標の差を考慮せずに全国一律の最低賃金とすることは、中小企業を中心に入件費が増加することになるわけでございますので、経営が圧迫され、かえつて雇用が失われるおそれがあるので、慎重な検討が必要ではないかといふふうに思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように、最低賃金の地域格差は縮小傾向にございまして、引き続き、地域間格差にも十分配慮しながら、最低賃金の引上げを図つてまいりたいというふうに考えております。

○末松委員 今の御答弁は、法律を遵守し実行する立場のお役所の方と、我々政治家、物事を決め

ていくという立場の人たちとの差を示しているんだろうと思うんですね。

やはり、これからは、そういう大都市集中をやめさせるとか、あるいは同一労働同一賃金というその原則を本当にどこまでやつていくかと、そこからいくと、私なんかは、将来的には今の最低賃金法とその仕組みをえて、地方との差を認めずに逆に、逆回転をさせていくような、そういうことを我々は考えていかなきやいけないんじゃないかと思うわけですね。ですから、そこをしっかりとやらなきやいけない。

さつきコメントありましたように、最低賃金は中小企業の負担になると。確かにそうなんです。だからこそ、私が考えているのは、中小企業の負担だけにさせるんじゃなくて、やはり、スタートアップのエンジンを考えると、どうしても、しっかりとまずエンジンを動かせるという意味で、国が中小企業に代わつて最低賃金を、そのアップ分を負担していく。

もちろん、その最低賃金のコストのアップ分、例えば百円だつたら百円、それにプラス保険料、社会保険料も負担をしていくというぐらいの気合でもつて国として統一的にやつていかないと、最低賃金というのはなかなかここは変わりません。

今、例えば千円に、今政府の方で最低賃金をやろうとしていますけれども、これは何年かかるかということもなんですね。何年かかるか。これは本当にまたこれから数年かかるて千円。皆さん、千円つて、大体マグニチュード、分かりますか。この最低賃金千円で実際労働の時間を掛け合わせますと、大体年収で二百萬円いかないんですね。これから数年たつて年収二百萬円を最低賃金で確保するとしても、これじゃ遅い。

やはり、世界の方は我々よりももう何歩も先に進つていて、我々は一周遅れ、一周遅れになつてゐるわけですけれども、そういうことをつかりと、人間の最低生活を保障するという意味からも、これは早くやつていかなきやいけないということがあります。

ですから、そういう意味で、とにかく直接国家が負担をしていく。そうすると、中小企業に迷惑はない、そして、消費にどんどんそれが反映されてきて経済が好循環になつていく。やはり、これからは、そういう大都市集中をやめさせるとか、あるいは同一労働同一賃金という原則を本当にどこまでやつていくかと、そこからいくと、私なんかは、将来的には今の最低賃金法とその仕組みをえて、地方との差を認めずに逆に、逆回転をさせていくような、そういうことを我々は考えていかなきやいけない。そういう意味では、最低賃金もまた上がれば、それが売れ、サービスが売れ、在庫もはけて、企業の経営もよくなつっていく。そうなると、経営がよくなつていくと、今度は賃金もまた上がつていい。善の循環に変えていかなきやいけない、そういうふうに私の方は思つているわけでございますから。そういうことで消費が上がり、それが売れ、サービスが売れ、在庫もはけて、企業の経営もよくなつっていく。そうなると、経営がよくなつていくと、今度は賃金もまた上がつていい。善の循環に変えていかなきやいけない、そういうふうに私の方は思つているわけでございます。

要は、最低賃金に対する支援というのを、これを社会保険という意味だけじゃなくて、今度は経済を回すためのエンジンにしていく、これが一番私は重要だと思っています。

じゃ、そのレベルをどのくらいにするのですかと。今、政府の方で千円を達成したいと、いうことでござりますけれども、先ほど申し上げたように、ちょっとスピードが遅過ぎる。私なんかは、先ほど資料にも載つていましたけれども、大体千五百円、最低賃金にしたら、どのくらいの年収になるかというと、年収で大体三百十三万円ぐらいです。これでもめちゃくちゃ多いという話ではないんですね。

だから、これを一挙に政府が、今九百一円のところを千五百円までというように一挙にはいかないけれども、政政策を経て、大体五、六年でこれを千五百円のレベルまで持つていくというのは、世界レベルで見ても私は重要なことだと思うし、これは必要だと思うわけでござります。

例えば、私個人的な見解でありますけれども、その千五百円というのが一つの私はめどだと思つていますし、こういうふうに上がっていけば本当に百円ずつぐらいいこう上がっていって、これに対していければ、政政策を直接していくと、これも大企業にやる必要はありません。ですから、ちょっと厚労省の大企業の基準が、雇用として大体千人以上を大企業という、だから、千人以下、あるいは

は中小企業だつたら三百人以下が中小企業庁レベルの中小企業という話になるわけですから、彼らに対して国がこの支援をしていく、直接支援をする。

そうすると、大体、中小企業レベルだと千二百万人、厚労省レベルだと千五百万人ぐらいの対象になるんでしようけれども、そこを集中的に国の支援を行つて、最低賃金を五、六年後には千五百円まで上げていって、さらに、上げたらすぐにはしごを外すんじやなくて、さらに、そこから少し通減させながらそれが維持できるような仕組みを取つて、それを元々の中小企業の方にしつかり、元々こういうことをやるんだよということを宣言しながらやつていく、これは極めて重要なことだと思うわけですね。

こういった議論を聞いて、大臣のこの最低賃金に対する、どういうふうな今の議論の感想をお持ちかということをお聞きしたいと思います。

○麻生國務大臣 末松先生、冒頭に申し上げましたように、二〇一二年の十二月ですかね、に政権交代後、様々な施策というのを推進させていただき、賃金の面でも、ささやかながら一%から二%の間ぐらゐのところで徐々には成果が表れているんだと思いますが、しかし、先ほどの資料の一ページ目にありましたように、その賃金の上がり方は、欧米先進国に比べて伸びが低いという数字、これは事実でありますので、その中で、結果として今、加重平均等々を見ると韓国より低くなっているんじゃないのかというお話をこれは極めて重要なところなので、これを継続的に上昇させていくことが必要なんだと思うんですね。

今、千円という話がありますけれども、外国でいえば約十ドルということになりますけれども、最低賃金を十五ドルに上げたいということを今アメリカはやっておるんですけど、なかなかそこまでは行っていないんですが、いずれにして盛り込まれた施策というのを、迅速にこれをやら

せていただくとして、民間投資というのが出てこない、出てきて設備投資等々によつて生産性が上がらないとなかなか賃金上昇につながつていかないといふことになりますので、生産性の向上を図つた上で、いわゆる賃金上昇の意識、モメンタムというものを維持できる環境というものをつくり上げていかないとなかなかいかぬのだと思いますけれども。

それをやつて、五年とか六年、どれくらいか、今、そのところはなかなか企業によつて難しいところだとは思いますけれども、このコロナの後、いろいろ企業も随分内容が変わつてくると思うんですね。そういう意味では、その内容によつて企業間格差が出てくるでしょうし、産業間格差も出るということをもうある程度覚悟した上でこういったようなことをやつていかない、と、全体としての意識が上がつていませんし、それを貯えるだけの、人件費がアップした分を貯えるだけの、設備投資によつてそれを補う、生産性を上げる、営業がもつと伸びる、いろんな理由でそれを賄うという決意で経営者もやつていかない、と、なかなかこの問題は解決しないんだと思います。

○末松委員 国が統一して最低賃金を上げるんだというこの施策を是非掲げていただきたい、そこを強くお願い申し上げます。

この点について、私はこれからしつこく、ちょっと私のいろんな研究を含めた中でこれをまた追及していくので、是非そこはよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと残つた時間で、税制について、インボイス制度について、議論を引き続きさせていただきたいたいと思います。

免税事業者の取引から排除ということが、私は申し上げたと思うんですけど、財務省の考え方としては、経過措置として、免税事業者からの仕入れについて、この制度導入から三年間は八〇%、その後の三年間は五〇%の控除を可能とする。また、現行制度と同様に、小売業者等について、販売先の氏名、名称の記載を不要とする

いうふうな考え方にしていて、これが本筋であります。それで、こういう経過措置のあることは知つていいのですが、やはり課税仕入れ業者、つまり購入者は、そのような複雑な経過措置を受け入れるのかなど私は疑問なんですね。やはり、この経過措置を適用するには、例えばこのようないい仕分が必要になるんです。

例えば、まず、インボイスがない取引、これは免税事業者からの仕入れであることを把握する、二番目に、免税事業者の取引を取りまとめる、三番目に、この中から軽減税率と標準税率の仕入れを分けて、その八〇%を課税仕入れする。こんな複雑なことを一々やらなきゃいけないということであれば、じゃあもう免税事業者との取引は全て、免税事業者からは、このインボイス発行ではなくして、免税事業者には、このインボイス発行時の業者、つまり課税事業者を選択するよと言うことになるだろうと思うんですね。

これはデータでも確認されていまして、日本商工会議所の昨年十月のアンケート結果に、免税事業者との取引はしないと回答した率が一七%あります。更にいろんな仕組みが分かつてくれたんですね。更にいろんな仕組みが分かつてくれば、どんどんこれが増えてくる。そうなると、やはり実質的に免税業者が取引から排除されるということになるわけです。

また、例えば個人タクシーの事業者、これはほとんど現在、今、免税事業者なんですね。この中に課税事業者を選択した者とそうでない者が混在することになるんだけれども、そうすると、企業にとって、個人タクシーは利用するな、こういうふうなお達しが出るということも十分考えられるわけですね。

また、創業間もない会社、ベンチャーナンカも、大体はほとんどが免税業者に最初はなつていいわけですから、こういった全てがB2Cの取引をしようと思えば、課税事業者を選択するといふような取引になつてしまふ。これもだから排除されるだろう。ですから、こういう、排除されないようなことをやはりしっかりと考えていかないといけない。

だから、例えば、仮に万が一、百歩譲つてインボイス制度を導入するということであれば、基準年度は廃止して、全ての事業者を課税事業者として、申告時に年間売上げ一千円以下の事業者は、徴税コスト分の納税を差し引くとか、こういった制度も検討に値するんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

この経過措置、免税事業者からの仕入れについて一定割合の控除を認めるという六年間の経過措置の内容については御指摘のとおりでございます。そこで、本則課税の事業者が、仕入れについて、免税事業者からの仕入れと課税事業者からの仕入れを区分する必要があるという点も委員のおっしゃるとおりでございます。

他方で、先日もちょっと触れましたけれども、仕入れについてきちんと管理を行わなければいけないのは本則課税の場合でございまして、売上高が五千万円以下の小規模な事業者の場合、簡易課税の選択が可能でございますので、簡易課税の下では、仕入れについて区分経理を行わなくては、売上げの方だけ記帳していただければ申告が可能であるということでございます。

また、本則課税の方の場合につきましては、確かに、その事務負担をどうやつて軽減していくかというところは重要な問題でございます。

この点について、会計ソフトの方の動向についても、いろいろと情報収集などをつけておりますが、比較的小規模な企業の場合はパッケージソフトでありますとかクラウド会計サービスなどの利用をされているケースが多いかと思いますけれども、こういったソフトウェアにおいては、このインボイス制度の施行に対応して課税事業者と免税事業者からの仕入れについて比較的容易に入力ができるようなソフトウェアのアップデートを行なうといった予定もあるようになっております。こういった記帳環境の近代化といったようなことも併せて取り組んでいく必要があろうかというふうに考えております。

<p>また、全ての方に課税事業者になつていただくということはどうかということで、確かに、いろいろな問題が生じてきますのは消費税制度の中に免稅点があるということが原因でございますので、その核心をついた御指摘かなというふうには受け止めておりますが、他方で、今、免稅事業者の方の中でもBツーコの取引が過半である、ほとんどであるといった方もかなりいらっしゃるわけございますし、また、Bツーピーの取引をされている方も取引の状況によっては課税選択などをする必要もないという方も現状ではいらっしゃるのだろうというふうに思いますが、全ての方に課税事業者としてその申告をすることを求めるということについては一定程度慎重な検討が必要ではないかなと思っております。</p>
<p>一方、課税選択をされた場合の事務負担については簡易課税が適用可能であるということで、これは先日申し上げたとおりでございます。</p>
<p>○末松委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、今コロナでこういったインボイス制度の説明もできる機会がないんじゃないかということで、そこで、そこでもいろいろな検証をやらなきやいけないというのだが、来年十月までにやらなければいけないということなので、本当にちょっとコロナの状況を考えたら、この検討時期も、そこの準備に対する検証も引き延ばさざるを得ないんじやないかと思いますので、そういうことを最後に指摘し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。</p>
<p>○越智委員長 次に、日吉雄太君。</p> <p>○日吉委員 立憲民主党・無所属の日吉雄太です。</p>
<p>所得税法等の一部改正案について質問をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、子供食堂をめぐる税務処理についてお伺いいたします。</p> <p>地域住民や自治体が主体となつて無料又は低価格で子供たちに食事を提供するコミュニティー</p>
<p>の場として、子供食堂が全国に広がっています。子供食堂は、単に子供たちの食事の提供の場としてだけではなく、帰りが遅い会社員、家事をする時間のない家族などが集まつて食事を取ることも可能で、地域住民のコミュニケーションの場としても機能しています。</p> <p>そこで、質問です。</p> <p>子供食堂に対して食材等の現物を寄附した場合、税務上、寄附金と扱われるのでしょうか、それとも、単純に損金に算入できる経費として扱われるのでしょうか。お答えください。</p> <p>○罐水政府参考人 お答えいたします。</p> <p>一般論として申し上げますと、法人が食材等を無償で提供した場合、法人税法上、その提供に要した費用は、寄附金として一定の損金算入限度額の範囲内で損金算入されるということになります。</p> <p>一方で、食材等を無償で提供する場合であります。一方で、実質的に法人の食品廃棄として行われるようなものにつきましては、寄附金以外の費用として損金算入できるものとして取り扱ってございます。</p> <p>それから、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、法人が不特定又は多数の方々に対しても緊急かつ感染症の流行が収束するまでの期間において行う自社製品等の提供については、災害時と同様に、寄附金以外の費用として損金算入できるものとして取り扱っているところでございます。</p> <p>したがいまして、法人が子供食堂に食材を無償供給する場合でございましても、ただいま申し上げましたとおり、実質的に食材等の企業の食品廃棄として行われるようなものである場合や、新型コロナウイルス感染症に関連して、不特定又は多数の方々に對して緊急かつ感染症の流行が収束するまでの期間において行われるものでございまして、法人が子供食堂に食材を無償供給する場合でございましても、ただいま申し上げましたとおり、実質的に食材等の企業の食品廃棄として行われるようなものである場合や、新型コロナウイルス感染症で様々な予防が行わ</p>

ただいま申し上げたことと同様でございますが、業務必要上のものとして支出したというふうになりますれば、費用として計上できるでございます。費用として計上できるといふふうになると思います。

○日吉委員 その場合、やはり交際費になるんでしようかね。福利厚生費とか、何かほかの科目にありますか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

形態にもよると思うんですけれども、交際費になる場合もあると思います。

○日吉委員 済みません、通告していなくて申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

もう一つ、コロナに関係して質問させていただきます。

コロナが完全に収束した際には、今ではなくて完全に収束した際には、飲食店等への支援の一つの方策として、交際費の損金算入制限を撤廃することも考えられるんじゃないかなというふうに考えております。

感染収束が中途半端な状況で行つてしまふと再び感染を拡大させてしまう可能性がありますが、そこは極めて慎重に行動しなければなりませんけれども、企業の交際費支出を後押しして外食産業等を支援する手段として、交際費の損金算入制限を撤廃するということが考えられます、どのようにお考えでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

交際費につきましては、これまで、冗費の抑制等の目的で原則として課税を行うこととしている一方で、その特例といたしまして、中小企業につきましては八百万円まで一〇〇%損金算入できることで、一定の損金算入を認める改正を累次行ってきているところでございます。

他方、交際費の損金算入制限の撤廃という御指摘でございますが、この点につきましては、大多数の中小企業が先ほど申し上げました損金算入の

枠を使い切れない状況であること、また、交際費の損金算入の拡充によりまして裨益されるのは主に大企業となりますことなどを踏まえまして、交際費課税が企業の交際費支出の判断に及ぼす影響がどの程度かといったようなことですとか、財政的な影響なども含めまして、慎重に検討する必要があると考えております。

○日吉委員 ありがとうございます。今現在、何か検討をされているということはあるんでしょうか。今後する、しない、もう一度お願いいたします。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。昨年の、令和二年度の税制改正におきまして、大企業向けの交際費課税については、一部、むしろ適正化を行つたという段階でございます。

足下の状況は御指摘のようなコロナ禍の状況でございますので、特段、そいつた交際費課税の緩和といった議論あるいは検討を行つてあるといふ状況ではございません。

○日吉委員 分かりました。もし御検討をしていただければ、していただきたいと申し上げさせていただきます。

次に、先日の衆議院本会議におきまして、確定申告につきまして、全ての人に確定申告を義務づけてはいかがかという提案をさせていただきました。その理由として、私から四点申し上げさせていただいております。

簡単に繰り返させていただきますが、第一に、全ての人が税に向き合うことは、民主主義が成熟するためには極めて重要だからという理由です。

二つ目が、税の公平性を確保する必要がありま

す。これは、個人事業主と給与所得者との公平性

という観点です。第三に、個人が尊重される社会

に対応する必要があるから。四点目としては、生

活困窮者の実情を把握することができる。こういった必要性があるのではないかという意味

で、一定の損金算入を認める改正を累次行ってきているところでございます。

他方、交際費の損金算入制限の撤廃という御指摘でございますが、この点につきましては、一定以下の年金収入の方ですとか住民税の非

の負担事務を考え、慎重な検討の必要がある、このような答弁をいただきました。

ここで質問です。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、委員御指摘の四つの御趣旨につきましては、これは重要な御趣旨であると存りますし、問題は、その手段として全員に確定申告を義務づけることが適當なのかどうかといふことが議論になつてゐるという前提で申し上げますが、現在、多数の給与所得者の方々については、源泉徴収と年末調整もつて課税関係が完了いたしまして、確定申告の必要がないということになつております。

ですが、これは、年末調整の際に、生命保険料控除でありますとか住宅ローン控除など、あるいは各種の人的控除の精算などといったことが行われてゐるからということでございます。

仮に、年末調整を廃止して給与所得者の方々に全員確定申告を義務づけるといったことをいたしましたら、これらの控除の適用でありますとか各種控除の精算といったような作業を、納税者自らがその計算をされた上で確定申告を一からやつていただくということになりますので、その意味で、年末調整を行つことによりまして、多くの給与所得者の方は、十二月の時点で各種の控除の適用による所得税額の還付あるいは減少といったようなことで恩恵を受けることができるわけでございます。

また、事務負担のほかに申し上げますと、年末調整を行つことによりまして、多くの給与所得者の方は、十二月の時点で各種の控除の適用による所得税額の還付あるいは減少といったようなことで恩恵を受けることができるわけでございます。

これが、確定申告となりますが、一月の下旬ぐらいに源泉徴収票がやつてきて、それから申告の時期に入ることになりますので、やはり、還付な

り控除の恩恵を受けられる時期が後ろにずれてしまふといったような問題もあるわけでございま

す。

また、元々納税義務のない方といたしまして、一定以下の年金収入の方ですとか住民税の非

課税世帯の方などが想定されますが、こういった全ての方に税額が発生しない中で確定申告の作業を行つていただくということは、これは一から負担が増えるということになりますし、現在、税制上、そういうことを求める理由が必ずしもございませんので、そういった中で、この負担を求めることについて御理解が得られるかどうかという問題もあります。

○日吉委員 幾つか、今、事務負担の話、まあ二つですか。二つ目におっしゃられた還付の時期が後ろに延びるというのは、これは事務負担といふよりも利便性が後退するというよう、そういう形かなと思つてください。

一つは、確定申告自体を個々人でやらなければいけないので、控除の計算をすることになるといふこと。もう一つ言われたのが、済みません、ちょっととすぐ出てこなくなっちゃいましたけれども。

確定申告を個々人が全てやるということにならぬことは、三葉二郎の功用、効果、満成功用

か、費用もかかるといった面もあるということは  
理解できます。

ますので、そういうふた多くの、低所得者というふうにいふべき、多數の低額の給料等の導入、二つは一

そういうものも含めてですが、諸外国のいわゆる合計つゝ兌換空余の口こは、やはり兵庫等

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。  
たどきに企業においての効用  
とか、こういったものがどういったことが考えら  
れるか、お答えください。

御理解いたただきたいと思します  
○日吉委員 確かに、数は非常に増えるとは思いますが。しかし、今おっしゃつていただいたように、負担の軽い重いというのがあるわけで、相当

多勢の雇用の結果、所得者  
かれは一ヵ月に申告してい  
たがくと、いう必要が出て  
くるんだと思つて、これはど  
うでも、まず納税を担当して  
います職員の数を膨大に

める給付(きめい付)の中には、やはり何所得を得るかに対する給付でありますとか、あるいは子育てや介護のための支度(しと)等が、主でございまして、どちらかというと社会保障制度

企業ということで、源泉徴収の事務を行つていただいている事業者の側の負担ということをご存じますが、仮に、全員に確定申告を義務化して、企業による源泉徴収ですとか年末調整の事務を一切行わないということになりますれば、その分、企業の負担が減少するということは事実でござります。

な、許容範囲を超えるような負担にはならないいろいろな点について、お尋ねになります。

に増やしていくだかなかきやいかぬことになりますし、社会的な費用は極めて大きいということになります。

したがつて、申告に伴う納税者の事務負担といふのも考えなきやいけませんし、そういう意味では、両方に、いろいろな意味での、納税者意識という点を差し引きましても、事務負担等々に関する

そういう意味で、その導入について検討するに  
ありますとか児童手当など、これに相当する制度  
が既に存在をしておりますので、こういった同様の  
の政策目的を持つ現行制度との関係というのを十  
策であるとか子育て支援とかのための制度とい  
う性格を持つているものが多くございます。

他方で、確定申告の際に、それぞれの方の給与の支払い情報について税務署も把握する必要があるかもしれませんし、申告する側も、現在、源泉徴収票などを用いて、この形で証明する書類を添付しているわけです。が、これに代わるような何らかの給与の支払い類型を証明する書類を企業から従業員の方に交付していただく、あるいは同時に税務署の方に提出していくなどということは依然として必要でございますので、そういう意味での事務負担は残るといふことでございます。

のが簡略化されているので、それほど大変なことはないんじゃないんじやないのかなということも思っておりませんので、できない話ではないのかなというふうに思つております。

それと、各人の所得を把握できることにも、今この人の状況が把握できることになつて、それ以外の効果として、給付つき税額控除、こういった制度を行うにもつながつていくのかなというふうに思つておりますので、どうか全ての人に確定申告を行うということについて御検討をいただきたい

○日吉委員 確かに事務負担が増える面はありますけれども、一方で事務負担が社会全体で減る面もありますし、最初に申し上げたように、四つの目的、これを果たすという意味でも意義のあることなのかなというふうに考えております。  
確かに、慎重な検討というのは必要だと思いま  
しましてはかなりのものが増えるだろうと思いま  
ので、これはちょっと慎重に検討をさせていた  
だかぬと、そんな簡単にできる話とは思えませ  
ん。

その上で、仮にその給付つき税額控除を導入するという場合の課題といたしましては、諸外国と同様、この給付つき税額控除の支給要件として、所得や資産の把握をどうするか。諸外国におきましては、金融所得も含めた所得を所得要件を課す際に使用している例が多くございますし、あるいは、資産についても要件として加味しているケースもございます。

コストの面について、先ほどちょっと時間の関係もあつてはしょりましたが、現在納税義務のなの方も含めて全員申告ということになりますと、現在、確定申告していただいている方々の人数が年間で二千二三百万人程度ということになりますと、が、それに対しまして、何らかの形で働いて収入を得ている方の数が約六千七百万人、約三倍になります。また、働いて得る収入でなくとも、資産性の収入、例えば家賃収入ですとかいろいろなのがございますが、そういった方々もかなりいらっしゃるというふうなことを加味いたしますと、相当程度、この申告件数というものは爆発的に増えるということになりますので、こういった方々に、それぞれ軽重はいろいろあると思いますけれども、事務負担が生ずるということ、適正申告であるということを確認するために作業が必要になつてしまりますので、そのための体制整備ですと

いな、こういうふうに考えます。  
最後に、麻生大臣、これについてコメントをいただけないでしょうか。

○麻生国務大臣 今、住澤という主税局の方から御説明をさせましたように、所得税というのを確定申告していただくことで税額を精算、確定するという制度となつてゐるんですが、御存じのように、給与等は、納税者の手続を簡便にするといふような観点から、いわゆる源泉徴収というのをさせていただいた上で、年末調整によって課税関係が終了する仕組みが設けられている、もうこれは御存じのとおりなんですが。

今先生おっしゃるように、全ての人に確定申告を義務づけるということを言っておられるんだと思うんですが、これは、既に納税している方は、源泉徴収は別に確定申告という話ですけれども、納税をしておられないという方も何千万とおられ

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。  
　給付つき税額控除と呼ばれているもの、これは、いわゆる給付つき税額控除と呼んでおりますが、諸外国では様々なものがございまして、中にもこの給付つき税額控除と呼ばれているものの中には含まれてございます。

　そこで、個人人が確定申告をするに当たって、そのインセンティブがあるような仕組みにもしていく必要があるのかなというふうに思います。そういうことをクリアしながら、御検討をいただけたらなということを申し上げさせていただきます。

　引き続きまして、今の確定申告の話にも少し関わるんすけれども、給付つき税額控除について、これを行う場合の課題、どういったことがあるのか、教えてください。

また、そういうたのをやつて、いく上で、行政の執行可能性やコストといった問題、これは先ほどの確定申告に伴う議論でも出てまいりました。例えば、我が国の場合、e-Taxというお話をございましたが、自宅などからe-Taxを利用して申告されている方はまだ三割程度という現状でございますので、そういうたの面も加味する必要があるかと思います。

また、アメリカなどの例を見ますと、この給付つき税額控除の申告の四分の一程度が不正受給があつたり、あるいは過誤受給であるといったようなデータもあつたりいたしますので、適法性のある支給をどうやって確保するか、こういった課題があると思うかと思いますので、慎重な検討が必要であると考えております。

○日吉委員 最後に、不正受給ということがありますという、それも一つの検討項目になるのかなと思います。

いな、こういうふうに考えます。  
最後に、麻生大臣、これについてコメントをいただけないでしようか。

○麻生国務大臣 今、住澤という主税局の方から御説明をさせましたように、所得税というのを確定する申告していただくことで税額を精算、確定するという制度となつてはいるんですが、御存じのように、給与等は、納税者の手続を簡便にするというような観点から、いわゆる源泉徴収というのをさせていただいた上で、年末調整によって課税関係が終了する仕組みが設けられている、もうこれだけで御存じのとおりなんですが。

す。公平な税制をつくつていくという意味、そして、個々人が確定申告をするに当たって、そのインセンティブがあるような仕組みにもしていく必要があるのかなどいうふうに思います。そういうことをクリアしながら、御検討をいただけたら、などということを申し上げさせていただきます。  
引き続きまして、今の確定申告の話にも少し関わるんですけども、給付つき税額控除について、これをを行う場合の課題、どういったことがあるのか、教えてください。

また、そういうもののやつていく上で、行政の執行可能性やコストといった問題、これは先ほどの確定申告に伴う議論でも出てまいりました。例えば、我が国の場合、e-Taxというお話をございましたが、自宅などからe-Taxを利用していく申告されている方はまだ三割程度という現状でございますので、そういうふたコストの面も加味でござりますので、そういうふたコストの面も加味する必要があるかと思います。

また、アメリカなどの例を見ますと、この給付つき税額控除の申告の四分の一程度が不正受給があつたり、あるいは過誤受給であるといったようなデータもあつたりいたしますので、適法性のあ

が、諸外国では様々なものがございまして、中に  
は、税とは関係なく、単に給付をする制度という  
のものこの給付つき税額控除と呼ばれているものの  
中には含まれてござります。

あると考へております。  
○日吉委員 最後に、不正受給ということがありますという、それも一つの検討項目になるのかありますので、慎重な検討が必要であるかと思ひますので、支給をどうやって確保するか、こういった課題があるか考へております。

と思ひますけれども、最初に、所得の把握をすることが課題でありますという話がありました。それは、先ほどの、全ての人に確定申告を行うことによつて、ここは一つクリアされる方法になるのかなということを申し上げさせていただきたいと思います。

それで、実際問題として、海外でこの給付つき税額控除というのは実施できていますけれども、日本で実施するに当たつて、今幾つか課題をおっしゃられましたけれども、これは政策判断としてやつていくことであればもちろんできる話なのか

やつしていくことは実施できていますけれども、そこにはかかるコストがなと思うんですけれども、それともどれだけ膨大で、現実的ではないのか、それとも判断としてやればできるものなのかどうなのか、この辺りのさじ加減というか感覚を、ちょっとと通告していないんですけど、教えていただけないでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

全員に確定申告を義務づければ所得の把握の点ではクリアできるのではないかという御指摘でございましたが、先ほどもちょっと触れましたように、申告をしていただくだけでは不十分でございまして、その申告が正しい申告であるということを、税務当局なり、この給付つき税額控除の制度を運営する当局が確認できることが大事でございまして、そのためには、その裏づけとして、給与所得者の場合は、給与の支払いを行つた方から税務当局に給与の支払い額の情報を、今であれば源泉徴収票の形でいただいておりますが、そういうものをいただく必要がありますし、事業所得者の方についても、その所得を把握するために様々な手立てを講ずる必要がある、こういったようなことになるわけでございます。

また、外国の例ですと、やはり資産性の所得についてもきちんと把握をした上で、これを所得基準に加えるという制度になつてゐるところがありますけれども、こういったことを行うためには、現在、日本では源泉分離課税ということになつておりまして、何の情報も税務当局には入つてこな

い利子所得などについてもどうやつて把握するのかという課題がござりますし、また、配当所得についても、一部、少額のものなどについては資料

を回復させる税制の抜本的な改革が必要ではない

か、このようにお話をさせていただきました。

しかししながら、この総合課税化というのが実現

導入されておりますが、マイナンバーを活用して

もなお、こういった資料情報をなければナンバーを用いた名寄せもできないということをございます。

また、課税最低限以下の方々について、今、国

税当局においては当然情報を把握していないわけ

ですから、この方々の申告について確認する手だ

てをどうやつしていくか。先ほど、アメリカの例

で、支給額の四分の一が不正受給だったり過誤受

給だったりということが起きているということでございませんが、これは、アメリカのように、ソーチャル・セキュリティ・ナンバーを使いまして

様々な所得のチェックを行つている国でもなおこ

ういった問題が起きるわけござりますので、こ

れから一から全員に申告をしていただくといつた

よいうな制度を入れた場合に、適正な申告をしてい

ただくために、確認する作業まで含めてやつてい

くといふことがありますと、やはり社会的なコスト

トというのは膨大になつてくるというふうに考え

ております。

○日吉委員 確かに、全員確認するとなると相当

な事務作業になるとは思ひますけれども、今も確

定申告というのは、その申告した人の申告を前提

として納税をし還付も行つてゐるといふことで、

納税者自身は申告を行わなくとも、源泉徴収

等によりまして完結する簡便な仕組みになつてい

るわけござります。

こういった中で、この金融所得課税の在り方に

つきましては、令和三年度の与党税制改正大綱に

おきましても、税負担の垂直的な公平性等を確保

する観点から、諸外国の制度や市場への影響等も

踏まえつつ、総合的に検討するといふことになつ

てござりますので、引き続き検討してまいりたい

というふうに考えております。

○日吉委員 引き続き検討ということですが、麻

生大臣、コメントをいただけますか。

○伊藤副大臣 お答えいたします。

日本の国庫制度におきましては、会計法第三十

四条及び日本銀行法の第三十五条の規定に基づき

まして、あらゆる種類の国庫金を日本銀行に集中

してその出納事務を取り扱わせることとし、日本

た。コロナ禍により貧富の格差の問題がより深刻化している状況にあつて、今こそ所得再分配機能を回復させる税制の抜本的な改革が必要ではない

が今いろいろ御検討いただいているところなん

だと思いますので。

たしか、与党の税制調査会の中で、令和三年度のなかで、この問題については検討すべきということが示されておりますので、私どもとしては、この大綱で示されておりますので、公平性というものを確保するという観点から、これは諸外国もよく見ておきませんと、簡単に移動しますので。そうしておきませんと、支給額の四分の一が不正受給だったり過誤受給だったりということが起きているということでございません。

これによりまして、税制が金融市场にゆがみを

与えにくいか、ほかの所得の状況を踏まえて、

税制の税負担の軽減を目的として、意図的に金融

取引のタイミングを調整して、いわばタイミング

を選んで損出しをするといったような行為を抑制

することもできるということでござります。

○日吉委員 是非、御検討をお願いいたします。

続きまして、消費税についてお伺いをいたしま

す。どうも私、ずっと分からぬことがあります

つ、これは総合的に検討をさせていただきたい

と思っております。

そこで、それについて今日はお伺いしたいと思いま

す。

○日吉委員 消費税は社会保障関係費に使うということが消

費税法にも明記されております。日本の国民の皆

様、消費税は社会保障に使うということは御理解

されていると思います。

しかし、どうもお金というのは、集まつて、そ

れをどこに使つてゐるのかというのではなくか分

からないものかな、お金に色はないといふような

ことが言われる中で、どうして消費税は社会保障

費に使われているのかというところを御説明いた

だきたいと思いますが、その前提として、まず一

つ目の質問なんですが、消費税收入、これ

は、入金口座が、消費税の収入が入つてくる政府

の口座があつて、それは特別に何か分離され、

ほかの税収とは分離されているよう、こういう

ことが行わわれているのでしょうか。教えてください。

<p>銀行を最終的かつ総括的な現金出納機関とする」とによつて、国庫金の効率的、統一的な運用を行つております。</p> <p>そうした観点から、國は、日本銀行に保有する政府預金において租税を含む国庫金の受け払いを行つているところございまして、税目別に口座は区分されておらず、消費税收入の入金口座は他の税収とは区分はされておりません。</p> <p>○日吉委員 ありがとうございます。</p> <p>今お話しの中で、日本銀行の政府が持つている口座の中に消費税收入も所得税收入も他の税収も一緒に入つてくるということで、消費税收入だけが区分されているわけではないということでした。</p> <p>それで、二つ目の質問なんですがれども、では、消費税收入がどの社会保障支出に支出されているのか、これというのは明確に把握されているのでしょうか。</p> <p>○角田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>角田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>それでも、そのどこに幾ら消費税の税収が支出されているのか、これを受けまして、予算のとおりございまして、これを受けまして、予算の方におきましても、毎年予算総則におきまして、消費税法の第一条第二項については議員御案内</p> <p>○角田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>角田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>そこで、論点でござりますけれども、施策ごとに消費税収を幾ら充てているかまでを定めているわけではございませんけれども、令和三年度の予算案で申しますと、ただいまの四経費が三十一兆八千億程度でござりますのに對しまして、国分の消費税収のうち地方交付税の財源になる分を除きますと十六兆三千億ほどでございますので、国分の税収が社会保障以外に充てられているという状況にはございません。</p> <p>○日吉委員 社会保障の支出の金額の方が大きいから、その中の範囲内に消費税收入が取まつています、全額社会保障に充てられています、こうい</p>	
<p>う御説明だつたと思うんですけれども、そうすると、今のお話ですと、三十一兆のうち十六兆充てられておりますけれども、残りの十五兆については、どの税収が社会保障関係経費に支出されているか。それは把握されているのでしょうか。</p> <p>○角田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>消費税収で賄い切れない四経費につきまして、どの税目からの税収を幾ら充てているというふうに定めているわけではございませんけれども、消費税以外の税収、税外収入あるいは特例公債の公債金収入といった一般財源によりまして賄つているところでございます。</p> <p>○日吉委員 そうしますと、消費税で賄い切れない部分についてどの税収で賄っているのかといたのは、区別はされていないけれども、何らかの税収で賄つています、こういう御説明だつたと思います。</p> <p>そうしたら、例えば、所得税収が社会保障関係経費に充てられているんですけども、それ以外にほかの税収が社会保障関係経費に充てられて、実は消費税が余つてしまつているというようなことはないということは、どうやって把握されているんでしようかね。質問の意味、分かりましたでしょうか。よろしくお願ひします。</p> <p>○角田政府参考人 法律に決められているとおいて、消費税収の使途となりますが、その残り費を総則の方に限定列举いたしておるところでございます。</p> <p>そこで、論点でござりますけれども、施策ごとに消費税収を幾ら充てているかまでを定めているわけではございませんけれども、令和三年度の予算案で申しますと、ただいまの四経費が三十一兆八千億程度でござりますのに對しまして、国分の消費税収のうち地方交付税の財源になる分を除きますと十六兆三千億ほどでござりますので、国分の税収が社会保障以外に充てられているという状況にはございません。</p> <p>○日吉委員 社会保障の支出の金額の方が大きいから、その中の範囲内に消費税收入が取まつています、全額社会保障に充てられています、こうい</p>	
<p>う御説明だつたと思うんですけれども、そうすると、今のお話ですと、三十一兆のうち十六兆充てられておりますけれども、残りの十五兆については、どの税収が社会保障関係経費に支出されているか。それは把握されているのでしょうか。</p> <p>○角田政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>先ほど主計局からも御答弁申し上げましたとおり、消費税法第一條第二項におきましては、消費税につきまして、地方交付税分を除いてでございますが、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護のための施設、いわゆる社会保障四経費ですけれども、年に充てるということとされておりますのは御存じのとおりです。</p> <p>したがいまして、施策ごとに消費税を幾ら充てることを定めているわけではありませんが、令和三年度の予算案におきましては、国の社会保障の四経費につきましては三十一兆八千億にのよう、この社会保障四経費を上回つて消費税収が生ずる、逆に言つて、消費税収に余りが生ずるというような事態は想定をされていないとということございます。</p> <p>つまり、消費税収を他の経費に使うことはできないというのと、この消費税法第一條第二項の趣旨でござります。</p> <p>○日吉委員 分かりました。</p> <p>そういうことであれば、消費税収入はこの四経費以外に使うことができませんということなので、もし仮に余つてしまつた場合、今の法律であれば、それは使えないで必然的に繰り越される、こういうことになるということによろしいですか。</p> <p>○角田政府参考人 その四経費以外に使えないといふことでござりますので、これだけギャップがあり、まず消費税収を充てているわけで、その残りの部分については、一般会計全体で使える一般財源がござりますので、それは特例債も含めてですけれども、それが充たつてることになつていては思いますが、これが充たつてあると、四経費といふ御説明をさせていただいているところでございます。</p> <p>そこで、論点でござりますけれども、その中で、余り仮定の話をお答えするのはどうかとは思いますけれども、仮にオーバーフローみたいにありますけれども、それは剩余金という形になるんだどううと思います。それはそれまで、四経費といふ御説明をさせていただいているところでございます。</p> <p>○日吉委員 分かりました。じゃ、そこは、今の状況ですと使えないということで、確認ですけれども、剩余金といふことに必ずなるということとどう理解いたしました。</p> <p>大臣、念のため、そのような処理でよろしいでしょうか、確認させてください。</p> <p>○麻生国務大臣 基本的に、今申し上げたとおりなんですか。消費税収につきましては、現</p>	
<p>行の消費税法の第一條の第二項において、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護のための施設、いわゆる社会保障四経費ですけれども、年に充てるということとされておりますのは御存じのとおりです。</p> <p>したがいまして、施策ごとに消費税を幾ら充てることを定めているわけではありませんが、令和三年度の予算案におきましては、国の社会保障の四経費につきましては三十一兆八千億にのよう、この社会保障四経費を上回つて消費税収が生ずる、逆に言つて、消費税収に余りが生ずるというような事態は想定をされていないとということございます。</p> <p>つまり、消費税収を他の経費に使うことはできないというのと、この消費税法第一條第二項の趣旨でござります。</p> <p>○日吉委員 分かりました。</p> <p>そういうことであれば、消費税収入はこの四経費以外に使うことができませんということなので、もし仮に余つてしまつた場合、今の法律であれば、それは使えないで必然的に繰り越される、こういうことになるということによろしいですか。</p> <p>○角田政府参考人 その四経費以外に使えないといふことでござりますので、これだけギャップがあり、まず消費税収を充てているわけで、その残りの部分については、一般会計全体で使える一般財源がござりますので、それは特例債も含めてですけれども、私が質問は、今、消費税収入が劇的に伸びて社会保障関係経費を上回つた、余剰金が発生したときに、その余剰金はほかの経費に流用しないで剩余金として繰り越していくことになる、こことでよろしいですね。</p> <p>○日吉委員 今ちょっと私の質問とは違うことにについてお答えいただいたように思われるんですけども、私の質問は、今、消費税収入が劇的に伸びて社会保障関係経費を上回つた、余剰金が発生したときに、その余剰金はほかの経費に流用しないで剩余金として繰り越していくことになる、こことでよろしいですね。</p> <p>○日吉委員 ありがとうございました。</p> <p>誠にうまい話が、そういうふうな話があればよろしいんだと思ひますけれども、私は、そういうことになります。</p> <p>○日吉委員 ありがとうございます。そういうふうな話があればよろしいんだと思ひますけれども、私の質問は、今、消費税収入が劇的に伸びて社会保障関係経費を上回つた、余剰金が発生したときに、その余剰金はほかの経費に流用しないで剩余金として繰り越していくことになる、こことでよろしいですね。</p> <p>○日吉委員 ありがとうございました。</p> <p>ただ、どうも、やはり口座が分かれているわけではなく、そして、どこに使つてあるかといふ細かい使途というのが分からぬ中において、要は、机の上で、まあそう使つていますねというような感じがしてならないで、冒頭にも申し上げましたが、実際にはお金に色はない中で、どうして社会保障関係経費に使つていてるのかなどというのがよく分からなかつたんですね。</p> <p>社会保険関係経費が増大していく中で税収全体を伸ばしていくかなければならない、そのための手</p>	

段として消費税で収支を増やしていくましよう。うことは、これなら筋は通っているのかなと思ふ。すけれども、収支全体で社会保障関係経費の負担に対応しているわけですから、消費税は社会保障関係経費にも貢献はしていますけれども、それ以外にも、支出にも間接的に貢献しているのではないかなど。

別の言い方をすれば、社会保障関係経費を支えているのは別に消費税だけではないということだと思いますので、消費税がなければ社会保障制度が破綻するという言い方は少しおかしくて、収支や国債収入も含めて、そういった歳入がしっかりと確保できなければ社会保障制度が不安定になる、こういう言い方が本来の表現の仕方ではないのかなということを申し上げさせていただきます。

次に、国債について、もう一度お伺いさせていただきたいと思います。

くどくて申し訳ないんですけども、先進国のお自國通貨建て国債が償還できなくなることはあるのでしょうか。もしもあるのであれば、償還できない場合というのはどのような状況を想定されているのでしょうか。教えてください。

○麻生国務大臣 御質問すけれども、今、日本の場合でいきますと、極めて厳しい財政状況ではありますけれども、国債というものが購入され、消化されているとか、いろいろな表現はあるんでしようが、日本の財政運営に対する信認があつて結果として国債が買われるという状況、それが前提になつてゐるんだと思いますが。しかし、財政状況が更に厳しいということになつて、仮にマーケットからの信頼が失われるという事態が発生すると、まず、国債の金利が急激に上昇してくるんだと思いますが、したがつて、金利を上げないと消化ができないということになるので、いわゆる資金調達といふものは国としては難しいことになります。

また、今言われたように、今度は、いわゆる日銀といふか中央銀行というものが、紙幣を増刷して、国債を引き受けられるからお自國通貨建て国債

なんというものはデフォルトしないという、最近よく聞かれるMMT、モダン・マネタリー・セオリーという話もよく聞かれるところですけれども、そういう前提で財政とか金融とかいうものの運営が行われるということになれば、金がどんどん印刷されて賄つと、これはインフレになりますから、間違いなく。

そういう状況が出てきますので、私どもとしては、そういうような話ではなくて、きちんととした財政というものは、持続可能性というものを考えて、いわゆる国民とかマーケットとかいうものの信頼というものを確保しておかなければなりませんということを申し上げさせていただきます。

ただ、いつ信認がなくなるかどうか分からぬ

思つております。

○日吉委員 おっしゃるとおり、財政の、財政運営に対する市場の信認を確保するということは非常に大事なことだと思います。そのためにどうするのかということを考え、むやみに財政を支出するのは、それはもちろんよろしくないと私も思います。

ただ、今確認させていただいているのは、事実として償還できなくなるということがあると大臣は認識されているということを確認させていただいているんですね。償還できなくなることはあります。ただ、今確認させていただいているのは、事実として償還できなくなるということがあると大臣は認識されているということを確認させていただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 今回の大量の国債発行というものは、もうこれは御存じのように、新型コロナという感染症の拡大というものに対応するために、雇用というものを守るとか生活を守る等々、いろいろな必要な経費というのを計上させていただいたことで一軒需要が伸びた、そして同時に、コロナによって景気が悪くなつて税収が落ち込んだという二つが問題がありまして、大きな国債の発行が必要になつたというのが背景なんだと思いますが、今言われましたように、こういつたようなものは、市場がそれに応えて、きちんと政府が発行をしたものを持つてくれるか買つてくれないかといふようなものを、これは信用ですから、データとともに言わるものではありますんで、定量的な根拠といふものはお示ししづらいんだと思つております。

その上で、私どもとしては、二〇二五年のいわゆるプライマリーバランスの黒字化目標といふのに向かまして、いわゆる歳出改革とかいうもの

というふうに理解をいたしました。

それと、もう一つ大臣にお伺いしたいんです

に、極めて低い金利で安定的に消化をされている

という現実がありますので、そういうふたことで、市場の状況とか投資家の意向とか、そういうふたよ

うものを勘案して、マーケットと、若しくは投

資家との間の丁寧な対話をを行つておりますので、財政に対する市場の信認というものを維持しながら、国債の円滑な消化が可能であるというよう判断をさせていただき、今のところ、そのようなから判断するということとちょっと心もとない感じもしますので、やはりデータに基づいた上で、国債を発行できるかできないかといったことを見極めた上で、それを国民の皆様に説明して、発行しました。ただ、それを國民の皆様に説明して、発行しましたといふことにするのが本来のではないかなと思うんですけれども、このデータに基づいた判断というのは、なされているんだと思うんですね。それでも、どのようになされたのか、教えていただけます。

○日吉委員 今大臣がおっしゃられた、明日以降も同じように信認があるのかどうかということは

分かり難いという中だからこそ、どういった判断に基づいて国債を発行できたのかといったことをできるだけ客観的に説明できるようなことが必要なかなと思いますので、そのところをまたお話ししたいなと思います。

最後に、現在のマネーストックの状況について、それが今後、過度なインフレになるような可能性があるような量なのかどうかなど、異なる点から、今、マネーストックの規模をどのよう

に判断されているのか、評価されているのか、お答えください。

○越智委員長 日本銀行清水企画局長、申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○清水参考人 お答え申し上げます。

マネーストックの代表的な指標でござりますM

2の前年比は、このところ、九%台前半と、コロナ禍以前と比べると高めの伸びを続けてございます。これは、コロナ禍における政府が大規模な経済対策を実施していることや、金融機関が積極的な貸出しにより企業等の資金繰りを支えていることの表れでございます。

もつとも、物価という点では、消費者物価の前年比は、感染症のショックによる需要減少に加え、これまでの原油価格の下落を受けたエネルギー価格の低下や、G.T.O.トラベル事業による宿泊料の割引といった一時的な下押し要因などにより、マイナスとなつてござります。当面そうした状況が続いた後は、一時的な下押し要因が剥落し、経済が改善していく予想をしてございます。

もつとも、こうした見通しについては、足下、特に感染症の影響を中心に、下振れリスクの方が大きいと認識してございます。したがいまして、先行きの物価につきましては、様々な不確実性がござりますので、引き続きその動向を注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○日吉委員

ちょっと質問への明確なお答えはございませんでしたが、時間が参りましたので、終わりにさせていただきます。

○越智委員長 次に、海江田万里君。

○海江田委員 立憲民主・無所属の海江田万里です。

麻生大臣におかれましては、朝早くから大変お疲れさまでございます。いましばらく、食事までおつき合いをいただきたいと思います。さて、私は、主に今の日本の社会の格差の問題と、その中で税制が果たす役割についてお話をさせていただきたいと思います。

これはまず麻生大臣にお尋ねをしたいんです

が、麻生大臣は、今の日本の格差の状況、所得格差あるいは資産格差と言われますけれども、これ

をどのように考えておられるのか。あるいは、世

界の中で、日本の所得格差あるいは資産格差の

占める位置と、どういったものか、状況、こういったものがどうあるか。

これは質問通告してございませんが、麻生大臣の率直なとありますか、あるいは麻生大臣がいろいろなところで見聞きをしている日本の社会の情勢を踏まえて、どういうお考えをお持ちかという

ますが。

所得の格差については、今いろいろ言われておりますけれども、所得の再分配という考え方には、昔から税とか累進課税とかいろいろなものがそこに存在しておりますけれども、私どもの、このところ、この八年間ぐらいやらせていただいているところで、少なくとも、いわゆる所得税というものは四〇から四五%に最高税率が引き上げられておりますし、遺産相続等々につきまして課税最低限が下げられたり、いろいろな形でまた変わってきておりますし、いわゆる分離課税等々がよく話題になりますが、これも一〇から二〇に引き上げられる等々、いろいろな努力がそれなりになされております。

私は、政府の一番中枢にある人たちは、身の回りで起きていること、これがどういう問題なのかということをやはり本当に注意して見なければいけない。やはり注意して見ると、大臣がおっしゃったような、先進国の中ではそれほど格差のない社会なんじやないだろかというお話を、実は違ってくるんじゃないだろうか。

なかなかこの格差のデータというのは、いろいろ難しいんです。世界不平等データベースなどとかその他の先進国に比べて、いわゆる、やたら所得の高い方と低い方との格差は先進国の方では少ない方、少なくとも、そういう上に、それが固定化しちゃっているとか、確実にそういうふうなものが全く動いていないとかいうようなことでも、アメリカに比べて、他国に比べてそれほどひどくはないということが正直な感じです。

○海江田委員 私も十年以上前にはそういうふうに考えていました。ところが、まさに今、麻生大臣おっしゃいましたけれども、安倍内閣に

なって、そして麻生大臣がまさに財務・金融大臣として日本の財政あるいは金融行政のかじ取りをしていました間に、やはり私の考え方は違ってきたわけ

であります。

それはどうして違ってきたかというと、事実が十年前、二十年前と本当に大きく違ってきたということで、やはり私たちは、身の回りだけを単に見ていると、なかなかそういう事態の変化

漫然と見ていると、なかなかそういう

なんかは見えませんね。

私は漢字が大好きですが、見るという字は、あれは漫然と見えてくるとか漫然と見る。有名な陶淵明の「飲酒」という詩の中、悠然と南山を見る。これは、注視しなくとも目に入ってきてします。うとうと見るで、本当はそれを観聴の視という、これはやはりしっかりと、注視という言葉があります、しっかり見なきやいけない。

私は、政府の一一番中枢にある人たちは、身の回りで起きていること、これがどういう問題なのかということをやはり本当に注意して見なければいけない。やはり注意して見ると、大臣がおっしゃったような、先進国の中ではそれほど格差のない社会なんじやないだろかというお話を、実は違ってくるんじゃないだろうか。

なかなかこの格差のデータというのは、いろいろ難しいんです。世界不平等データベースなどとかその他の先進国に比べて、いわゆる、やたら所得の高い方と低い方との格差は先進国の方では少ない方、少なくとも、そういう上に、それが固定化しちゃっているとか、確実にそういうふうなものが全く動いていないとかいうようなことでも、アメリカに比べて、他国に比べてそれほどひどくはないということが正直な感じです。

○海江田委員 私も十年以上前にはそういうふうに考えていました。ところが、まさに今、麻生大臣おっしゃいましたけれども、安倍内閣に

なって、そして麻生大臣がまさに財務・金融大臣として日本の財政あるいは金融行政のかじ取りをしていました間に、やはり私の考え方は違ってきたわけ

であります。

最近、例えば日本経済新聞なんかが、K字の傷、それからK字回復とかいうことを、特にコロナの中でK字回復、あるいはK字の傷とかいうことがあるんですが、これについては御存じでしょ

うか。

それはどうして違ってきたかというと、事実が十年前、二十年前と本当に大きく違ってきたということで、やはり私たちは、身の回りだけを単に見ていると、なかなかそういう事態の変化

漫然と見ていると、なかなかそういう

なんかは見えませんね。

私は、政府の一一番中枢にある人たちは、身の回りで起きていること、これがどういう問題なのか

ということをやはり本当に注意して見なければいけない。やはり注意して見ると、大臣がおっしゃったような、先進国の中ではそれほど格差のない社会なんじやないだろかというお話を、実は違ってくるんじゃないだろうか。

なかなかこの格差のデータというのは、いろいろ難しいんです。世界不平等データベースなどとかその他の先進国に比べて、いわゆる、やたら所得の高い方と低い方との格差は先進国の方では少ない方、少なくとも、そういう上に、それが固定化しちゃっているとか、確実にそういうふうなものが全く動いていないとかいうようなことでも、アメリカに比べて、他国に比べてそれほどひどくはないということが正直な感じです。

○海江田委員 私も十年以上前にはそういうふうに考えていました。ところが、まさに今、麻生大臣おっしゃいましたけれども、安倍内閣に

なって、そして麻生大臣がまさに財務・金融大臣として日本の財政あるいは金融行政のかじ取りをしていました間に、やはり私の考え方は違ってきたわけ

であります。

最近、例えば日本経済新聞なんかが、K字の傷、それからK字回復とかいうことを、特にコロナの中でK字回復、あるいはK字の傷とかいうことがあるんですが、これについては御存じでしょ

うか。

それはどうして違ってきたかというと、事実が十年前、二十年前と本当に大きく違ってきたということで、やはり私たちは、身の回りだけを単に見ていると、なかなかそういう事態の変化

漫然と見ていると、なかなかそういう

なんかは見えませんね。

私は、政府の一一番中枢にある人たちは、身の回りで起きていること、これがどういう問題なのか

ということをやはり本当に注意して見なければいけない。やはり注意して見ると、大臣がおっしゃったような、先進国の中ではそれほど格差のない社会なんじやないだろかというお話を、実は違ってくるんじゃないだろうか。

なかなかこの格差のデータというのは、いろいろ難しいんです。世界不平等データベースなどとかその他の先進国に比べて、いわゆる、やたら所得の高い方と低い方との格差は先進国の方では少ない方、少なくとも、そういう上に、それが固定化しちゃっているとか、確実にそういうふうなものが全く動いていないとかいうようなことでも、アメリカに比べて、他国に比べてそれほどひどくはないということが正直な感じです。

○海江田委員 私も十年以上前にはそういうふうに考えていました。ところが、まさに今、麻生大臣おっしゃいましたけれども、安倍内閣に

なって、そして麻生大臣がまさに財務・金融大臣として日本の財政あるいは金融行政のかじ取りをしていました間に、やはり私の考え方は違ってきたわけ

であります。

最近、例えば日本経済新聞なんかが、K字の傷、それからK字回復とかいうことを、特にコロナの中でK字回復、あるいはK字の傷とかいうことがあるんですが、これについては御存じでしょ

うか。

それはどうして違ってきたかというと、事実が十年前、二十年前と本当に大きく違ってきたということで、やはり私たちは、身の回りだけを単に見ていると、なかなかそういう事態の変化

漫然と見ていると、なかなかそういう

なんかは見えませんね。

私は、政府の一一番中枢にある人たちは、身の回りで起きていること、これがどういう問題なのか

ということをやはり本当に注意して見なければいけない。やはり注意して見ると、大臣がおっしゃったような、先進国の中ではそれほど格差のない社会なんじやないだろかというお話を、実は違ってくるんじゃないだろうか。

なかなかこの格差のデータというのは、いろいろ難しいんです。世界不平等データベースなどとかその他の先進国に比べて、いわゆる、やたら所得の高い方と低い方との格差は先進国の方では少ない方、少なくとも、そういう上に、それが固定化しちゃっているとか、確実にそういうふうなものが全く動いていないとかいうようなことでも、アメリカに比べて、他国に比べてそれほどひどくはないということが正直な感じです。

○海江田委員 私も十年以上前にはそういうふうに考えていました。ところが、まさに今、麻生大臣おっしゃいましたけれども、安倍内閣に

なって、そして麻生大臣がまさに財務・金融大臣として日本の財政あるいは金融行政のかじ取りをしていました間に、やはり私の考え方は違ってきたわけ

であります。

最近、例えば日本経済新聞なんかが、K字の傷、それからK字回復とかいうことを、特にコロナの中でK字回復、あるいはK字の傷とかいうことがあるんですが、これについては御存じでしょ

うか。

カの民主主義はおかしくなってしまう、あるいはアメリカの資本主義がおかなくなってしまう、こういう指摘をしているわけありますから。

その意味では、税制の持つ、特に、先ほどこれは麻生大臣もお話をありましたけれども、所得の再分配機能というものをもっとやはり發揮をしてもらわなければいけないと考えるわけですけれども、今回の税制改正の中で、税の持つ所得再分配機能を強化する方向に行っているのかどうなのか、概略的にお答えを大臣にいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 繰り返しになるとは思いますがれども、所得の再分配機能という話を、いわゆるあるかというお話をしたけれども、少なくとも平成二十五年から、二十五年の改正をさせていただき進構造の強化を図るということでさせていただき進構造の強化を図るということさせたわたくしまた、よく話題になつております金融所得課税につきましても、金融所得課税は倍にしたんだですかね、あれはたしか一〇が二〇になつたんだ

と思いますので、そういうことを行ってきたんだと思つておりますので、それなりに、所得再分配機能としての効果としては一定のものがあつたんだと私は考えております。

更にこれをどうするかというの、今はコロナの最中でもありますので、なかなか今、よくそれに対応するよりほかのことに対することはありますけれども、令和三年度の与党税制改正大綱といふものの中において、税負担の垂直性とか公平性等々を確保するという論点から、諸外国の制度とか、また市場への影響等々を踏まえて総合的に検討するということにされておりますので、私どもは、経済等への影響というのをどう考えるかといった論点、これはコロナの影響もありますけれども、ポストコロナ等々を考えて総合的に検討していくべき課題だと思って、今はコロナに追われてますけれども、こういったものについても考えねばならぬ問題だと思つております。

〔委員長退席、神田(憲)委員長代理着席〕

○海江田委員 麻生大臣は、税率を上げてきた、今、所得税の話と、それから金融所得課税も所得税でありますけれども、話がありましたけれども、特に金融所得の課税は一〇%を二〇%とおつしやいますけれども、その前は二〇%だったんで

すよ、これは。もう少し長い目で見なければいけないので、それが、二〇%が大体、平成に入つてから常態化していたんですよ。ところが、平成のたしか十五年ですか、株価が当時は七千円とか八千円になつちやつたわけですよ。これはすわ大変だといふので、そのときに二〇%だったのを一〇%に下げたわけですよ。これはあくまでも当時は暫定的なものだ、株価がこれだけ下がつちやつたからやはり何とかしなきゃいけない、あらゆる手立てを講じなきゃいけないというので、二〇%を一〇%に下げて、そして今度は、先ほどありました平成の二十五年の改正で、二十六年から二〇%に戻したんですよ。

上げたのじゃなくて、確かにそこだけの局面を見ると上げたことになるけれども、その前から見ればやつと戻したことになるのが実は正しい説明であります。それで、自分に都合のいいところだけを見て、先ほどの格差社会の問題もそうですよ、不都合な真実に目を閉じてしまうということ、これはやはり一番国の政治を間違った方向へ持つていつてしましますから。

○海江田委員 だから、本当は今回やつておくれだつたと私は思いますよ。与党の、先ほど話があつた税制大綱の中でも触れられているわけですから。だけれども、あの税制大綱で最初に触れたときからかなり後退しているんですよ、はつきり言つて。

それから、よく麻生大臣は市場に対する影響を与えると言つけれども、調べてみましたら、延べの個人株主の数でけれども、二〇一四年から五年、これは全然変わつてない。むしろ増えているんですよ、はつきり言つて。株のことは、五年で、これは若干意識する人もいますけれども、だけれども、株価の上昇の傾向がある、あるいは下降の傾向がある、ここでやはり売つたり買つたりする。買つただけで税金を取ろうという話じやないんですから、これは、買って、そして話です。

○海江田委員 だから、市場に対する影響というのも実はそれほど大きなものはないということ。

それから、世界の情勢についてはここで一々指摘をするいとまが、時間があれませんけれども、時間が入つてくる、そこで税金を取りうるという話ですからね。だから、市場に対する影響というのも

ごとく話を取られていて困るので、一〇から二〇に上げたという事実を申し上げております。その上で、その前は三五、三五だつたではないかと言つても、これはマーケットが国際的なものになつて、世界中、この金融所得課税といふのはどうなつていて、等々の話の中から下げていつた。まだ株価があの頃は七千円だ、八千円だ

少くとも、今、令和三年度でこの部分を検討せねばならぬという話になつてきてるというのも、そういうものを見た上での話だと思つておられます。

少なくとも、今、令和三年度でこの部分を検討せねばならぬという話になつてきてるというのも、そういうものを見た上での話だと思つておられます。

○海江田委員 だから、本当は今回やつておくれだつたと私は思いますよ。与党の、先ほど話があつた税制大綱の中でも触れられているわけですから。だけれども、あの税制大綱で最初に触れたときからかなり後退しているんですよ、はつきり言つて。

それからもう一つ、今、所得格差という話をしましたが、あともう一つ、厳密に言うと、税の所得再分配機能という中には、まさに所得の格差を是正するということ、もう一つは資産格差といふ言葉もあるわけですよ。この資産格差が、実は贈与税の話が一つポイントになつてくるわけですね。

この贈与税について、これは若干ではありますけれども、今回の税制改正の中でも、相続税、贈与税というのは相続税の一部ですから、この相続税の改正について、本当に若干、ごく小さな一步でありますけれども、こつちは踏み出しているんですよ。その中身を説明していただきたいと思います。

○住澤政府参考人 お答え申します。

御指摘の教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置でございますが、

元々、祖父母や両親の資産を早期に移転させるこによりまして、若年世代の教育や結婚生活等に係る負担軽減を図りつつ、経済活性化に資するこ

やつていますし、ドイツも、連帯付加税というのがあればその税額の五・五%かな。それから、結構ドイツは、二六・三七五%とか、これは配当課税。フランスも分離課税で三〇%とか、総合課税にすると一七・二から六二%とか、それぞれ国によつて若干違うんですよ。

だから、余り極端になつてはいけませんけれども、先ほど日吉委員も総合課税という話がありましたが、これはマーケットが国際的なものになつて、世界中、この金融所得課税といふのはどうなつていて、等々の話の中から下げていつた。まだ株価があの頃は七千円だ、八千円だ



まま住めなくなつちやうといふような事態というのは、これはちよつと、どう考へてもおかしいし、そのうちがそのまま建つてゐるのだったら、建設屋はもうからないかもしませんけれども、そのうちを補修して使えば、いわゆる資産としてはきちんとしたもののが、古いうちでも残つていくといふのは決して悪いことだとは思ひませんし、安普請で、ぶつ壊す前提で安く建てるというのも大事なことなんぢやないかなと思いますので。

これはいろいろなものをちよつと総合的に考えぬと、一括的に、これが答えですといふものもないと想ひますけれども、何となく、日本の場合は不思議と資産が残らないシステムになつてゐるんだなという感じはしておりますので、この問題に關しましては、ちよつといろいろなところから検討しないといかぬところだと思つています。

○海江田委員 奥さんの場合は配偶者控除ということで二分の一までは非課税になつてゐますので、そういう意味では配慮はされてゐるんですね、これは。だけれども、それが二分の一でいいのかどうなのかというような議論もあるし。

私が申し上げたのは、実はこれは余り国会で議論されたことがないといふんですけれども、日本

遺産額というのが決まつてくるわけですよ。

課税対象の遺産額が決まつたら、それを、実際

はそうでなくとも、法定相続人がいたら、それぞは、きちんとしたものを建てていくというのも大に立つわけです。実際は違いますけれども、実際はきちんとしたもののが、古いうちでも残つていくといふのは決して悪いことだとは思ひませんし、安普請で、ぶつ壊す前提で安く建てるというのも大事なことなんぢやないかなと思いますので。

これはいろいろなものをちよつと総合的に考えぬと、一括的に、これが答えですといふものもないと想ひますけれども、何となく、日本の場合は不思議と資産が残らないシステムになつてゐるんだなという感じはしておりますので、この問題に關しましては、ちよつといろいろなところから検討しないといかぬところだと思つています。

○海江田委員 奥さんの場合は配偶者控除という

相続の割合で法定相続したという前提に立ちますから。それで、一人一人の法定相続の割合について、先ほど言つた税率を掛けるわけですよ。

そうすると、分割した人が多くなれば、法定相続人が多くなれば、累進税率を決めたって、実はその累進税率というのはほとんど利かなくなつちゃうんですよ。そうでしょう、多いわけだから。だからいつとき、子供の数はなかなか増やせないけれども、お孫さんを養子縁組して、養子縁組だつて昔は何人でも構わなかつたわけですよ

ね、今は規制を加えましたけれども。

だから、日本の相続税の課税方式というのは、

そういう意味においては極めて異例と申します

が、法定相続の割合でもつて、そういうことを前

提にして累進税率を掛け、そしてトータルの税額が幾らになつたかということを決めて、国税當局とすれば、そのトータルの税額を納めてもらえ

ばいいわけですよ。大抵は、そのトータルの税額、わあ、こんなに税額が来ちやつた、では、そ

れをそれぞれ実際に相続をした割合でもつて分け

ていつて払おうね、こういうことになるわけです

けれども。

だから、累進税率だけに着目していたのでは駄

目で、実は、いわゆる法定相続割合で相続したと

いう前提に基づいて計算をするやり方、これで果

然、残された遺産の総額からまず非課税財産を差し引く。仮想なんというのは、あれは非課税財産ですから。今、金のお鈴なんというのを高く売つたしていいんだろうかどうかというこ

とを私は問題提起をしてくる。

法定相続分課税方式といつて、ある大変な財産をちよつと難しい話になりますけれども、これは法定相続分課税方式ですね。されど、それが二分の一でいいのかどうなのかというような議論もあるし。

私が申し上げたのは、実はこれは余り国会で議論されたことがないといふんですけれども、日本

げさまでもつて自分はこれだけの資産を蓄えることができた。これは社会が本当に自分を育ててくれたわけだから、それなりの仕事に就けさせてく

れ、そして、もちろん自分でいろいろ努力はしました、リスクも取りました。だけれども、これだけの資産があつたんだから、よみの国へ行くときはもう裸一貫で戻るしかないわけですか

から、それを、全体でこれだけの資産を残したか

ら、ではそれに対し税金を払いましょうと。ア

メリカやイギリスの遺産課税方式といふんですけ

れども。

やはり、私なんかはどちらかといえどこれがいいなどいうふうな考え方がありますから、ここは、これから相続税の議論をやるんだったら、是非その課税方式のところまでいって、それと税率の問題と組み合わせて考えていただかなければいけないんじゃないだろうかといふうに私は申し上げますが、いかがでしょうか。

○麻生國務大臣 御意見として伺つておきますけ

れども、いろいろな考え方がありますから。

先ほど申し上げましたように、いろいろやつ

きた、これだけ残つた、それをお国のために払う

もよし、どこかに寄附してもよしといふので、

じやんじやんじやんじやん寄附したという形にし

れども、いろいろな考え方がありますから。

それをそれぞれ実際に相続をした割合でもつて分け

ていつて払おうね、こういうことになるわけです

けれども。

だから、累進税率だけに着目していたのでは駄

目で、実は、いわゆる法定相続割合で相続したと

いう前提に基づいて計算をするやり方、これで果

然、残された遺産の総額からまず非課税財産を差し引く。仮想なんというのは、あれは非課税財産ですから。今、金のお鈴なんというのを高く売つたしていいんだろうかどうかといふ

とを私は問題提起をしてくる。

法定相続分課税方式といつて、ある大変な財産を

ちよつと難しい話になりますけれども、もちろん、残された方がいる。そうすると、その方に法定相続人

が何人いるかによりますけれども、もちろん、残された方がいる。そうすると、その方に法定相続人

が何人いるかによりますけれども、もちろん、

法定相続分課税方式といつて、ある大変な財産を

ちよつと難しい話になりますけれども、もちろん、

てまた戻したところもありますし、いろいろなところがあります。

だから、そういう意味では、私どもとして、それで、もちろん自分でいろいろ努力はしました、リスクも取りました。だけれども、もし何かあれば、おっしゃつていただいて結構です。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

大臣からお答え申し上げましたとおり、諸外国の相続税制は様々な形がございます。

御指摘のような遺産課税方式を取つてゐるアメリ

カやイギリス、英米法系の仕組みもございます

し、大陸法系のドイツ、フランスにおきましては、かつての日本のような遺産取得課税方式とい

うことでの相続人が一定の財産を取得するとい

うに着目して、そこに税負担能力を見出して課

税する方式もあるわけでございまして、日本の方

式はそれの、何と申しますか、混合型になつ

てゐるわけでございますけれども、これをどうし

ていくかということについては、御指摘のよう

な遺産課税方式を支持する意見もございますし、一

くことで、相続人が一定の財産を取得するとい

うに着目して、そこに税負担能力を見出して課

税する方式もあるわけでございまして、日本の方

式はそれの、何と申しますか、混合型になつ

に是正していくのかということで、そのことの第一歩をやはり踏み出しておくべきじゃないんですかということです。

その意味では、生前贈与の教育資金などについては若干の見直しが行われました。それから結婚と子育てについても若干の見直しが行われました。ということは、だから、私は先ほど申し上げておりますように、その部分については評価をしているわけだけれども、これからやはりもう少し込んだ税制改正、格差是正のための税制改正という税金をかけるという話から、いやいや、不動産の税金をかけるという話から、いろいろな形があつて、純資産でとりわけ金融資産にいうことで、だから、私は先ほど申し上げておりますように、その部分については評価をしているわけだけれども、これからやはりもう少し進んで評価をしていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、その関係でいくと、やはりアメリカなんかは、格差が確かに日本以上にすさまじいと

いうこともありますけれども、冒頭にもお話をしました、富裕層の中から、やはりこのままじゃいけないという意見が出ているんですよ。先ほど

お話ししましたデイズニーのお孫さんだとか、あと、ソロスさんなんかもそうじゃないですか。

特に、アメリカの大統領のバイデンさんだって、これから格差をなくさなきゃいけないということ

を言い始めているわけですよ。そのときに日本だけが取り残されているというのは、やはり世界的な大きな流れからいつて、ちょっとおかしくない

ですか。むしろ、麻生大臣なんかが、俺は、まあ自分で

は資産家だということは余りおっしゃらないけれども、だけれども、もっと資産家の課税を強化すべきだということをおっしゃれば、それは、あ

あ、なるほど、確かに大変な見識の持ち主だとい

うこと、やはり評価も上がるわけです。

私、残念なのは、日本のそうした資産家の、あるいは富裕層と言われる人たちが、自分たちの税

金をもづと上げてください、そうしないければ資本主義が機能しなくなっちゃう、こういうことを一人

いんですよ、これは。そうであるのなら、やはり政府の人たちが率先をしてそういう方向を打ち出

すべきだというふうに思っています。

アメリカで、特に大統領選挙のときに、サン

ダースさんなんかが富裕税ということを言い出し

ました。これはいろいろな形があります。いろいろな形があつて、純資産でとりわけ金融資産に

方に、幾つも家を持つている人もいますから、そ

ういう不動産なんかにかけるべきだと、いろいろな考え方があるんですねけれども、日本はそういう富裕税というものを検討しようというお考えはありませんか。

過去の、昭和二十四年、二十五年ですか、その例は知っていますけれども、日本でも一回富裕税という、何らかの形で富裕税をかけようという

ようなお考えはありませんか。

○麻生国務大臣 御指摘のありましたとおりに、昭和二十五年でしたかね、あれはたしか二十五年、富裕税というのを導入しておりますけれども、三年ぐらいでしたかね、二十八年ぐらいのときには廃止されたものだと承知をしておりま

すけれども。

一つの考え方ではあるとは思いますが、それは、資産の把握の問題に加えまして、資産の評価の問題など、富裕税を導入した多くの国々とい

て所得税とか資産税とかいうのをやらせていただ

いているんですが、富裕税というものにつきまし

ては、

ただ、ユーロに切り替えるときにやつたとい

うのは、あの頃、何か知らないけれども、えらいユーロでも、これまでのマルクでもフランでも、どうぞ御自由に使ってくださいと。だけれども、一定期間を過ぎたら銀行に持つていかなければもう使えませんよという話になつて、銀行に持つていたとき、たしか手数料を若干取つたはずなんですよ、これは。

だから、そうすると、結果的に、例えば三年な

ら三年、まあ五年なら五年でもいいですよ、五年なら五年は自由に新札、旧札、使えますと。これ

は通貨の法律も若干変えなきゃいけないんですか

れども、特例法を使えば、新円への切替えのとき

は特例法を作っているわけですから、もう五年な

ら五年、市中で使っていいですよということにな

れば、そういうたんす預金がある人たちは、一つはやはりそこでお金を使うでしょう。ところが、それを過ぎちゃつたら、もうこれは金融機関に来て、金融機関で銀行預金にするか、あるいは新札に替えるか、そのときは、もちろんこれはマイナ

ンバーでもいいですし、名前と住所を登録する。

特に、また現金で払戻しをするというような場

合、あるいは預金でもいいですけれども、そこで

何%か、そんな高い利率を取る必要はないわけで

すけれども、1%とか2%とかそれくらいの、換

金手数料みたいなのですけれども、そういうこ

とをやるということも一つの考え方としてあるん

じやないだろうか、形を変えた時限的な富裕税に

○海江田委員 一つ提案ですけれども、麻生大臣のリーダーシップといいますか、麻生大臣がやろ

うということをおっしゃつていた改訂があります

よね。いよいよ二〇一四年からですか、改訂をす

るということです。

例えばの話ですけれども、今、コロナ禍が更に

ます。いろいろな形があります。いろいろな形があつて、純資産でとりわけ金融資産に

に膨らんじゃっているんですね。そうします

と、これは日銀の資金の循環統計を見れば分かる

わけですけれども、七、八十兆あるんですかね、これはね。

これを、例えばヨーロッパで、EU統合でユーロに全部しましたね。あのときのやり方というの

は、最初の三年間かな、たしか何年間かは自由に

市中でお金を使って構いませんよ、新しい統一

ユーロでも、これまでのマルクでもフランでも、

どうぞ御自由に使ってくださいと。だけれども、

一定期間を過ぎたら銀行に持つていかなければも

う使えませんよという話になつて、銀行に持つて

いたとき、たしか手数料を若干取つたはずなん

ですよ、これは。

だから、そうすると、結果的に、例えば三年な

ら三年、まあ五年なら五年でもいいですよ、五年なら五年は自由に新札、旧札、使えますと。これ

は通貨の法律も若干変えなきゃいけないんですか

れども、特例法を使えば、新円への切替えのとき

は特例法を作っているわけですから、もう五年な

ら五年、市中で使っていいですよということにな

れば、そういうたんす預金がある人たちは、一つはやはりそこでお金を使うでしょう。ところが、

それを過ぎちゃつたら、もうこれは金融機関に來

て、金融機関で銀行預金にするか、あるいは新札

に替えるか、そのときは、もちろんこれはマイナ

ンバーでもいいですし、名前と住所を登録する。

特に、また現金で払戻しをするというような場

合、あるいは預金でもいいですけれども、そこで

何%か、そんな高い利率を取る必要はないわけで

すけれども、1%とか2%とかそれくらいの、換

金手数料みたいなのですけれども、そういうこ

とをやるということも一つの考え方としてあるん

じやないだろうか、形を変えた時限的な富裕税に

つながるんじゃないだろうかというふうに思う

ですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 これも事前通告がないのであれ

ですけれども、イタリアがやつたやり方を、手口

をまねしろというわけですね。イタリア

はたしかこれをやつたんですよ、新円切替えとい

う名前で。たんす預金を全部吐き出させるとい

うのをやつて、あれでイタリア経済を立て直したと

言われている。本当かどうかは分かりませんよ、

どれぐらいのマフィアの金が動いたか計算知れぬ

等々と言わせていましたから。

ただし、ユーロに切り替えるときにやつたとい

うのは、あの頃、何か知らないけれども、えらい

イタリアは景気よくなりましたものね。それは記

憶はあるんですけども、ちょっとどういうやり

方があるのか分かりませんけれども、今はやは

り、いろいろな形でたんす預金があると言われ

て、分からぬ。

しかし、先生、個人金融資産で一千九百兆ある

んですからね。表向きの金ですよ、国家予算の十

九倍。個人ですよ、表のお金で。すさまじい金融

資産が日本にあるということを意味しているんだ

と思いますね、これは。

そういうふた意味では、今言われましたように、

そういったもの以外に更に幾らかかるのか、

ちょっと私の想像を絶しますけれども、少なくと

も、今言われたような話というのは、一つのお話

として、過去にはほかの国でやつた例があるとい

うことを知らないわけではありませんけれども、日

本での新円切替えに当たって直ちにそれをやると

いうことを考えていることはありません。

○海江田委員 法律も幾つか変えなければいけま

せんし、それからあと、国民の間で、やはりそ

だ、たんす預金というのは、確かにいろいろな地

震だと風水害だとがって、私は、何でも

キャッシュレスにしてしまつていいなんて全然考

えていない。やはり現金というのも必要なんです

よ。北海道で停電があって、スーパーだとコン

ビニに行つたら、そこに物はあるんですよ。物は

あるけれども、要するにカードなんかのリーダーが、読み取り機が停電になつて使えないから買えなかつたということで、泣く泣く帰ってきたという人もいるんですよ、キヤッショを持つていなくて。

だから今、本当の意味で、やはりキヤッショはある程度は。ただ、それも二十万とか三十万とかあればいい話でありますけれども、当座をしのぐキヤッショというのは僕はなきやいけないと思っているけれども、必要以上にキヤッショがあるとやうたんす預金というものに対して、何らかの形で課税をする。

あるいは、ちょうど新札に切替えになりますから、そういうときに手数料を取るというようなことともあつてもいいのではないか。何兆円かのお金になりますから、税率にもよりますけれども、消費税の一%分ぐらいにはなる可能性もありますから、そういうこともお考えいただきたいとあともう一つ、これも従来からあつた法人の内部留保の問題であります。

内部留保の問題は、まさに今回のよう、コロナのようなことが起きるといけないから内部留保をためいたんだというような方も、そつういう企業の経営者もいらっしゃることは確かであります。だからといって、では、その企業がちゃんと内部留保を取崩して、そして今回、従業員の給料に充てたか。もちろんそういうところもありますけれども、ただ、全体的な統計を見ると、むしろ内部留保が膨らんでいるという現実もあるわけですから、そういう内部留保金の膨らみについては、これはやはりそろそろ何らかの形で手を打つべきではないだろうか。課税すべきではないだろうか。というふうに思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○麻生国務大臣 税金を納めた金を内部にためておいたらまた税金を取るという話ですね、簡単には言えます。二重課税というのにどうやって反論されないのであります。内部留保をため過ぎですよというのは、ずっとあるのか伺つてみたいんですけれども。

私はこの八年間言いつけていたのは、ずっと上がつて消費に回つてというような形で、GDPが増えてという感じになつたはずなんですが、この話を先ほど末松先生が誰かがされておられましたけれども、この内部留保の金が賃金に回つていれば、また世の中は変わつてゐるんですよ。給料が上がつて消費に回つてというように、それが動かなければ、それは全くGDPには動いてきませんから。

そういうふうな意味では、設備投資や賃金引上げ等にこれが使われるというのは非常に大事なところだとは思ひますけれども、これはなかなか、私は社会主義国家をやつてゐるわけでもありませんけれども、内部留保を更にため込んだ企業もあるわけです。これはやがてデータではつきり出てきますか

にこれが使われるというのは非常に大事なところだとは思ひますけれども、これはなかなか、私は社会主義国家をやつてゐるわけでもありませんけれども、内部留保を更にため込んだ企業もあるわけです。これはやがてデータではつきり出てきますか

にこれが使われるというのではなくて、それ以上に、やはりそういう声というのがありますよ、これは少なくとも、こういつたものに強制的に何とかということがやれるわけでもないんだと思ひますので。

だから、今回使つたところはよかつたね、七年ずっと内部留保のことについて言つてきましたけれども、それはあなたが聰明でしっかり頑張って少なくとも、こういつたような世界的な大きな変化が起きておりますので、今回、取り急ぎは内部留保を持っておった会社の方が楽になつたといふことは事実なんですよ。これはなかなか、私らとしては言い続けてきたけれども、おまえが言うように内部留保を取り崩したら俺の会社は大変だつたんだ、おまえの言つことを聞かずして内部留保をためておいた方が今助かっているんだよ、企業経営者はそういう方もいらっしゃいますから。だから、そういうふうな意味では、なかなかこの話は、内部留保をどうするかというのも、内部留保は、内部留保をためておいた方が今助かっているわけですね。本当に大変に、企業はそういう方もいらっしゃいますから。だから、本当に笑いの止まらない人たちもいるわけですよ。人たちはそれでいいですよ。そうじやなくて、やはりため込んでいる人といふのはいるわけですから、金剛崩さないで。

しかも、今度は、今回の景気回復は、これはもうさつきからずつと言つておりますけれども、やはり二極に分化しているわけですよ。本当に大変コロナの災いで傷んでいる業種、企業と、それから、本当に笑いの止まらない人たちもいるわけですよ。人たちといふのは、企業もあるわけですよ。人たちはそれでいいですよ。そこそこから、青色申告会から税務署に届けが行くんでしようけれども、少なくとも、判このついた書類しか出でこないというような状況があるわけですよ。

だから、まず一つ確認は、開業届は、全部が全部税務署の税務署長の判がついた開業届だけじゃなくて、青色申告会経由でやると青色申告会の判がついたものが出てきますよ、そういうケースがありますねということだけ、まず税務当局から確認をしたいと思います。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

税務署におきましては、青色申告会を通じて提出された開業届や青色申告承認申請書につきましても、納税者本人から直接提出された場合と同様に取り扱つております。

具体的には、提出用の書面を收受した上で、控えと一緒に提出されている場合には、收受日付印

なかなか、この八年間やつてきてても、設備投資は間違いくなく伸びましたよ、かつて比べて、その前の八年間に比べてはるかに伸びましたけれども、それでも、少なくとも、内部留保の伸び方に比べれば、設備投資、賃金等々に回る比率は低かったというのは確かだと思います。

○海田委員 七年、八年ずっと言い続けてきて、それでこういう状況になつたということですけれども、確かに、今度のコロナで、本当にあつてよかつたという人の話も私は聞きますよ。だけれども、それだけじゃなくて、それ以上に、やはりそういう声といふのはありますよ、これはやがてデータではつきり出てきますか

だから、その前にちょっと税務当局の方からお話をいひたいんですが、持続化給付金ですね。持続化給付金で、新規開業したところは、開業届を出したという税務署の税務署印がない場合は中 小企業庁にお越しをいたいでいます。たゞ、その前にちょっと税務当局の方からお話をいひたいんですが、持続化給付金ですね。

持続化給付金の対象から外れますよといふような事例が私のところに来ているわけです。

ところが、この人の場合は、青色申告会に入れば、開業するときいろいろな意味で青色申告会の方から勧説もありますから、では、分かりましたと、開業と同時に青色申告会に入りますから、その開業届といふのは青色申告会が代行をして、もちろんそこから、青色申告会から税務署に届けが行くんでしようけれども、少なくとも、判このついた書類しか出でこないというような状況があるわけですよ。

だから、まず一つ確認は、開業届は、全部が全部税務署の税務署長の判がついた開業届だけじゃなくて、青色申告会経由でやると青色申告会の判がついたものが出てきますよ、そういうケースがありますねということだけ、まず税務当局から確認をしたいと思います。

を押印した上で、提出者に交付又は同封された返信用封筒を用いて返送しているということでござります。

なお、開業届等の控えに税務署の収受日付印が

押印されないケース、事例といたしましては、青

色申告会から税務署に控えが持ち込まれなかつた

場合が考えられます。ただ、この控えが持ち込まれなかつた

場合は、税務署上特に問題が生じるということではございません。

○海江田委員 では、確認しますが、原則とし

て、青色申告会経由で税務署に届けをやつた場合

でも税務署の印がついたものが本人に支給され

る、こういうことですね。ただ、時として、ある

いはそれがどういう状況になっているか、どのく

らいのパーセンテージがあるか分からないけれど

も、別段それでも、青色申告会の判こだけで

何らの不都合はないわけですから、それだけで済

ませているケースもありますよ、こういうことで

すね。

○鰐水政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、青色申告会の收

受印があつて税務署の收受印がない場合というの

は、青色申告会経由で税務署に控えが提出されて

こなかつた場合とということです。そういうケースはあり得ると思います。

○海江田委員 ただ、本人は、青色申告会でそ

ういう届出をすれば、それでは全部やつてくれ

るものだと思って、それは一部誤解があるのかも

しれませんが、そういう処理をやつてあるケース

があるわけですよね。その場合、やはり持続化給

付金でそういう事情を説明しても、これは駄目で

す、税務署印がないんだから駄目ですということ

を言われたケースがあるという。

残念ながら、この持続化給付金は日が過ぎ

ちゃつてありますけれども、ただ、一回提出したこ

の持続の、いつ提出したとかいう問合せのナン

バーなんかはあるわけですか、これはどう

なるんですか。それを中小企業庁の方にお尋ねを

します。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。

持続化給付金は、二〇二〇年の対象月とその前

年の同月を比較して売上げが半減している事業者

に対し給付金を支給しております。

その前年の売上げは確定申告書面で確認するわ

けですけれども、例えば二〇一九年の下半期に開

業された方については、二〇二〇年の下半期との

売上げが、ちょっと技術的に行えない、そういう

問題が生じます。

そこで、特例として、二〇一九年の年間の売上

げを二〇一九年の開業時点の後の月数で割ったも

のと二〇二〇年の対象月の売上げを比較するとい

う特例を設けております。ですから、開業したか

しないかだけではなくて、何月に開業したという

ことが、給付の可否、それから給付される具体的

な金額を算定するに当たって重要な要素となつて

おります。

こうした観点から、個人事業者の場合は、公平

性の観点から、所得税法上、開業後一か月以内に

提出が必要な個人事業の開業・廃業等届出書にて

開業の月、開業時点を確認することとしておりま

して、現に多くの方が、この收受日の期日を満た

した税務署の收受印が付された開業届を提出され

ているところです。

他方、御指摘の税務署以外の收受印が付されて

いるケースとしては、今お話しになられた青色申

告会 実はそれだけじゃなくて、事業団体、い

いろいろな団体がございます。それから、個人の税

理士のものもございます。それから、専門家によ

る無料相談サービスなるものの確認印とか收受印

みたいなものも世の中には存在しております。こう

いった收受印、確認印の偽造、変造といったもの

も残念ながらございます。

そういうことで、持続化給付金の審査におい

ては、開業届が期日どおりに税務署に提出された

か否かを確認するに当たっては、公平性や今申し

上げた不正防止の観点に鑑みると、税務署による

受け印と、こうした税務署以外の様々な団体、個

人による確認印とを同等に扱うことはできない。

税務署による收受印のない場合は、別途、国又は

地方自治体が発行を確認した、例えば営業許可証

などの書類の提出をお願いしているところでござ

います。

なお、御指摘のあったような新規開業特例が使

えないという場合におきましては、既に提出され

ている、申請されているという場合であつても、

通常申請の方に切り替えていただければ給付要件を

満たすというような可能性もございまして、この

ような場合には、その旨の御案内を個別に

させていただいております。

○海江田委員 今のような丁寧な説明を聞けば分

かるわけですし、それから、やはりこの人の場合

は、それならば、もう一回青色申告会から税務署

にちゃんと届けが出ているかどうかということを

確認して、そしてもう一回改めてもらえばよかつ

たわけですよね。

ただ、問題は、もうこれはよく御存じだろうと

思いますけれども、この受付をやる実際の実務に

当たっている人が、ほとんど何にも分からずに、

それは駄目だ、とにかく税務署印じゃないから駄

目だと。恐らく青色申告の何物たるかも知らな

かつた人かもしれませんけれども、どうもいろいろ

な苦情の中身を見ると。青色申告というのは、

いろいろな組織、団体がありますけれども、納税

団体の中ではかなりしつかりしたところでありま

すから、そういうことでは余りにもすさんという

か、教育が徹底をしていないということでありま

すから。

私もでは、持続化給付金をもう一回、これは

いろいろな意味で厳密にしてやろうじゃないだろ

うかといふことも言っていますから、今回もう一

回やるときは、是非、皆さんの丁寧な

本日は、その続きで、更に経済格差の問題につ

いても取り上げてまいります。

午前中の質疑でも、海江田議員からこの格差の

問題についていろんな提案がございました。格差

に対する取り組み、税制でいろんな工夫の余地が

あるんじゃないのかというふうに思うわけでござ

いますが、私も同じような考え方から申し上げて

いきたいというふうに思っております。

この平成の三十年間、振り返りますと、平成が

始まる頃は一億総中流と言われる時代であつた。

それが、この平成の三十年間に格差がどんどん拡

大してしまって、格差社会、子供の貧困というこ

とが言われるような社会になつてしましました。

間を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○越智委員長 午後零時五十五分から委員会を開

ますこととし、この際、休憩いたしました。

午前十時五十九分休憩

○越智委員長 午後零時五十九分開議

質疑を続行いたします。櫻井周君。

○櫻井委員 立憲民主党・無所属の櫻井周です。

本日も、おとといに続いて質問の機会をいただ

きました、誠にありがとうございます。

引き続き、所得税法等の改正案について質問さ

せていただきます。

これは、所得税法についても、税制全般にわた

る改正でございます。税制の在り方とということ

で、おとといは、まず、我が国が抱えている社会

的な、そして経済的な課題についてどういったも

のがあるのか、それを解決していくために税制に

何ができるのか、こういう流れで質問をさせてい

ただきました。少子化、人口減少、それから男女

不平等の問題、こうした問題について、税制で何

ができるのかとという議論もさせていただきました。

本日は、その続きで、更に経済格差の問題につ

いても取り上げてまいります。

また、分厚い中間層がなくなつてしまい、その分、個人消費のボリュームゾーンであるところの分厚い中間層が細つていくことによつて個人消費が低迷し、ひいてはGDP成長率も低迷をするというところにつながつたのではないかというふうに私は考えるところでございます。

ですから、この経済格差の問題について、これは強く思つてゐるわけでございますが、ただ、私はおとといの麻生大臣の御答弁によりますと、経済格差については、これは格差が固定化するということがないようにしておかなきゃいけません、このようにおつしやられております。

私も、この経済格差が世代を超えて再生産されるというようなことがあつてはならないというふうに考えております。お金持ちに生まれても、そうでない家庭に生まれても、皆さんにチャンスがある社会であつてこそ活力ある社会になるものだというふうに考えております。この点においては、麻生大臣と私は同じ方向を向いているというふうに思います。

ただ、私は、これでは不十分だというふうに考

えます。既に格差は随分拡大してしまつて、この平成の三十年間に随分拡大してしまつた。こ

の現状から、やはり分厚い中間層を取り戻すよ

うな、そういう政策が必要なのではないのか。

もちろん、格差是正といつても、頑張つて稼い

で大金持ちになる、このことはすばらしいことで

す。このことを否定するものでは全くございませ

ん。ですが、たくさん稼げる背景には、やはり世

の中が平和で安定している、そういう状況がある

からですから、やはり稼いだ分、応分の負担を税

でお願いするというのは当然のことではなかろう

かというふうに考えるわけでございます。

特に、昨今は、グローバリゼーション、イン

ベーション、こういったことが進んで、このこと

自体は私はいいことだと思いますが、ただ、経済

格差が拡大しやすい状況になつてているとも言えま

るのに、グローバリゼーションによつて、先進国の方の労働、そのうち、技術水準、スキルのそれほど要らないものについてはどんどん労働集約的な産業が開発途上国に移つていく、そういう形で国際的な格差を縮小させていく、開発途上国が経済成長できるチャンスになるという側面、世界から見るといい側面もあるわけでございますが、他方で、日本国内、先進国の中を見ると、そうした中間層を支えていたような仕事がどんどん国内からなくなつてしまつ、空洞化してしまつということがやはり経済格差の原因の一つになつてるのでなかろうか。ですから、その部分について何らか手当てをしていかなければいけないというふうに考えるわけです。

イノベーションについても、スキルを持つている方はより多く稼げる。それこそ、一昔前であれば、コンサルタント業、個人で経営コンサルタントでもやつていたとしましよう。そういう方たちは、やはり、事務所を構えて、そこに秘書もいて、それで電話番なりしてもらわなきゃいけない

ような状況があつたわけですが、今や携帯電話、パソコンで、別に事務所を構える必要もない、秘書を雇う必要もないというふうになると、その

分、個人としてはいつぱい稼げるようになるわけです。

ですから、そうした世の中の変化によつて経済格差が拡大しやすい、そういう状況になつてい

る。そこを踏まえて、より踏み込んだ格差は正が

必要なのではないかとうふうに私は考えるん

ですけれども、麻生大臣、踏み込んだ経済格差の

是正、こういったものが必要だという私の考えに

対しては、大臣はどのようにお考へでしようか。

○麻生国務大臣 事前通告がありませんので、

ちゃんとするようにしてください。

答える立場にありませんけれども、基本的に、

今のお話ですけれども、グローバライゼーション

というのを推進されたわけですよね、先生は、し

かし、グローバライゼーションを推進すれば格差

は広まりますよね。広まる方を推進したわけで

しょう。結果として広まつたわけですよ。それで今格差が起きているということになつていていますから。元々、グローバライゼーションという言葉がえらいはやりましたけれども、私は、インターネットショナライズする、インターネショナライゼー<sup>ション</sup>なんということはあり得てもグローバライゼー<sup>ション</sup>など民族とかいうようなものに替わつてグローバル、みんな一緒という話になれば、どんどんどん地域差、資源のあるところないところ、技術のあるところないところ、教育のあるところないところ、いろんな問題がありますから、それはもう、そういった一部の人たちがあつといくことになる、結果として、と思っていますので、僕は、グローバルという言葉はそんなに長く続くかねというのが正直な私自身の実感です。しかし、今傍ら現実を踏まえて、今言われましたように格差が、先ほど海江田先生の話で述べられども、出てきているというのは間違いない、かつて比べれば、一億総中流という言葉がだんだんんだんだん細つて、真ん中のいわゆる中流というところが細つてきたという事実になつてきているんだと思いますけれども、それはまあ、程度の差こそあれアメリカも完全に真ん中が一番細くなつたという形になつているのが、アメリカにとつての大きな問題なんだと思つております。

先ほど海江田先生の話がありましたけれども、いわゆる金融分離という課税の話につきましては、例え、今、日本は一〇から二〇になつていて

ますけれども、フランスはたしか三〇だったと思

うんだな、俺の記憶では。アメリカは、今度上げ

るといつたって、法人税を二一まで下げたやつを二八まで戻すので、今、日本の場合、法人税は二

九・三七だか七三だかですから、そういう意味

では、戻したという割には日本の税制ぐらいいろんな意味で、國でよくよく比較をしてみな

いとよく分かりませんけれども、金融分離課税の

ところがもう少し上がつてもおかしくはないん

じゃないのかという御説は結構ありますけれども、私どもとしては、そういうことを考へて、三

年度の税制調査会の中で、改善をしていく必要があるんだという党の方の御意見が出てきているん

だと、私どもそう理解しておりますので、いろい

ろな意味で、これはどういったところへいくと何

となく御理解いただけるのか検討しなきやいか

ぬ、大事なところだと思っております。

○櫻井委員 経済格差の是正ということなんですが、先ほど大臣も、グローバリゼーションが進んだら、そして、私も昔、国際金融の仕事をしておりましたから、あんたがそのグローバリゼーションを進めて、インター・ナショナル・ゼーションを進め、その結果格差が広まつたんじゃないのか、それでございますが、私にそこまで力があったかどうかは別としまして、確かにそうなんです。ですから、グローバリゼーション、インター・ナショナル・ゼーション、私は国際平和のためにもいいことだというふうに思つておりますが、ただ、その結果として副作用も出てくるから、副作用の部分についてもうひとつ手当が必要ではなからうか、そういうことで、税制で事後的にそれを調整する必要があるのではないか、このように考えるのでございます。

ですから、この平成の三十年間を見ますと、消費税が増えて、その分、法人税と所得税が減つてしまつて、この法人税、所得税といふのは累進的な税で、消費税はそこまで累進的ではない。

まあ逆進的とまでは私は申し上げませんけれども、そういう比較の問題としては所得税よりも逆進性がある、こういうことでござりますので、

ですから、この税制の組合せ、おとといの麻生大臣の答弁では、やっと直間比率が少し直つてしまつた、こういうふうに表現をされておりました。直間比率、ですから、間接税の比率をもうちょっとと高めるべきだ、昭和の時代より高めていくべきだ

というのが麻生大臣のお考え方だと思いますが、私はそうではなくて、やはりもう少し直接税の方が多い方がよかつたのではないか、このようにも考へるわけでございます。

ですから、消費税を中心ではなく、法人税、所得税を中心にすべき、間接税から直接税にもう少し

重点を戻すべきではないかと、いうふうに考へるわけですが、大臣の御見解をお聞かせください。

○麻生國務大臣 いわゆる税の構造変化の直間比

率の話をされましたけれども、平成の初め頃までの直間比率というのは、たしか七九対二一かな、

とにかく八対二ぐらいだったと記憶するんです

が、今、それが六五対三五ぐらいまでになつて、

間接税の比率が上がつて直接税の比率が下がつた

ということになつてゐるんだと思います。そ

うが。

最高税率も、たしか九〇%、八八%ぐらいだと

かな、何か、とにかく九割ちょっと下ぐらいのと

ころまでだつたのが、今のような形になつてきて

います、五十何%になつて、法人税も、

国税だけで四二、三%だつたと思つておるんです

が。

こういうような税制をもし続けていたとするな

らば、多分もつと日本から大量に、外国に移動し

たというような人がもつともつと大量に増えてい

ただろうと直感思います。今現在も、随分、シン

ガポールやら、あそこらに住んでおられる方、お

られますので、そういう意味では、余り高くす

ると勤労意欲の低下といふような問題も起きてき

ますし、今こういった時代になりますと、どんど

んどんどん海外でということになりますので、そ

ういった意味では、企業を誘致するというような

意味で、日本の雇用を守るという意味で、誘致す

るというようなこともできなくなるというような

様々な問題が生じるおそれがありますので、私ど

もとしては、この税の話というものは、今のよう

重要なんだと思ひます。

何となく、間接税の比率を、高いのがよろしく

ないという御意見のように聞こえましたけれど

も、今の日本の人口構成からいきますと、生産年

齢人口は今から激減していきますから、代わつ

て、七十五歳以上の後期高齢者がわかつと増えて

くる。二年いたしますと、来年から、いわゆる團

塊の世代の第一期、昭和二十一年生まれが全部一

齊に後期高齢者になりますので、この世代は前の

す。

年

の五年間に比べまして人口で約三割ぐらい増え

ているという極端なところなので、これがほんと

増えますと一挙に負担が増えるということになり

ますので、いわゆる給付と負担という部分でいく

と、給付を受ける人の数が急激に増えてきて、負

担するいわゆる勤労世代が今猛烈に減つています

から、その分負担が高くなる。

それは、直接税の比率が高ければ、その分は一

拳に増えますと一挙に負担をお願いできるという形

の直間比率の問題と、いうのは、やはり人口構成と

かいうのを考え、勤労負担と、いうものがどれく

らいまでというのをよくよく考えないとこの問題

は解決できないので、間接税の比率が高い方が広

く薄く多くの方々に負担をお願いできるという形

で、我々の考えておりますいわゆる国民皆保険

等々の制度の維持にもつながっていくんだと思つ

ております。

○櫻井委員 その直間比率の話につきましては、

まさに間接税中心、間接税にもつと比重を置くべ

きだといふ麻生大臣の御意見、お考え方方は、おど

そに對しては、私の方からは、まさに、確かに

現役世代が減つてくる、現役世代に過重な負担

にならないようにする一つの工夫として、相続税

というか、相続税的な要素をもう少し社会保障も

含めて取り入れるべきではないのか。

例えば、基礎年金の部分については半額、税で

やつてあるわけですから、それで使い残つた部分

については戻していくだけ、これはクローバック

ということでカナダやフランスでは既に行われて

いることでござりますが、そうした考え方と、こ

れは社会保険と組み合わせることになりますか

ら、むしろ社会保険の中で議論されることもし

れませんので、厚生労働委員会でまたそいつた

議論がでなければといふには思ひますが、そ

うのと組み合わせることによつて、工夫の余地

はいろいろあるのではないかというふうに思

ひますので。それはおとといの議論でございま

ぱつと分割して安くする。法人というのは、会社

があるのではないかということで、例えばアメ

リカでは、トランプ大統領、二〇一七年十一月にで

きた、トランプ大統領は大規模な法人税の減税を

やつたわけでございますが、それ以前までは、ア

メリカでは法人税にも累進課税があつた、法人税

にも累進制というような考え方を導入するとい

うのはどうか。

何か変に思われるかもしれませんけれども、実

は日本でも中小企業税制というのが実質的にはそ

ういった役割を果たしているのではないか。そ

こをもう少し整理をして、シンプルな形にできな

いだろうかというふうにも考えます。そうするこ

とに、格差は正にもつながり、また、シンプ

ルな税制にもできる。

そして、最近は大企業であつても、中小企業の

法人税制、メリットを享受したいとあからさまに

は言つていませんけれども、資本金を大幅に減額

することによって、それで中小企業税制のメリッ

トを受けようという企業もちらほら出てきており

ます。資本金の増減でこの税制のメリットを受け

られる受けられないというふうになるのもまたこ

こをもう少し整理をして、シンプルな形にできな

いだろうかといふうにも考えます。そうするこ

とに、格差は正にもつながる法人税の累

進制、こういう考え方もひとつ検討する余地があ

るんじゃないかと思うんですが、大臣はどうのよ

うお考へになりますでしょうか。

○麻生國務大臣 法人税というのを介しての累進

課税の話をしておられるんだと思ひますけれど

も、銀行におられたという話なので、金を貸す方

の立場でやつておられたんだと思うんですが、実

体経済というものの前の、経営という個の話にな

りますと、会社というのには、これは個人じゃあり

ませんから、税負担を回避するためなら、資本金

でやられたら、それはすぐ、会社を分割すればい

ります。

いので簡単に下げられますよ、税制は、法人税と

いうのは、そういった意味では、利益が減つた場

合は合併してそこそこにして、利益が出たときは

ぱつと分割して安くする。法人というのは、会社

を經營したことがありますのでよく分かるんですけれども、そういうふうにするためにも、やはり単一税率ができないようにするためにも、やはり単一税率を採用しておられるのが普通なんだと思いますの

で。アメリカの場合は、单一にする前に、あれはいろいろ税率が、特に小さいところには、あれはレー・ガーンのときでしたかね、えらい勢いで、四段階だから五段階だからって、一五%から三十何%まであつたんだと思いますが、今、それを一律にして、ブッシュのときに二九、八にしたんですけどね、たしかそんなものにしたんだと。ちょっと正確じやありませんけれども、して、日本の場合も、三十幾つだったものを下げて、二九・幾つまで下げて、それでもアメリカよりはまだ高いですけれども。

そういう意味で、イギリスなんかは一八とか、いろいろな形で税率を分けておりますが、法人税率の引下げ競争みたいなのはやめた方がいい、結果的にそれが、BEPSS逃れとかいろいろな形で節税対策で海外に会社が出ていっているというので、結論、税金を払っていないというような会社がやたらめたらと今話題になってきてますけれども、そういうふうなものになる元になるからこの種のことはやめた方がいいというの日本の中の主張で、おかげさまで少しそれが形になりますけれども。八年かかるでこれぐらいまでやっと来たので、今年中にこの残りのところを積み上げて、世界中、そのところ、税逃れできないような形で、今、ケイマン諸島とかいろいろなところに逃れているのもというふうに思つていますけれども。

そういうのを含めまして、これはなかなか、今思われているように簡単にいく話ぢやないんですけれども、税制というものは、会社に関しての、累進でやるというには、そういうふうな、経営者の方は細かくぱっぱつというのがやりやすいという、現実を考えますと、それは櫻井先生、なかなか、世界中これをやらなかつた理由というの

はこの辺りにあるんぢやないかなと私は思いますけれども。

○櫻井委員 国際的な税制については、ちょっとと後でまた議論させていただきたいと思います。あと、ちょっとと直接税、間接税の話に関しましては、間接税ですと、財務省から見ますと、景気の動向にかかわらず比較的税収が安定していると

確じやありませんけれども、こういうふうに言われて、日本の場合も、三十幾つだったものを下げて、二九・幾つまで下げて、それでもアメリカよりはまだ高いですけれども、端的に言えば楽だというふうに思います。しかし、一方で、景気の変動をならしていく、財政にはビルトインスタビライザーという機能もありますが、たゞ、直接税から間接税にシフトすることによって、このビルトインスタビライザーの機能がすっかり細つてしまつたのではないか、損なわれてしまつたのではないかというふうにも懸念をいたします。

特に、法人税について言えば、赤字になれば、税金を基本的に、地方税はちょっと別な要素はない、結果的にそれが、BEPSS逃れとかいろいろな形で節税対策で海外に会社が出ていっているとありますけれども、払わないで済む。ところが、たくさん大もうけすれば、その分たつぶりと納税するということになりますから、そうすると、景気の変動もずっと緩和させることができる。過熱したらちょっと冷まして、悪くなつたらちょっと底上げする、こういう機能はあるわけですから、やはり、そういう観点からもう少し直接税の比重を増やすべきではないかというふうに考えるんですが、この点、麻生大臣のお考えをお聞かせください。

○麻生国務大臣 今言われた、二十七年、二十八

年の税制改正によって、このときに成長志向の法

人税改革というのを私どもとしてはやらせていた

だきました。そういうふうな意味では、いわゆる租税

特別措置、特措法というのをどんどん縮減させていただいたい廃止してもらつたりして、

課税ベースを拡大しておいて、その分で財源を

下げる、プラスマイナスちょうどゼロぐらいのと

ころにしたんですけども。

今、法人税率、櫻井先生の方からありましたけれども、今後の在り方ですけれども、これは国際的な動向というのを先ほど言わされましたけれども、こここのところは十分に留意してこれは検討し

て、世界中に、これは税逃れが極めて簡単にできるという今の現状というものは、これはコンピューターの発達のおかげで瞬時にできるということになつて、この現状を考へると、少なくともこの問題に関してはいろいろな角度から十分な検討が必要で、かつ、一国じやできません、みんなで組まない限りはこれはできぬということだろうと思つております。

○櫻井委員 あと、金融所得課税について、大臣、既にこの私の質問の中でも何回か言及いただ

いておりますけれども、これは、ずっと私が方から金融所得課税を強化するべきではないのか、

総合合算するべきではないか、こういうことで質問もさせていただいております。

ちょうど一年前のこの財務金融委員会でも海江田議員から麻生大臣に質問しておりまして、ここでは、麻生大臣も、所得再分配機能を改善するた

めに七年前に一〇%から二〇%に引き上げたと。

一方で、千八百兆円とも言われる個人金融資産の半分は現預金であり、貯蓄から投資へという流れ

をつくるためには、金融所得課税は難しい、こういう話をされて、そして、昨年の時点では、来年

度の税制改正でちょっとこの点は検討させていた

だく、このように締めくられておりました。

一年たつて、今なわけでございますが、この金利減させていただいたい廃止してもらつたりして、

ただ、このように締めくられておりました。

一年たつて、今なわけでございますが、この金利

融所得課税強化について、来年度の税制改正には盛り込まれていなかつたわけでございますが、これ

はどういう検討をされた結果なのでしょうか、これ

ちょっと教えていただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、コロナがなつたら多分もう少し早めに前倒しでできたんだろうと思つてゐるんですけども、今言われましたように、一〇から二〇に上げさせていただいておりますけれども、今、株価も、三万、今日は七、八百円下がつて、ようここまで戻ってきたなという感じは

ありますけれども。

今言われますように、所得分配という、回復に効果があるようによつて、その見直し

という金融所得の分離課税というところの見直し

という点は一つの大きな要素なんだと思つますけれども、私ども、今ちょっとと言わされましたけれども、私ども、今、個人金融資産はもう千八百兆じゃなくて

一千三百兆ぐらいになつていて、そのうちの現預金比率は一千三百兆ぐらいになつていて

やはり、昔株屋にだまされたという意識が多い人は田舎に行かれることが多いんですよ、私のところなんかでも、それで、株屋に乗せられたとかいつて、株屋というのは大体、もうほとんど信用しないやいかぬ、嫁に行こうものならとんでもないというような感じで、我が世代からしばらく続いたんですね。

やはり、今、証券の中でのいろいろ言われますけれども、外国等々、先進国を見ても、個人金融資産の五〇%以上がキャッシュという国は、私が知つてゐる範囲では日本だけです。ほかの国は三〇%ぐらいがいいところですか。

そういたしますと、約五、六百兆円の金が金利も全然つかないので銀行に寝ておられますけれども、外國等々、先進国を見ても、個人金融資産の五〇%以上がキャッシュという国は、私が知らないから、銀行は、したがつて、貸出先がなければ預金がたまる。預金は銀行の勘定でいつた

ら、あれは借金ですからね、貸方、借方の世界で

いうと、それはお分かりだらうと思うので。その借金源だけ増えて、払えないから結果的に預り金を下げるわけですよ、どんどんどんどん。

今、一万円の金利所得を得ようと思つたら、普通預金ですから〇・〇〇一とすれば、十二億円、預金が分離課税が二〇%かかるとして、十二億円預金がないと二万円の、普通預金では金利が出ない。異常でしようが、こういうのはやはり。こういったような状況に今あるんですよ、日本という国は。

まあ、ほかの国も似たようなものでけれども。したがつて、こういつた意味で、私どもとしては、お金が少なくともほかのところに行く、企業でいえば給与、賃金、設備投資に回る。配当でもいいですよ、回る。また、個人でいえば、金利を生まない現預金のところの部分が、例えば家屋の取得、家屋を買うとか、又は株を買うとか債券を買うとかいろいろな形で、金利を生まないキャッシュからほかのところに移るということが起きないと、これはもうずっとGDPには何の影響もない金がそこにずっと寝ているわけ。

という状況にありますので、私どもは総合的に考えて諸制度を触らないと、ここだけ触ればどうにかなるという、そんな簡単な話じやないのかなと思つておりますので、令和三年度ということで今検討を開始せなかつておりますので、このコロナのおかげでちょっと、予定が大分狂っているんですけども、検討せなならぬ課題だと思つております。

○櫻井委員 来年に向けて検討を進めていただけます。このお話をすので、是非よろしくお願ひいたしました。

財政悪化というのは、日本もそうなんですが、日本だけではなくて世界中、コロナ禍でそういうことが起きていて。ただ一方で、感染症から命と暮らしを守るために、そして生活を立て直すために財源が必要だというのを各國共通の課題かと思

います。

先ほど来大臣おっしゃられているとおり、各国で税の引下げ競争みたいなことになつちやいかぬ、私も全くそのとおり、そういうふうに思いましたし、以前から別の委員会でもそのような話については申し上げてきたところでございます。麻生大臣の御尽力によりここまで来たかということでお、一步一歩進んでいることに本当に感謝したいといいますか、すばらしいなというふうに尊敬申し上げているところでございます。

この国際的な税のことについて、私なりに大きく三つに分類させていただきますと、一つは、税の節税とか脱税、ケイマンとかそういう話もされましたが、最近のこの進捗状況について教えていただけますでしょうか。

二つ目としましては、新しいもの、先ほどT-C技術というふうにおっしゃいましたけれども、こうしたデジタル分野においてなかなか課税がうまくいくつていよいよという部分について、これも国際的なルールを決めていましょうよという取組が最近行われているということ。

そして、三つ目には、先ほどおっしゃられてゐる税の引下げ競争みたいなことが起きていては囚人のジレンマのような状況に落ちてしまうから、それはやめようよ、むしろ、お互いそこそこの税で、ある種しつかりと税を納めてもらうようなルールづくりをしましょよ。

○櫻井委員 ふうに思います。

そのままで最初の二つ申し上げたところですね、租税回避とかこういつた問題について、BEP S、ベース・エロージョン・アンド・プロフィット・シフティングという課題について、国際的な会議で麻生大臣も御努力されて、御尽力いただいています。

財政悪化というのは、日本もそうなんですが、会議で麻生大臣も御努力されて、御尽力いただいているということを承知しております。また、デジタル課税についても、アメリカ、トランプ政権時代には余り話に乗つてきてくれなかつたという

ことはございますが、バイデン政権になつて、そしてイエレン財務長官が就任されて、議論にちゃんと参加します、こうすることも表明されています。

また、先々週でどうか、G7の財務大臣・中央銀行総裁の会議、テレビ会議が開催されたというふうにも聞いております。

そうした中で、こうした国際的な課税のルールづくりで進んでいるというふうに承知をしておりますが、最近のこの進捗状況について教えていただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、八年前、二〇一三年だと思いますが、平成二十五年に、五月にイギリスのパッキンガムシャーというところでG7の中央銀行・財務大臣会合というのが開かれたときに、いわゆる国際課税というグローバルな話というのをこのG7のここでやらないでどこでやるんだという話で、デジタライゼーション、デジタル化というものによって、いわゆる消費者がいるマーケットで、工場等々の物理的拠点を持つていない形で、物理的な拠点を置かずともビジネスができるというようなのになつたということに対しても、そこまでのマーケットへ適切な課税ができるようになります。

これを我々の世界ではファーストピラーといふべきじゃないのかと。これが最後まで行けるかどうか、もうちょっとこの種のこの分かっている人がイギリスの財務大臣でもありますので、これを、今年の半ばまでに決着をつけようという話で、少なくとも、フランスも一応のつてくる、きつつあるというところまで来ているので、気を緩めず、最後まで詰め切らなければなりません。これが最後まで詰め切らなければなりません。これが最後まで行けるかどうか、もうちょっとこのままですけれども、なかなかそれが最後まで見ないと分からんけれども。

○櫻井委員 大きな方向性、二〇一五年に一つ大きな取決めをしているというふうに承知をしておりますが、そこから更に進んだものができるということを大変期待をして、引き続きの御尽力をよろしくお願いいたします。

そのほか、法人税、先ほど三つ目の点というふうに申し上げまして、法人税の引下げ競争、これが囚人のジレンマのようなことになつてしまつてゐるのではないか、そうならないようG7、G20で協調してやつていかなきやいけないということについても、大臣が一生懸命努力されている

返事をしない状況で、押したり引いたりしながらここまで来たんですね。

というふうに承知をしておりますので、それも併せてよろしくお願ひいたします。

統きましたして、本日、日本銀行総裁、黒田総裁にも来ていただきておりますので、質問の順番をちょっと入れ替えまして、黒田総裁に質問させていただきます。

これまで黒田総裁とは何度もこの委員会で質疑をさせていただきました。その中で、黒田総裁、デフレの要因として貨幣現象による部分と貨幣現象に知らない部分がある、こういうことについて認識を共有できただというふうに思います。

そこで、本日はその先の議論としまして、貨幣現象による部分について、異次元の金融緩和をずっとやつておるわけでございまして、日経平均株価、このところ三万円を超えたり切つたりというような状況ではございますが、こうしたところまで来ているわけですから、この貨幣現象による部分でのデフレの要因というのはもはや解消されているのではないかというふうに私は考えているわけです。そして、金融機関の、日本銀行の当座預金も五百兆円近い残高があるので、そうしますと、異次元の金融緩和でマネーはもうあふれているわけですから、ただ、それが銀行にたまつていて市中に出回っていないところがこの課題ではなかろうか。

ですから、もう日本銀行としてできることはやはり尽くしているのではなかろうかというふうに私は考えるんですが、このデフレの貨幣現象による部分について、日本銀行は果たしてやり残した部分があるのかどうか、この点についてお聞かせください。

○黒田参考人 以前にも申し上げましたとおり、現実のこの物価上昇率といふものは、金融政策だけではなくて様々な要因が影響することは確かであります。最も典型的には、例えば原油価格が大きく上がったり下がったりしますと、インフレ率を引き上げたり引き下げたりいたします。ただ、この物価の安定を実現するということは日本銀行

の使命であることも事実であります。これは日本銀行法にも明確に定められておるわけでありまます。そうした認識に立ちまして、日本銀行としては、デフレを克服するために二〇一二年に量的・質的金融緩和を導入して大規模な金融緩和を続け足下では、感染症の影響によって経済、物価に下押し圧力がかかっておりまして、当面マイナスで推移すると見ておりますが、先行き、経済は改善していく下で、時間はかかるものの、物価は二%の物価安定の目標に向けて徐々に上昇率を高めていくというふうに見ております。

なお、物価、基調的な動きですね、原油価格とか、最近の例えはコロナのショックとか、そういうものでない基調的な動きについては、標準的な経済学の考え方は、御承知のとおり、経済全体の需給のバランスであるマクロ的な需給ギャップを、人々がその物価上昇についてどのような予想をしているかという中長期的な予想物価上昇率、この二つによつて決まつてくるというのが標準的な考え方だと思います。

したがいまして、現在日本銀行が行つてゐる金融緩和は、こうした考え方方に沿つて、イールドカーブコントロールの下で金利を低位に安定させ超えるまでマネタリーベースの拡大方針を継続するということでオーバーシュート型コミットメントをして、「二%の物価安定の目標の実現にコミットメントして人々の予想物価上昇率の引上げを図ること」を意図してゐるわけで、こうしたことを通じて、名目金利から予想物価上昇率を差し引いた実質金利を引き下げるということが金融緩和の起點となつて、こういった緩和的な金融環境が経済活動を活発化して、需給ギャップが改善して、物価上昇につながつていくといふふうに考えておりま

たが、確かに、御指摘のとおり、これまでこれ

だけの金融緩和をやつてきたにもかかわらずコロナのショックの前でも予想物価上昇率は一%程度で、実際の物価上昇率も一%程度ということであつたことは確かであります。ただ、そのことから、もう金融政策ができることはない、あと

はほかの政策でということは言えないのではないか、やはり、先ほど申し上げたように、需給ギャップのプラスを拡大して、それから、オーバーシュート型コミットメント等によって予想物価上昇率に働きかけを行つて、時間はかかるとしても、徐々に二%の物価安定目標の実現に向けて進んでいくことが必要であり、物価安定と足下では、感染症の影響によって経済、物価に下押し圧力がかかつておりますが、標準的な経済学の考え方では、御承知のとおり、経済全体の需給のバランスで物価水準は決まるんだ、これは

いうことは日本銀行の使命であるというふうに考えております。

○櫻井委員 そうなんですよ。物価目標を達成するというのは日本銀行の使命だと。多分、二〇〇〇年ぐらいまでの、二十年前の経済学ではそうだったかもしませんけれども、経済状況ではそうだったのかもしれません、やはり、最近のこの十年、二十年の日本の状況というのは、従来の経済学が想定していたような状況とは大分違う状況になつてゐるのではないかろうか。

ですから、デフレないしは物価水準がずっと上がり、ゼロ%近傍でなつてゐる状況の原因について、これはもう少し日本銀行でいろいろ分析をしていただきて、その上で、金融政策でできる部分とそうでない部分をちゃんと仕分をしていたんだいた方がいいんじゃないかというふうに考えるんです。

例えば、今総裁がおつしやられた原油価格の上昇、それとともに、インフレ率が安定的に二%を維持するということでオーバーシュート型コミットメントをして、「二%の物価安定の目標の実現にコミットメントして人々の予想物価上昇率の引上げを図ること」を意図してゐるわけで、こうしたことを通じて、名目金利から予想物価上昇率を差し引いた実質金利を引き下げるということが金融緩和の起點となつて、こういった緩和的な金融環境が経済活動を活発化して、需給ギャップが改善して、物価上昇につながつていくといふふうに考えておりま

できないことをやろうとしたって、それは無理な話ですので。ないしは、コロナ禍で消費が冷え込んでしまつて、だから金利をぐつと下げればそれで需要が喚起されるのかといつたら、それはしないわけで、していないわけですから。

そういうことも含めて、日本銀行ができることができないこと、それはやはり、それいろいろな役所があつて、つかつかさがあるわけですから、そこを整理していただく必要があるのではなかろうかといふふうに思うわけです。

また、コロナ禍以前の状況についてですけれども、黒田総裁が今おつしやられたとおり、需要と供給のバランスで物価水準は決まるんだ、これはもうそのとおりだというふうに思いますが、では、日本の場合、供給に対して需要の方がずっと冷え込んでいる。特に、先ほど来申し上げてきたとおり、個人消費がずっと冷え込んだままというか、そこが伸びてこないということがある。その裏には何があるかというと、少子化なりそれから格差の問題がある。では、その少子化なり格差の問題というのは日本銀行ができることなんでしょうか。それは、少子化対策を日本銀行がやりますといったつて、できないですよね。

ですから、そこは日本銀行の仕事じゃないでしょ、これはもう一義的には厚生労働省の仕事でしょ、ということですから、できないことをやりますといつて抱えてしまつて、それでほかの役所が、ああ、日本銀行に任せておけばいいやといふふうになつてしまふ方が問題ではなかろうかということ、これまでいろいろ議論をさせていただいたわけでございます。

例えば、アメリカのような社会でありますと、金利が下がると、例えば住宅のニーズというか需要は依然として旺盛である、人口がどんどん増えている、移民がどんどん入つてくるということも含めまして人口が増えている、だから、住宅が欲しいと潜在的に思つてゐる方が大勢いらっしゃるから、違いますよね。これは厚生労働省なり別の役所の仕事でございます。でも、それが物価水準に与えている影響があるわけですから、日本銀行に

面はあろうかと思ひます。

では、日本でそういう状況があるかというとそうでないわけですね、人口減少だから。住宅ももう大分余っていて、むしろ空き家の方が問題になると、いうような状況なわけですから。そうすると、やはり、日本銀行が金利を上げ下げすることによって需要を喚起できるかというと、それも難しいという状況なわけですから、そこは是非整理をしていただきたいというふうに思ふんですが、いま一度、この整理、やつていただけますでしょうか。

○黒田参考人 従来から申し上げておりますとおり、今回のコロナ感染症の影響に対応して、日本銀行としても金融政策を強化したわけです。それはあくまでも、企業の資金繰りの支援であるとか、それから金融資本市場が不安定化しないようになりますとか、そういうことをやつておりまして、コロナ禍の公衆衛生的な問題であるとか、それが直接的に社会経済活動に影響していることを防ぐことです。そういう意味では、日本銀行としてできることを最大限やつているということであります。

二‰の物価安定目標に向けて、これは中長期的な話ですけれども、最大限の努力をしておりますが、このコロナの影響もあって、物価上昇率が確かに足下で下がっていまして、コロナ感染症が収束されても、これは日本だけではなくて欧米でもそうですけれども、経済に一定の影響が残つてくれると思われますので、欧米もそうですが、日本の場合もつと極端に、二‰の物価安定目標の実現に、従来考えていたよりもっと時間がかかるということになつておりますので、十二月の金融政策決定会合におきまして、現在のイールドカーブコントロールの下で今後もやつていくわけですが、その金融緩和の効果がより効果的になりましたが、持続できるようなものにできないか、点検を行うということにしております。現在まだ点検中ですので、方向性について何か

申し上げることはできませんが、御指摘のよう

な、これまでの金融政策の効果、それから、十分に物価が上がつてこなかつたこと、そういういた経済的な分析も十分議論して、先ほど申し上げたよ

うな、今後、目標を達成するためにより効果的でより持続可能な金融緩和政策というのはどういうものかということを三月の金融政策決定会合において議論して、明らかにしたいというふうに考えております。

○櫻井委員 先ほど来、物価二‰の目標に対して、日本銀行ができること、できないこと、ちゃんと仕分をして、そして、日本銀行にできるとか、それから日本銀行でどうにもならない、何でこんなにしつこくこういつたことを申し上げているかといいますと、一時期、日本銀行は、できることは何でもやるんだというふうな形で明瞭にしていたみたいといふうに思いました。部分については、日本銀行でどうにもならない、いと私は思うんですけども、その効果についてしっかりと検証していただく。というか、もう既にやり過ぎるぐらいやつていて、もうこれ以上な

何でこんなにしつこくこういつたことを申し上げたのではなかろうか。やつてきた。やり過ぎちゃつたりしていることもやつてきた。やり過ぎちゃつたりしていることがやつてきた。やり過ぎちゃつたりしていることがありますと、例えは、二〇一六年一月にマイナス金利導入を導入したら、長期金利十年物の国債までマイナス金利になつちやつた。これは大変だということとO・二の幅でこの金融のレンジを取り入れますよということと、ちょっと幅を広くした。幅を広くしたということは、ちょっと、別に真ん中の数字は変わつていらないんだからということですけれども、ポイントは、上がO・一からO・二に上がつたと、いうところでございまして、やはりさすがに長期にわたるこの超低金利、ゼロ‰金利というのはまずかろうと思つて、この

O・一からO・二に引き上げたりしているのではなくらうかといふうにも観察をしております。そういう意味では、もう少し柔軟性を取り入れる必要がここに来て出てきているのではなかろうかといふうにも見られているようございます。

○黒田参考人 先ほど申し上げたとおり、点検の中

ておりますけれども、長期の国債を買うのをやめたりとかして、十年物の国債がマイナス金利にならないようにいろいろ工夫をされたのではなかろ

うか。ですから、やり過ぎると、いろいろ別なところで弊害が出てくる。副作用の方が大きくなつてしまふ。また、ずっと長期の低金利を続けた結果、地方の金融機関を中心に苦境に陥つてはいる。だから、今、麻生内閣では、地方の銀行は何か合併してあります。

ですから、こうした長期化する異次元の金融緩和の弊害の方が大きくなつていて、是非この点も考えたかといふうにも思つて、是れこの点も考えたことにもなりかねないわけです。ですから、こうした長期化する異次元の金融緩和の弊害の方が大きくなつていて、是非この点も考えたかといふうにも思つて、是れこの点も考えたことにもなりかねないわけです。そこで、その範囲内で変動していただんですけれども、ただ、現在は、感染症が経済に打撃を与えるこれがまた別な問題になつちやつて、こういうふうなことにもなりかねないわけです。

そこで、いつ、その範囲内で変動していただん

で、次の政策決定会合では十分考慮していただきたいといふうに思ひます。それからあと、二〇一八年の七月の金融政策決議会合においては、いわゆる柔軟性を取り入れて、それまでプラスマイナスO・一のところをちょっと倍に膨らます、つまり、プラスマイナスO・二の幅でこの金融のレンジを取り入れますよと、いつ、その範囲内で変動していただん

で、長期金利について、おおむねゼロ‰程度、こういうふうに言つてきた、おおむねゼロ‰というのはどのくらいの幅なのかと、いうので、御指摘のように、かつて、おおむねプラスマイナスO・一‰の倍程度変動し得るということを想定していると、いつ、その範囲内で変動していただん

で、長期金利について、おおむねゼロ‰程度、こう

はよく機能しておるのでこれを変えるつもりはないんですねけれども、その下での資産買入れのやり方とか内容については、十分その効果と副作用を点検して、より効果的で持続可能なものにしていきたいというふうに考えております。

長期金利について、おおむねゼロ‰程度、こういうふうに言つてきた、おおむねゼロ‰というのはどのくらいの幅なのかと、いうので、御指摘のように、かつて、おおむねプラスマイナスO・一‰の倍程度変動し得るということを想定していると、いつ、その範囲内で変動していただん

で、長期金利について、おおむねゼロ‰程度、こう

○黒田参考人 E-T-Fの買入れにつきましては、市場の状況に応じて上下に変動し得るということにしておりまして、まさに張りのある柔軟的な買入れを行っております。

実際、市場が大きく不安定化した昨年春は積極的な買入れを行いましたが、その後、市場が落ち着きを取り戻していく下で買入れが減少しております。昨年秋以降は少額の買入れにとどまっています。

このように、現在の金融政策調節方針の中でも十分めり張りのある柔軟な買入れが行えるようになつておりますし、そのようにしているということがございます。

○櫻井委員 もう時間がなくなりますので質問は終わらせていただきて、最後、ちょっと大臣に御要望させていただきます。

今までに確定申告の季節でございまして、昨年のこの時期にも同じような話をさせていただいておりますけれども、やはり、特に、去年そして今年は感染症ということで、確定申告、税を納めに来ていただく方についても大変気を遣つておられるわけでございまして、その現場で働いている職員の方も気を遣つておられる。こうしたことにも配慮しながら徴税業務をしっかりと進めていただきたいとお願いするとともに、税の減免等のいろいろなことをやつておりますから、そうしますと、延期をするのに、税の繰延へ手続といいますか猶予するのに一回手続をやつて、そしてもう一回後で徴税する、仕事が二倍になるわけですよ。そういう国税の現場での職員の待遇といふね。そういうふうに、人件確保等、いろいろ現場のことにも目くばせをしていただくようお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○越智委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。本日もよろしくお願いします。

私のお配りしております資料の一ページ目、これは前回お配りしたものと同じであります。財

務省の後年度歳出・歳入への影響試算から抜粋したもので、これを見ていただきますと、二〇二五年度の数字がないわけです。二〇二五年度の予算では、財務省は最低限これを示すべきだというふうなことを前回の質疑で指摘しました。

二〇二五年度の一般会計のプライマリーバランスの見通しを試算した結果はどうなったのか、財務大臣から数字だけお答えください。

○麻生国務大臣 前回、二月の二十四日のこの委員会において階先生からお求めのあった前提があります。「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」の前提を用いて、二〇二五年度の新規国債発行額を二〇二四年度と同額とするなど新規国債発行額を二〇二四年度と同額とするなど

その上で、二〇二五年度の一般会計プライマリーバランスは、二〇二四年度の十一・三兆円からやや改善して、十兆一千億円となつたと報告があつたので、御報告を申し上げます。

○階委員 機械的な試算というのですが、今の十・一兆円という数字なんですが、内閣府の見通しが、私の資料で一番右の方に手書きで書き込んでおります、八・七兆円の赤字ということです。それで、それよりは悪い数字になつていいわけですね。八・七兆円と十一兆円、かなり開きがあるわけですから、どうぞお聞きがわかるわ

たものであります。八・七兆円の赤字といふことについてお考えでしょうか。大臣、お答えください。

S N A ベースで、経済とか財政の相互関連を加味

した計量モデルによつて試算を行つたというもの

であります。政府の財政健全化目標であります

プライマリーバランスの黒字化の進捗とか見通し

五年度の数字がないわけです。二〇二五年度の

予算では、財務省は最低限これを示すべきだ

とを前回の質疑で指摘しました。

一方で、財務省の後年度影響試算といふものは、これは国の一般会計のみを対象にして、いわゆる令和三年度における制度、施策を前提として、それらが基本的に継続するという場合に、向

こう三年間の歳出歳入などの程度を、影響をもたらすかについて、これは計量モデルではなくて、個別の歳出歳入等々、項目を積み上げた計算等を行つたので、御報告を申し上げます。

その上で、二〇二五年度の一般会計プライマリーバランスは、二〇二四年度の十一・三兆円からやや改善して、十兆一千億円となつたと報告があつたので、御報告を申し上げます。

○階委員 機械的な試算というのですが、前提となつておられます。八・七兆円の赤字といふことについてお考えであります。それで、それよりは悪い数字になつていいわけですね。八・七兆円と十一兆円、かなり開きがあるわけですから、どうぞお聞きがわかるわ

たものであります。八・七兆円の赤字といふことについてお考えであります。それで、それよりは悪い数字になつていいわけですね。八・七兆円と十一兆円、かなり開きがあるわ

たものであります。八・七兆円の赤字といふことについてお考えであります。それで、それよりは悪い数字になつていいわけですね。八・七兆円と十一兆円、かなり開きがあるわ

たものであります。八・七兆円の赤字といふことについてお考えであります。それで、それよりは悪い数字になつていいわけですね。八・七兆円と十一兆円、かなり開きがあるわ

いわば、財務省の見通しも御都合主義だけれども、内閣府の見通しはそれに輪をかけた御都合主義だと言わざるを得ないんです。

くしたとしても、二〇二五年度の、一般会計だけなく特別会計の一部も含めた全体のプライマリーバランスの黒字化目標には七兆円以上も足りない、こういう結果になつているわけですね。こういったものが使えるんでしょうかということです。

つまり、今の政府の見通しは、財務省の方も内閣府の方も、目標と現実とのギャップを過小評価しているわけです。これでは財政健全化の努力も

本来あるべき姿より緩んでしまう、そういう懸念があるわけです。

こういう状況を防ぐには、政府内の御都合主義的形骸化した見通しとは別のものが必要ではないか、こういう問題意識を持っています。

そこで、私たちは、国会に経済財政等将来推計委員会なる組織を置くことを考えております。これ

は、経済同友会や連合が提案している独立財政推

計機関と同様の趣旨です。

具体的に言いますと、資料の二ページにありますとおり、両議院の合同協議会によって任命される七名の、委員長と委員から成る委員会、これが、必要な資料を国政調査権も授用しながら入手

した上で、外部の研究機関を活用しながら、定期的に経済見通しなどをまとめて国会と政府に報告します。政府の方は、委員会のこの見通しに対する見解を国会に報告する。

こういうフィードバックの流れ、P D C Aサイクルで繰り返すことによって、より客観的、中立的で精度の高い将来の見通しが出てくるということを期待しています。これによって、財政再建の議論がより建設的に進められるようになつて、財政再建も進むのではないかと考えております。

是非、私は、与党の皆さんにも御協力いただい

て、こういう組織を国会に設けたいというふうに思つています。

こうした提案について、与党の重鎮でもあらせられる財務大臣、どのように思われますか、お答えください。

○麻生国務大臣 経済財政運営をするに当たりまして、政府として、経済対策のいわゆる効果を含みます経済見通しとか、また、中長期の経済財政に関する試算、いわゆる中長期の試算等々を作成させていただいて、外部有識者も参加されます経済財政諮問会議の場で財政健全化目標の達成に向けた評価という議論を行わせていただいているのは御存じのとおりです。

重要なことは、これは、独立した財政機関の設置という手段ということよりも、経済財政運営の方針について様々な観点から検討を重ねた上で決定をするというようになつて、経済再生と財政健全化というものを両立させるということで取り組むということだと思っております。

しかし、各国とも予算制度とか予算編成の仕組みが異なっておりますので、何らかの独立した財政機関を設立すれば直ちに財政健全化が進むと考えることは必ずしも適当ではないんじやないか、私どもはそう思つております。

いずれにいたしましても、経済とか財政運営といふものの方針については、我々としては、いろいろな観点から検討を重ねた上で決定し、方針に従つて、政府一丸となって経済再生と財政健全化の両立に取り組むことが重要だ、私どももそう思つております。

○階委員 確かに、独立財政推計機関というの

あくまで将来の見通しを示すものですから、それができたからといって直ちに財政健全化が進むわけではありません。

ただし、今の見通しは、財務省にても内閣府にしても、余りにいいかげん過ぎるのではないかで

しょうか。こうした見通しを前提にして財政健全化を議論しているから、なかなか財政健全化も進まない。

むしろ、こうした現実をしっかりと直視できるよ

うな客観的、中立的な見通しを示す、そういうた

てつけが必要ではないか。それは、政府の中にいる組織よりも、私どもが考えているような、国会

の中に置いた組織の方がいいのではないか。もちろん、政府は政府で見通しを出されると思いま

す。それも是非精緻なものにしていただければと

思いますし、こうした精緻なものにしていく上で

も、国会に置かれた財政推計機関との間でのコ

ミュニケーションをしっかりとやれば、そういうた

方向に行くのではないかということで、是非、こ

れは過去には与党の皆さんとも協力して案をつ

くってきたものでありますから、やはりこれだけ

厳しい財政状況にある中でいま一度考えたいとい

うふうに思いますので、よろしくお願ひします。

さて、今ちょうど確定申告の時期で、今日は所得税法等の改正案が議題となつてありますけれども、徴税に当たられる税務署の皆さんも大変日々

頑張っていらっしゃるかと思います。

ただ、その前に、少し問題を取り上げたいと思

います。

○階委員 確かに、件数的にはさほど増えてはお

りません。また、高い倫理観を保持していらっしゃる方もたくさんいるとは思うんですけど

も、現にこういう考え方られないレベルだといふ

になつたことが大きいのではないかと思っていま

す。私がおつき合いのある国税職員の方からも、公文書改ざん問題を契機に現場への苦情が増えた

というような話を伺いました。

そこで、国税庁の次長さんに伺います。

三年前、当時の国税庁長官だった佐川氏が、國

会で虚偽の答弁をし、公文書改ざんに関わったこ

とが発覚して辞任されたということは、職員の士

気や倫理観の低下を招き、業務に影響を与えてい

るのではないでしょうか。お答えください。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

まず、昨年、国税職員が持続化給付金の詐欺の容疑により逮捕される事案などが発生したことにつきまして、国民の皆様の信頼を著しく損なう事態でござります。深くおわび申し上げたいと思いま

す。

その上で、ございますが、非行の発生状況の背景には様々な要因があると考えております。御指摘のようないくつかの原因があるかということについて結論づけることはちょっと困難であろうかといふふうに思つております。

また、悪質な不祥事が増えてるという点についてでござりますけれども、質的にということはなかなか申し上げづらいところもございますけれども、当庁における近年の懲戒処分の件数といふことで見てみると、最近、近年、これが増加傾向にあるというわけではなく、職員は引き続き高い倫理観を持って職務に取り組んでいただいているものと考えてございます。

いずれにいたしましても、職員の綱紀の厳正な

保持につきましては、非行はあってはならないと

いう認識の下、より一層の徹底を図り、税務行政

に対する国民の皆様の信頼回復に努めてまいりました

と考えております。

○階委員 確かに、件数的にはさほど増えてはお

りません。また、高い倫理観を保持していらっしゃる方もたくさんいるとは思うんですけど

も、現にこういう考え方られないレベルだといふ

祥事が起きてるわけですから、倫理観というものをいかに徹底していくかということが大事だと思つんですね。

そして、倫理観ということでいえば、昨日も、農水省で、事務次官を始め幹部職員六人が倫理規程違反で処分されたわけです。総務省の十一人、内閣広報官と合わせて、二日間で十八人の官僚が国家公務員倫理規程違反で処分されるという異例の事態になつてゐるわけです。

事務次官といえば、国家公務員倫理法の三十九条において、倫理監督官という地位になつてゐるわけです。この倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に対して、その職務に関して必要な指導及び助言を行つていう職責を負つてゐるわけです。その人自らが倫理規程違反を犯している。言語道断であります。まさに倫理規程が形骸化して

いるというふうに言わざるを得ません。

そこで、昨日、国家公務員倫理審査会の方から、こうした事態を防ぐためにどういう活動を行つておられるのかというお話を聞きました。その一つとして、国家公務員倫理カードというものを毎年新たに採用される一般職の国家公務員に配付している、それから、何年かに一回は一般職の国家公務員全員に配付しておられるということができました。これを始めたのは、実は民主党政権の平成二十二年

度だそうです。

さらに、その平成二十二年頃全員に配付されたものをずっと持ち歩いていた方もいらっしゃいます。その表紙の写真を皆さんのお見せしたいと思います。こういう、ぱろぱろになる

度でお持ちしていた方もいるという、非常に倫理観の高い方もいらっしゃるわけです。

参考までに、この表紙のほかにも重要なことがいろいろ書いておりまして、五ページ目に目を移

していただけますと、これがカード全体です。下の方を見ますと、酒食等のもてなしなど供應接待を受けることや、車による送迎など無償でサービ

スの提供を受けることが利害関係者との間では禁止されている。利害関係者以外の間でも、供応接待を繰り返し受けることなど、社会通念上相当認められる程度を超えて利益の供与等を受けることが禁止されています。

このカードに書いてあることを度々日々にしていれば、今回の総務省や農水省のような事案はなかつたのではないかというふうに私は思います。

そこで、財務省に話は移りますけれども、財務大臣に伺います。国税庁や財務省の職員には、この国家公務員倫理カードの所持は徹底されているのでしょうか。お答えください。

○麻生国務大臣 お尋ねのカード、これは今秘書官から借りたものでけれども、このカードは、周知徹底を図る目的で国家公務員倫理審査会が作成して、各府省の職員に配付をしておるという種類のものであります。

財務省、国税庁においても、全員にこれは配付をしておりまして、今、このあれに出ましたので、秘書官から借りたものであります。平成の三十一年に職員全体に配付をさせていただいて、以後、新規の採用職員につきましては、新しく入ってきた者に配付をしておるということになりまして、公務員の倫理の遵守というか、このほか、公務員倫理月間などの機会等々を通じまして周知徹底を図っているところであります。引き続き適切に対応していくねばならぬところで、大事なところであろうと思つて、継続していくといふのが大事なところだと思っております。

○階委員 配付されているのは分かつていていますが、それでも、ちゃんと持ち歩いていますけれども、ちゃんと持ち歩いていますかということを確認したかったんですね。今日は、たくさん官僚の皆さんも来てますけれども、理財局長、持っていますが、今、じゃ、見せてください。ここに来て見せてください。  
○大鹿政府参考人 お見せすればよろしいですか。

私は、ちょっと古いものと、それから最近配られた新しいものと、二つ所持しております。常に木ファイアルの提出を拒んでいます。常に

名刺入れに入れております。

○階委員 ありがとうございました。

ほかの幹部の方、そこに並んでいらっしゃる方、持っていますか。持っている方は手を挙げてください。

○越智委員長 階君に申し上げます。

拳手は求めないでください。質問をしてください。

○階委員 分かりました。

多分、今日こういう質問をするということで、慌てて用意された方もいらっしゃると思うんです。

官房長、じゃ、代表してお答えください。  
○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。

平成三十一年四月に今の黄色いバージョンというのが全員に配られまして、それで、財務省、国

税庁全職員に配つております。その後入ってきました新入省者にも配つているところでございます。  
○階委員 では、皆さん、これをちゃんと持ち歩いているというところで、それがそれでいいことがあります。ただ、これが、持ち歩いているだけ、この中身が実践されていないと意味がないわけですね。なぜ今回だけいきなりこういう理由が出てくるんですか、国会に対して。お答えください。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

まず、委員が今御指摘になられたやり取りがあつたということは私どもも承知しております。

それで、財務省としましては、衆議院調査局

ら予備的調査の協力要請をいたいた際に制度的な枠組み等々を調べましたけれども、これまでの予備的調査において、その案件の内容について具体的、網羅的に把握することはできませんで、また、今般の民事訴訟と同様の状況の中で予備的調査の協力要請があつた事例が過去にあつたかどうかということは定かではありません。

したがつて、過去の予備的調査への対応との比較でお答えすることはちょっと困難でありますけれども、これまで御答弁いたしましておるとおり、私ども、予備的調査につきましては、議院の国政調査権を補完するものだということで、財務省としては、この要請を真摯に受け止めて、御要請を受けていたということです。

そういう中で、予備的調査の問題に話は移ります。

前回も中途半端で終わってしまったんですが、まさにこの倫理カードの三項目めにありますけれども、国民の疑惑や不信を招くような行為といふのを戒めているわけです。理財局長には、これから是非このことを踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

前回までの手続きになりますが、予備的調査で赤御指摘のファイルについて回答を差し控えると

月二十四日にも当委員会で海江田委員が質問しています。その際、衆議院の調査局長から、過去の四十六件の予備的調査につき、民事訴訟を理由に資料の提出や回答がなされなかつた事例はないという答弁があつたわけです。これを受け、海江田委員から、なぜ、それでは、今回の予備的調査では、訴訟に関わることであるため回答を控えたいという返答になつたのかということを尋ねたところ、理財局長の方からは、訴訟外の言動等によつて訴訟に対する司法審査に影響を及ぼすべきではないからという答弁がありました。

しかしながら、この理由づけであれば、過去の方に配られたのは色が違うんですね。例えば、令和二年はこういう色なんですよ。皆さん、本当に青いのを持っていますか。今日質問するから用意したわけではないですね。

官房長、じゃ、代表してお答えください。  
○大鹿政府参考人 まず、過去において、民事訴訟を理由に回答を差し控えたという例はないといつたということですけれども、その点、少し、あつたということは私どもも承知しております。

それで、財務省としましては、衆議院調査局から予備的調査の協力要請をいたいた際に制度的な枠組み等々を調べましたけれども、これまでの予備的調査において、その案件の内容について具体的、網羅的に把握することはできませんで、また、今般の民事訴訟と同様の状況の中で予備的調査の協力要請があつた事例が過去にあつたかどうかといふことは定かではありません。

したがつて、過去の予備的調査への対応との比較でお答えすることはちょっと困難でありますけれども、これまで御答弁いたしましておるとおり、私ども、予備的調査につきましては、議院の国政調査権を補完するものだということで、財務省としては、この要請を真摯に受け止めて、御要請を受けていたところであります。

その上で、回答を差し控えるその根拠といふことがあります。

前回も中途半端で終わってしまったんですが、まさにこの倫理カードの三項目めにありますけれども、国民の疑惑や不信を招くような行為といふのを戒めているわけです。理財局長には、これから是非このことを踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

その上で、回答を差し控えるその根拠といふことがありますけれども、これは、この委員会でも累次にわたつて法制局長官から御答弁があつたとおり、国政調査権そのものと司法権との関係において、裁判所と同様の目的で行われるなど、當該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような

裁判について、裁判所と同様の目的で行われるなど、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

きましても、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

について、裁判所と同様の目的で行われるなど、當該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような

裁判について、裁判所と同様の目的で行われるなど、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

きましても、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

について、裁判所と同様の目的で行われるなど、當該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような

裁判について、裁判所と同様の目的で行われるなど、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

きましても、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

について、裁判所と同様の目的で行われるなど、當該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような

裁判について、裁判所と同様の目的で行われるなど、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

きましても、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

について、裁判所と同様の目的で行われるなど、當該事件に係る裁判に不当な影響を及ぼすような

裁判について、裁判所と同様の目的で行われるなど、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

きましても、民事、刑事を問わず、係属中の裁判

んし、衆議院のホームページにおかれましても、官公署にわたる調査協力要請は強制にわたるものではないということで、私どもとしては、裁判に与える影響というものを考慮して回答を差し控えただということでございます。

○階委員 私の資料の六ページ目を御覧になつておいたときたいんですけれども、六ページ目に、私の方から、裁判に不当な影響を及ぼす場合に限つて提出を拒み得るという近藤法制度長官の答弁を引用した上で、本当に影響を及ぼすのかということを聞いたところ、最後の方で、現在裁判が係属中でござりますので、御指摘のファイルにつきまして御提出することは裁判に影響を及ぼし得るものと考えておりますと、いうふうに答えておられるとか、その下にも、裁判に影響を及ぼし得るものと考えておりますといふうに答えておられるわけですね。

ここでは、問題なのは、その影響が軽微なのか、あるいは不当な影響まで達するのかどうかといたいでいるとか、その下にも、裁判に影響を及ぼし得るものと考えることは私も一定程度は理解しますけれども、必ずしも不当な影響とは言えないんじゃないかな。不当な影響となぜ言えるのか。国民の疑惑や不信を招かないようには、ございませんけれども、私どもとしてもございます。

○大鹿政府参考人 お答えいたしました。

御指摘の、軽微の意味するところは必ずしも明らかではございませんけれども、私どもとしては、これまでの法制度における見解等々を踏まえますれば、裁判への影響が軽微であるかといつた、そういう影響の程度の問題ではなくて、訴訟外において今件について存否を含めて回答すること自体が裁判官の訴訟指揮や判断に対して予断を及ぼすことを想定しているのです。そこで、その上で、法制度の見解というものは、裁判所と受け止めておりますけれども、予備的調査あるいはこの委員会における質問等に、そのものに当たるかどうかというのは定かではありません。

○大鹿政府参考人 一部繰り返しになつて恐縮ですが、だつたら、ちゃんと説明してくださいます。そこで、その見解は国政調査権と司法権の独立の関係についてであつて、予備的調査は私どもも極めて重く受け止めておりますけれども、予備的調査あるいは、海江田委員の質疑の中では、この中で不当なという修飾語を除いて、ほぼそつくりそのまま答えておられるわけですね。今回、不当な影響が及ぶと言うのであれば、海江田委員のときは不当なことが問題になつていませんでしたので、私は、不当な影響というのは何なのかということを聞いておられるわけですよ。その部分に全く説得的なかつたことは、海江田委員のときには、まだ近藤長官の答弁がなかったので、不当な影響というのは論点になつていませんでした。

○大鹿政府参考人 お答えいたしました。

この訴訟の初期の段階から、原告側からは、申し上げられたファイルについて、存否を含めて明らかにしてもらいたいというのが求釈明事項、裁判官に対する求釈明事項になつております。それに対して私どもとしての主張をした上で、先般、損害賠償請求と関連づけて文書提出命令の申立てがなされているということでありまして、まさに、当該ファイルについて存否も含めて明らかにするということですが、現在、この裁判における主要

な論点の一つになつてゐるというふうに認識をし  
ています。

○階委員 そうなんですよ。出すか出さないかを  
めぐつて裁判で争われている。

ただ、一方、国は何と言つてゐるか。これを出  
したとしても裁判の結論に影響を与えないから、  
出す必要がないと言つてゐるわけですよ。

だから、私は、前回言つたように、これを出し  
たとしても、それは、裁判の論点である出すか出  
さないかの問題については、事実上、こっちで出  
したら、そつちは、裁判の方では議論する余地が  
なくなる、そういう意味での影響があるというの  
は分かりますよ。ただ、その影響は不当な影響と  
までは言えないと、いうことですよ。

むしろ、出しても出さなくても結論に影響がない  
んだったら、早く出すべきじゃないですか。早く  
出して、裁判を終結させて、遺族の思いに応える  
のが、まさに倫理に従つた行為なんじゃないですか。

○大鹿政府参考人 お答えいたします。

こちらも同じ説明になつて恐縮でありますけれ  
ども、先日来御指摘されていて、國側の準  
備書面におきまして、ファイルについて回答の要  
を認めないと、しているのは事実であります、そ  
のようないい回答をしましたのは、委員は法曹で  
ますからよく御案内かと思ひますけれども、民事  
訴訟におきましては、当事者間に争いのない事実  
については証拠による立証は不要とされておりま  
す。民訴法の規定にそのような規定があります。

これを見て、決裁文書の改ざんの経緯や内  
容等については、既に財務省として調査結果をま  
とめて公表したとおりでありますことから、その  
ような回答を行つたものでありまして、裁判に影  
響がないとかといつたところまで、主張したもので  
はありませんし、裁判への影響を念頭に置いて

いるものでもございません。

その上で、委員は、この訴訟の早期終結は原告  
にとつてよい影響をもたらすというふうに主張さ  
れているんだと思いますけれども、訴訟の一方當  
事者である國といたしましては、訴訟外において  
存否を含めて回答すること自体が、先ほど來申し  
上げましたとおり、裁判に何らかの影響を及ぼしか  
ねない、それは不当な影響を及ぼすものになり得  
るというふうに考えておりまして、現在のような  
対応を取つてゐるというふうに御理解をいただき  
たいと思います。

○階委員 全く納得いかないし、そもそも、存否  
すら国会に答へられないってどういうことなんで  
すか。存否すら答へなかつた過去の例つて、調査  
局長、ありますか。

民事訴訟の係属中に実施された予備的調査で、  
資料の提出を求められた場合に、資料の存否すら  
答へなかつた例、過去にあるのかどうか、調査局  
長、お答えください。

○佐野調査局長 お答えいたします。

これまでに実施されました全ての予備的調査に  
つきまして、民事訴訟が係属していたか否かを確  
認することは困難でございますけれども、今回の  
森友問題に係る予備的調査以外で、これまで、民  
事訴訟が係属していたことを報道により確認でき  
た予備的調査が二件ございました。

当該二件の予備的調査におきましては、調査局  
からの資料提供の協力要請に対しまして、資料の  
存否について回答を差し控えたいとした事例はござ  
いませんでした。

及ぼし得る。これ、存在すること前提に答えて  
いるじゃないですか。もう言つていますよ。もう

影響はありますよ、こう言つてゐるんだから。  
だったら、もう存在は明らかにすればいいじゃな  
いですか。こういう話ですよ。もうやめてください  
本当に再発を防ぎたいのであれば、こういうこ  
とを、ちゃんとどうみを出して、やはり真相を明ら  
かにする。これが大事でしよう。財務大臣、今私  
が申し上げたとおり、理財局長も存在は認めてい  
るんですよ。

さらに、今日お配りしている八ページ目は、こ  
れは問題になつた週刊誌の記事で、この赤木ファ  
イルの存在を裏づける、亡き赤木氏の上司、池田  
さんという方の言葉。これが、傍縁を引いており  
ますところ、これを読んでいただくと、具体的な  
描写ですね。存在していなければこんなことは言  
えないわけです。絶対に存在してゐるわけで  
す。

大臣、良心を發揮して、ここでは赤木ファイル  
の存在を認めるべきではないですか。せめてそれ  
ぐらい言えるでしよう。大臣に聞いています。大  
臣に聞いています。存在を認めてください。大臣  
に聞いています。大臣、お願いします。

○麻生国務大臣 御意見として伺つておきます。  
○階委員 意見じやないんですね。質問してい  
ますよ、存在を認めるべきではないかと。理財  
局長も認めているんだから。

存在を認めてください。存在を認められないん  
ですか。存在を認めないんですか。お答えください  
い。

○階委員 やはり、このことからも明らかなんで  
すよ。皆さん、都合の悪いことは全部隠しあとし  
てあるわけでしよう。

裁判に不当な影響が及ぶということを理由に出さ  
ない、どっちなのか、出すことは裁判に影響があ  
るのかどうか、端的に答える、このように迫られ  
たことに対しまして、その設問の枠組みの中で端  
的にお答えしたものであります。提出するとい  
うのは、存否も含めて回答する、明らかにすると

いう意味で。私の言葉の使い方も悪かったと思って  
ますけれども。この点につきましては、これまでも、またその  
ときの前後の質疑においても、一貫してそのよう  
にお答えをしてゐるところであります。

○階委員 そんなことは聞いていないから。  
大臣、これ、存在は認めてください。認めてく  
ださい。いかがですか。

○麻生国務大臣 これも前に度々答弁をさせてい  
ただいたと思うんですけども、存否を含めてコ  
メントすることはできませんと申し上げました。  
○階委員 だから、それがおかしいから聞いてい  
るわけです。

これほど迫真性のある赤木さんの上司の言葉が  
録音テープでちゃんと収められてゐるわけです  
よ。かつ、理財局長も、今いろいろ言い訳してい  
ましたけれども、この場で、存在することを前提  
に答弁してはいるわけです。存在は認めざるを得  
ないでしよう。

どうぞ、存在を認めてください。既にお答えし  
たとおりじゃないですよ。これは新たな事実に基  
づいて質問してはりますから、既にお答えしていま  
せん。新たに聞いています。お答えください。  
○麻生国務大臣 今答弁を申し上げたとおりであ  
ります。新たに今と同様の答弁をさせていただきます。  
○階委員 それで恥ずかしくないですかね、赤木  
さん。

私は、赤木さん、本当に、財務省だけではなく  
て国家公務員のかがみのような方だと思ひます  
よ、特に倫理観という意味においては。  
今日、私、ここにずっと掲げておりますけれど

も、これは実は、生前、赤木さんがずっと持ちたものなんですよ。これだけはろばりになりますね。それだけ、単に財布の奥にしまつただけじゃなくて、さっき理財局長のはぴかでしたけれどもね、いつももらつたのが分からけれども。これは多分、平成二十二年からと、事あるごとに見返して、自分はこれに照て間違いのないことをしているかどうか、チクしていたんだと思います。まさにセルフチクしていたわけですよ。まさに国家公務員のみですよ。

か分からぬんだから。だから、それ以上お答えがないじやないです。  
○階委員 であれば、至急調べてくださいよ、  
のような人物がなぜ命を絶つたのか。これは、  
務大臣にしてみると、これほど優秀な、眞面目  
部下を失っているわけだから、普通の会社だつ  
ら、トップの人は、それこそ墓参りにも行きま  
し、この人がどうして亡くなつたのか、まず真  
先に調べたいと思いますね。  
存否が明らかでないとおっしゃいましたけれど  
も、だつたら、至急調べるべきじやないです。  
三急子舌と謂ひて、そぞろ示つてアーレンを見

いきますけれども……（階委員「度々じやないで」と呼ぶ）度々お答えしていると思うんですけどね、れども……（階委員「度々じやないですよ」と呼ぶ）度々お答えしていることで恐縮ですけれども、訴訟の過程においてこれは対応すべきものだと考えておりまして、訴訟に関わる話なので訴訟外でのコメントは差し控えたい、これはずっとお話し上げております。（階委員「ちゃんと答えていいですよ。元に戻っています」と呼ぶ）

○越智委員長 では、時計を止めてください。

〔速記中止〕

の形でお答えしろというふうに言われましたもの  
に対して、その設問の枠組みの中でお答えしたま  
でのあります、提出するというのは、ファイル  
の存在を前提に申し上げたわけではなくて、存不  
も含めて回答する、明らかにする、これは一貫一  
てそのように申し上げているかと思いますが、そ  
う申すべきところであつたというわけでございま  
す。その点はおわびを申し上げたいと思います。  
○階委員 じゃ、この間の答弁は撤回して訂正す  
るということですか。

○大鹿政府参考人 これは、この委員会の場でそ  
のようにもちろくなられしま、仮にこゝはそつと  
お答えする形でござります。

こうして大が、公文書記さんを連れ、そして、やむにやまねずそれに応じて、自責の念に駆られて亡くなつてゐる。これは、財務省にとっても官僚組織全体にとっても、宝を失つたようなものですよ。本当にそういう思いがあるのですから、今のような答弁というのはあり得ないと思ひますよ。赤木さんに対して失礼じゃないですか。まずは、財務大臣は存在を認めてくださいよ。存在を認めてください。同じことの繰り返しです。今までたつても赤木さんは報われないです。

○大鹿政附参考人 恐縮ですが、先ほどの答弁  
補足ということで御理解いただきたいと思いま  
が、現在、国家賠償請求訴訟が専属中であります  
とおり、私どもとしては、訴訟の過程において対応を検討すべきであると  
うふうに考へておるところであります。  
いや、大臣に聞いています。大臣に聞いていよ  
すよ。

○ 起智委員長 では、返話を走らしてくださり  
階君。  
○ 階委員 まず、大臣、先ほど、赤木ファイルはあるかないか分からぬといふ話をされていました。私はある前提で話していますけれども、少くともあるかないかぐらいは大臣は分かつたしで、でも、裁判では答えられない、国会にも答られないということだと思いますが、しかし大臣は、あるかないかも分からぬ、そういうこといいんですね。お答えください。大臣。

○階委員　これは重大な問題ですよ。こんな大事なところをミスして。今日のところはこれは置いといておきますので、後で理事会で協議をしてください。

その上で、私のその前の質問について、大臣、お答えいただきたいんですね。お答えください。

○麻生国務大臣　度々説明をさせていただいておりますけれども……（階委員「度々じゃない。」切

そして、私は、この赤木ファイルは大臣こそ見るべきだと思いますよ。ここには、事件がなぜ起きたのか、そしてどうしたら再發を防げるのか、貴重ないろいろなことが書いてあると思いますよ。大臣だったら真っ先にそれを見るべきではないですか。

○階委員 大臣に聞いていますよ。  
検討しますって、存否も明らかでないって、  
だつたら、至急存否を確認して、それでちゃんと  
大臣が見て、裁判に不当な影響を及ぼすかどうか、  
もチェックして、不当な影響を及ぼさないんだ  
たらここに出してくださいよ。それをやるべき

長。(階委員)ちょっと論点が違う。彼じや答られない。今の質問は違うでしょ。今の質問は明らかに大臣に聞いているんです」と呼ぶ)「や、ちょっと待って。  
では、速記を止めてください。  
〔速記中止〕

めての質問ですよ」と呼ぶ。今お話をさせていただいておりますが、自分の意見と違うからといって、御意見だけは分かりますけれども、伺つてけ  
おきますけれども。  
御指摘のファイルにつきましては、もう度々申  
し上げておりますように、國家賠償請求というう  
て、御意見だけは分かりますけれども、伺つてけ

○麻生国務大臣 見てみるべきですかという御質問ですか。それが今の御質問ですね。検討させていただきます。

○階委員 検討していただけるということは、あるということをお認めになつていて、ということです。間接的に、あるということを認めたということです。

○麻生国務大臣 あるかないかが分からぬから検討させていただきます、そういうことで……

すよ、大臣。それだけのことが起きているんですよ。

公文書改ざん、これは大問題ですけれども、これに携わって命を失った人が国家公務員のかつともいへば人なんですよ。これは普通に考えら、大臣自ら、部下に任せることなくして、自分の赤木ファイルを探し出して、そしてそれを書きでしよう。どうなんですか。私の言つてることは間違っていますか。お答えください、

○越智委員長 速記を起<sup>こ</sup>してください。

○財務省大鹿理財局長。

委員は、ある前提でというふうにおっしゃらました。月十六日の答弁で、御指摘のファイルにつきまして御提出することは裁判に影響を及ぼし得るものと考えておりますが、これは、先ほども申し上げましたとおり、委員もお分かりかと思<sup>い</sup>ますけれども、端的に、「どうぞ」というふうな旨で

が今なされている、訴訟の最中でもありますので、少なくとも、存否を含めまして、説明のいわゆる求釈明事項というものの対象となつてゐるわけですから、したがいまして、存否を含めて「コメントは差し控えさせていただきます」と申し上げております。

だけではなくて、大臣にも報告が上がっていないなくて、大臣すら知らないということでいいんですか」ということを聞いているわけです。それを聞いてるんですよ。お答えください。裁判とは関係ないです。

○麻生国務大臣 これも度々御質問にお答えしているところであるとは思いますけれども、存否を含めて、私どもとしてはコメントをすることは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○階委員 まず、度々の質問じやないですか。あるかないか分からないと大臣はおつしやったんですよ。あるかないか分からないとことは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○階委員 まず、度々の質問じやないですか。あるかないか分からないと大臣はおつしやったんですよ。あるかないか分からないとことは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○階委員 まず、度々の質問じやないですか。あるかないか分からないとおつしやっていましたので、部下から報告が上がっていないことなのかどうか、含めて、私どもとしてはコメントをすることは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○階委員 まず、度々の質問じやないですか。あるかないか分からないと大臣はおつしやったんですよ。あるかないか分からないとことは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○越智委員長 ちょっとと止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 では、速記を起こしてください。

階君。

○階委員 先ほど確かに大臣は、あるかないか分からないとおつしやっていましたので、部下から報告が上がっていないことなのかどうか、含めて、私どもとしてもコメントをすることは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○越智委員長 ちょっとと止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 では、速記を起こしてください。

階君。

○越智委員長 先ほど確かに大臣は、あるかないか分からないとおつしやっていましたので、部下から報告が上がっていないことなのかどうか、含めて、私どもとしてもコメントをすることは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○越智委員長 ちょっとと止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 では、速記を起こしてください。

階君。

○越智委員長 先ほど確かに大臣は、あるかないか分からないとおつしやっていましたので、部下から報告が上がっていないことなのかどうか、含めて、私どもとしてもコメントをすることは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

○越智委員長 ちょっとと止めてください。

〔速記中止〕

○越智委員長 では、速記を起こしてください。

階君。

○越智委員長 先ほど確かに大臣は、あるかないか分からないとおつしやいましたので、部下から報告が上がっていないことなのかどうか、含めて、私どもとしてもコメントをすることは差し控えさせていただきます。ずっと申し上げておりますとおりです。

初めに、所得税の在り方についてなんですが、かつて財政制度審議会も指摘していたように、現在の所得税には、所得一億円を超えると税負担率が下がるという累進性を回復させるためには、所得一億円以上の税負担を引き上げるということがなければなりません。とりわけ金融所得課税の強化、これが求められていると思います。

そこで、麻生財務大臣に伺いますが、来年度の所得税法改正案についてはそのような措置が盛り込まれているでしょうか。

〔委員長退席、井林委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 金融所得課税の更なる見直しと決定をいたしていただきおるということであり上げているのは、存否も含めてお答えできないと

○越智委員長 ちよっと、全然、先ほどと言っていることが変わったんですね。理財局長もこの間の答弁と違うことを言いますし、結局、皆さんはそう

○越智委員長 ちよっと、議事録も精査して、引き続きこの問題を追及していきたいと思います。

○越智委員長 終わります。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史です。

質問に入る前に、私からも一言。

○越智委員長 やはりこの森友公文書改ざん問題につきましては、世間の関心も高いということと、何よりも、

○越智委員長 近畿財務局で一生懸命勤めておられた赤木俊夫さ

○越智委員長 んの命が失われ、その原因がどこにあるのかといふことを知りたいという、眞実を知りたいという

○越智委員長 御遺族の方に、やはり政府として、財務省としてしっかりと応えていくことが重要であり、こ

○越智委員長 の間議題となつております赤木ファイルにつきましても、提出することを強く求めておきたいと

○越智委員長 思います。

○越智委員長 それでは、質問に入ります。

を考えないと難しいなと思つております。

○清水委員 本委員会でも多くの議員が指摘して

いたわけですが、昨年から今年にかけて、コロナ

日の日経平均が三十年ぶりに三万円を超えた。

下でも株価は上昇しているわけでございます。先

多々の国民にはその実感を得ることはできておりませんが、多額の金融資産を持つ富裕層には物

すごい恩恵が生じていると思います。しかし、富

裕層の資産の拡大はここ一年の出来事に限ったわ

けではなく、アベノミクスの下で大きく伸びてい

ると言えると思います。

野村総研が昨年十二月に公表した資料によりま

すと、金融資産一億円以上の富裕層、超富裕層が

保有している純金融資産は、二〇一二三年以降、一

配付資料の一を御覧ください。

二〇一九年の時点では、金融資産五億円以上の

超富裕層は八万七千世帯で、九十七兆円の金融資

産を保有しております。現時点で見れば株価の上

昇で更にその資産は増えていると考えられるわけ

です、大臣は、この表を見ていただいて、国民

の中には資産格差が広がっている、この実感は持つ

ておりますでしょうか。

○越智委員長 この資料ですけれども、これは

野村総研の資料なので、次に資料を出されるとき

は、もう少し高齢者向けに大きな字で書いたやつ

にしてもらいたいね。これじゃ読めぬから。これ

は知つていたからいいですけれども、知らないき

これは読みません。よろしくお願ひします、御

配慮を。

○越智委員長 この資料ですけれども、これは

野村総研の資料なんだと思うけれども、こ

の試算方法などを把握していないので、ちょっと

コメントすることは、試算というのはいろいろな

やり方がありますので、御存じのように。したが

いまして、その上で、コメントというものは差し控

えさせていただきますけれども、試算方法をよく

把握できていませんので。

一二〇一二年の私どもが政権交代をさせていただ

いて以来、経済というのは、好循環を背景にし

て、株価も八千九百円とかいうところから三万円台まで上がつたりしておりますけれども、幅広い世帯が株式を保有しているということなどから、国民に幅広い恩恵もあるんだ、私どもはそういうものを見ますと、二〇一一年から二〇一九年にかけて百五十六兆円、兆ですよ、国家予算が百兆ですから。百五十六兆円増加をいたしておりま

す。

いずれにいたしましても、経済格差については、所得と資産の分布を含めて各種指標を注視してまいりとともに、格差が固定化しないようにいろいろ考えておかなければなりませんが、これは是非、GPIFというもののこの株価の上昇による恩恵は極めて大きく、年金がなくなるんじゃないかという話を民主党の内閣の時代はよくやつておられましたけれども、今そんな話は全く出なくなつた最大の理由は株価の上昇にあつたということは言えるんだと思います。

○清水委員 資産格差の拡大について質問しているわけございまして、表を見ていただきましたら、超富裕層のところ、ここは純金融資産、二〇一一年には四十四兆円ですが、二〇一九年には二・二倍で九十七兆円ですよ。そもそも分母が違うんですね、マス層とは。一世帯当たり何と二億三千万円増えているわけですね。ですから、所得税の問題を議論するときに、今の資産格差の拡大という問題についてしっかりと認識を持つことが大事だと思います。

それで、所得や資産の格差を促進させているのがやはり消費税の増税だと思います。一般的に、消費税増税は可処分所得を引き下げる効果があります。

資料の二を御覧ください。

この収入十階級別の税負担額の表なんですけれども、これは二〇一八年分で、税率が八%のときの資料になります。一ヶ月の実収入で比較しますと、最も収入が低い第一階級は月額収入約二十七

万円です。一方、最も収入の多い第十階級は約百萬円と、収入が四倍近くあるわけですね。

ところが、その下にあります消費税の負担といふ認識しておりますが、いわゆるマス層というのは分かりますか、マスの層。マス層の純金融資産といふものを見ますと、二〇一一年から二〇一九年にかけて百五十六兆円、兆ですよ、国家予算が百兆です。

それが、第一階級の方は約一万三千円ですね。第十階級の方は二万八千円程度ということで、二倍ぐら

いの差しかないわけです。更に言いますと、第一

階級の所得税負担額が二千百八十九円であることを考えれば、この消費税負担の一萬三千円というのがいかに重いかということが分かると思うんで

す。

二〇一九年、一昨年十月の消費税一〇%への引

上げで更に、収入の低い階級で、消費税増税によ

り負担が重くなっているか、負担増となつていて

か。また、そのことで更に所得格差が拡大したと

いうふうに推定できると思うんですが、この消費

税の増税といわゆる所得格差の問題について、財

務大臣の認識を伺います。

○麻生国務大臣 二〇一九年の消費税の引上げと

いうのは、これはもう度々申し上げておりますよ

うに、全ての世代がいわゆる全世代型の社会保障制度へと大きく転換をしていくというのは、我々

にとって避けた通れぬ問題なんだ、まず大前提と

してそう思つております。

一九年の消費税増税の負担が国民に課される中

で、コロナ禍が発生したわけです。新型コロナの影響で、非正規雇用者を中心に多くの労働者が仕事を使いました。毎日新聞によりますと、昨年四月に失業したある女性は、会社の健康保険から

国保に切り替え、支払いの猶予を相談したとき

に、東京都のある市役所の窓口でこう言われました。払えない場合は財産を調査します、差押さえも

検討します、たとえ家賃を払えなくなつても、税

金、国保税を払うのは国民の義務だ、こう主張さ

れたそなんです。

このような対応というものが本当に適切なのかどうか、まず総務省に確認したいと思うんです。

○川瀬政府参考人 お答え申し上げます。

総務省いたしましては、個別の事実関係を承

知する立場にございませんので、個別事案に関する

和解文ではこうあります。被告らは、本件に限

らず、宮城県地方税滞納整理機構における預貯金債権の差押さえに当たつては、今後、差押禁止債権

が預貯金口座に振り込まれ、当該預貯金債権の差

押さえが当該差押禁止債権の差押さえと同視されるよ

うな場合においては、特段の事情がない限り、そ

の同視され得る部分について当該差押さえを行わ

ないものとする。

同視というのと同じものとみなすという意味で

すが、地方税の滞納で差押禁止債権が振り込まれた直後に差押さえをする事件は後を絶たないわけであります。総務省は、今私が読み上げたこの和解

方に対しましては少なくとも年六万円の給付の創設というのをやせていただきたい、ゼロ歳から二歳までについては、住民非課税世帯を対象とした幼児教育の無償化等々。

いろいろそういう低所得者への対応というのをやらせていただきながら、私どもとしては、少なくとも、国民皆保険制度等々の日本の社会保障制度といふものを長期にわたって安定したものにしていきたいという面も考えてやらせていただきましてので、今申し上げたような細々した件につきましては、受益の面にも十分に留意をした上でやられていただいたと思っております。

〔井林委員長代理退席、委員長着席〕

税の増税といわゆる所得格差の問題について、財

務大臣の認識を伺います。

○清水委員 なかなか私と大臣との認識のギャップは埋まらないようあります。

やはり資産格差、所得格差を是正する有効な手

だとして、消費税率の引下げ、これは本当に検討するべきだと思います。

一九年の消費税増税の負担が国民に課される中

で、コロナ禍が発生したわけです。新型コロナの影響で、非正規雇用者を中心に多くの労働者が仕事を使いました。毎日新聞によりますと、昨年四月に失業したある女性は、会社の健康保険から

国保に切り替え、支払いの猶予を相談したとき

に、東京都のある市役所の窓口でこう言われました。払えない場合は財産を調査します、差押さえも

検討します、たとえ家賃を払えなくなつても、税

金、国保税を払うのは国民の義務だ、こう主張さ

れたそなんです。

このような対応というものが本当に適切なのかどうか、まず総務省に確認したいと思うんです。

○川瀬政府参考人 お答え申し上げます。

総務省いたしましては、個別の事実関係を承

知する立場にございませんので、個別事案に関する

和解文ではこうあります。被告らは、本件に限

らず、宮城県地方税滞納整理機構における預貯金債権の差押さえに当たつては、今後、差押禁止債権

が預貯金口座に振り込まれ、当該預貯金債権の差

押さえが当該差押禁止債権の差押さえと同視されるよ

うな場合においては、特段の事情がない限り、そ

の同視され得る部分について当該差押さえを行わ

ないものとする。

同視というのと同じものとみなすという意味で

すが、地方税の滞納で差押禁止債権が振り込まれた直後に差押さえをする事件は後を絶たないわけであります。総務省は、今私が読み上げたこの和解

方に対しましては少なくとも年六万円の給付の創設というのをやせていただきたい、ゼロ歳から二歳までについては、住民非課税世帯を対象とした幼児教育の無償化等々。

いろいろそういう低所得者への対応というのをやらせていただきながら、私どもとしては、少なくとも、国民皆保険制度等々の日本の社会保障制度といふものを長期にわたって安定したものにしていきたいという面も考えてやらせていただきましてので、今申し上げたような細々した件につきましては、受益の面にも十分に留意をした上でやられていただいたと思っております。

〔井林委員長代理退席、委員長着席〕

税の増税といわゆる所得格差の問題について、財務大臣の認識を伺います。

○清水委員 ななかか私と大臣との認識のギャップは埋まらないようあります。

やはり資産格差、所得格差を是正する有効な手段として、消費税率の引下げ、これは本当に検討するべきだと思います。

一九年の消費税増税の負担が国民に課される中で、コロナ禍が発生したわけです。新型コロナの影響で、非正規雇用者を中心に多くの労働者が仕事を使いました。毎日新聞によりますと、昨年四月に失業したある女性は、会社の健康保険から国保に切り替え、支払いの猶予を相談したとき

に、東京都のある市役所の窓口でこう言われました。払えない場合は財産を調査します、差押さえも検討します、たとえ家賃を払えなくなつても、税金、国保税を払うのは国民の義務だ、こう主張されたそなんです。

このような対応というものが本当に適切なのかどうか、まず総務省に確認したいと思うんです。

○川瀬政府参考人 お答え申し上げます。

総務省いたしましては、個別の事実関係を承知する立場にございませんので、個別事案に関する

和解文ではこうあります。被告らは、本件に限らず、宮城県地方税滞納整理機構における預貯金債権の差押さえに当たつては、今後、差押禁止債権が預貯金口座に振り込まれ、当該預貯金債権の差押さえが当該差押禁止債権の差押さえと同視されるような場合においては、特段の事情がない限り、その同視され得る部分について当該差押さえを行わないものとする。

同視というのと同じものとみなすという意味ですが、地方税の滞納で差押禁止債権が振り込まれた直後に差押さえをする事件は後を絶たないわけであります。総務省は、今私が読み上げたこの和解

の内容をやはり地方公共団体に徹底するべきではありませんか。お答えいただけますでしょうか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

差押え禁止がされている債権か、あるいは給付

などが振り込まれた直後に差押えを行つたという事案につきまして、実質的に差押え禁止されているものと差し押さえたことと同視されるようなものは行うべきでないということにつきましては、総務省といたしましても、過去に国会答弁等でお答えを申し上げてきているところでございます。

従前、そうした事案があつた際に地方公共団

体に対しても注意を促したこととございますので、今後ともそうした立場に立ちまして対応を図つてまいりたいと考えております。

○清水委員 是非徹底をお願いしたいと思いま

す。

次は、持続化給付金の差押え問題です。

私は、昨年十一月二十四日の当委員会におきまして、持続化給付金の差押え問題について取り上げました。その後、国税庁の方針は変更されていないのかどうか、確認したいと思うんです。また、持続化給付金が入金された直後の預貯金口座の差押え、これは今も行つておりますよね。このことだけ確認してください。

○罐水政府参考人 お答えいたします。

国税庁といたしましては、国税の滞納整理に當

たりまして、法令等を一律、形式的に適用するのではなく、滞納者個々の実情に即しつつ適切に判断する必要があると考えております。

持続化給付金につきましては、法令上差押えが禁止されていないものの、その趣旨が経済的な影響を受けた事業者等への支援であることを踏まえまして、持続化給付金の支給を受ける権利、債権を直接差し押さえて実際に使用できなくなることや、残高のない預金口座への持続化給付金の振り込みを待つて狙い撃ち的に差し押さえ、銀行口座に入金された持続化給付金を実際に使用できなくなるような差押え、こうしたことは慎むべきであ

り、慎重な対応を行う旨を各國税局、税務署に指

示しているところでございまして、その方針に変更はございません。

○清水委員 変更がないということでございまし

た。

私、この質問の後に知つたんですが、兵庫県内に住む飲食店経営の女性の銀行口座に振り込まれた持続化給付金が差し押さえられた裁判で、昨年十一月十九日に神戸地裁伊丹支部が、給付金の性質上、差押えは認められないとする決定を出しました。

した。

その後、十二月二日にその決定で判決が確定いたわけであります。知つてはいるか知つて知らないかだけ、国税庁次長はこの判決については承知されでおられますでしょうか。知つてはいるか知らなかつだけで。

○罐水政府参考人 お答え申し上げます。

大変申し訳ございませんが、存じていません。

○清水委員 是非国税庁にも関心を持つて聞いていただきたいと思いますが、実はこの事件は、この女性の債権を持つ貸金業者が申立てをしたために、九月二日に持続化給付金が振り込まれたもの、もう既に出金できなくなつていたというものがござります。

判決では、持続化給付金の目的は、新型コロナ

再起の糧とすることだと指摘し、給付対象に現実

に確保されなければ目的を実現するのは困難、債

権者が代わつて支給を受けることは予定されてい

ないという内容であります。

昨年の通常国会では、持続化給付金の取扱いにつきまして、差押え禁止の立法措置を与党内で検討していると梶山経済産業担当大臣が答弁されていましたが、結果的に立法措置が行われなかつたわけであります。

かつたわけであります。

経済産業省に伺いますが、当時、このような持

続化給付金の差押えが発生するということは想定されていましたでしょうか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金でござりますが、今委員御指摘の

とおり、厳しい経営状況に置かれている事業者に對しまして、事業の継続のために、使途制限のない現金を幅広く給付する、こういう趣旨でござります。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

総務省といたしましては、まず、地方税に関する滞納事案につきましての差押えという観点から

の対応が私たちの担当ということになつてござい

ますけれども、その上で申し上げますと、地方公

共団体に対しましては、これまで、地方税関連

事務の執行に当たりまして、留意事項等を示した

通知を出してございます。その中で、滞納者の個

別具体的な実情を十分に把握いたしました上で適

正な執行に努めるようにということでお願いをし

てございます。

さらに、これに加えまして、今年の一月十五日には、コロナウイルス感染症の影響により厳しい

状況に置かれて納税が困難となつておられる納稅者の方々に対する柔軟かつ適切な対応を地方公共

団体に依頼する、このための新たな通知を発出し

ておられます。

判決では、持続化給付金の目的は、新型コロナ

で影響を受けた個人事業者らの事業継続を支え

いたいふうに思っています。

次の質問に移ります。

昨年の質問時点で、総務省だけが、国税庁のよ

うな持続化給付金の差押えを行わない旨の通達を

出していなかつたわけですが、私が差押えをして

いる自治体があることを指摘していくにもかかわ

らず何もしなかつたということが、やはり、いろ

いろ事案として出てきているのではないか。民間

の債務ですら持続化給付金の差押えを禁止する判

断が司法でなされているわけですが、被害者がわざわざ裁判をしなければ回避できないというの

は、やはりおかしいのではないか。

総務省はこの神戸地裁の伊丹支部の決定を自

治体に徹底すべきだというふうに思うんですが、許

しかねでしようか。

報道によりますと、元大阪国税局職員の税理士や税務署職員が関わつた事件もあるということであります。税務の専門家である現職の税務職員やOBがその知識を利用して國の給付金である持続化給付金をだまし取つたという、驚きであり、許

し難い行為だと思います。

麻生財務大臣にお伺いしますが、国税庁が現在把握している現職の職員や元職員が関与したこの持続化給付金等の不正受給事件はどれだけあるのか。また、国税庁が行つた処分について御説明いただけるでしょうか。

○麻生國務大臣 今御質問のありましたもので、いわゆる現職の国税庁の職員とか元職員が関与した持続化給付金の不正受給事業ということ、そういう限定ね。

東京国税局管内の税務署に勤務する職員が関与した一件、それから元職員である税理士が関与した一件を把握しておりますが、国税庁からの報告を受けているのはその二件でありまして、いずれにいたしましても厳正に対処するものと承知をしておりまして、いわゆる捜査等々の状況を踏まえて、事実確認をもつてきちんとやらせていただきまます。

元職員である税理士につきましては、既に自主的に税理士登録抹消ということで、税理士法上の懲戒処分を行うことができないことについては御理解をいただきたいと思っております。

○清水委員 いざれにいたしましても、綱紀の肅正等々、適切に今後対応していかなければならぬと思っております。

○清水委員 今は廃止になつていてるんですけども、税務職員の心得というのがありまして、税務運営方針というんですが、次のように書かれています。一部の職員の間に起きた不正事件であつても、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引き起こすようなことがあつてはならない、こうあるんです。

現在でもこの内容は極めて重要なだと思います。全ての税務職員に徹底されるべきものだと思いま

さつておられるんでしようか。副大臣、お答えください。

○伊藤副大臣 お答えいたします。

一年に、国税庁長官が税務行政を執行する上で原則論を職員に対する訓示として示したものでございます。内容は御紹介いただいたとおりで、

税務行政は、引き続きこの税務運営方針の趣旨に沿つて進められるべきものと考へております。

国税庁においても、新規採用職員に對して税務大

学校

で実施する研修において周知を図つて

いるも

のと承知をしております。

○清水委員 是非、こうした不正事件に対する信

頼を回復するため、関与した職員への処分もそ

うですが、現職職員への教育を徹底していただきたい、再発防止に取り組んでいただきたいと思ひます。

もう一つ、税務職員の問題について確認したい

と思います。

戦後、日本では、一九四七年に、税制を民主化するため、所得税、法人税、相続税の三税につ

きまして申告納税制度が採用されました。その

後、全ての国税に適用されるようになりました。

現在の申告納税制度の下では、当然、記帳の仕

方や帳簿等の保存方法や伝票の使い方などは、必

要な記載があれば、あくまでも納税者にとってや

りやすい方法で行つても構わない、つまり納税者

の自由ということで、これは国税庁、よろしいで

しょうか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

法令等に必要な事項が記載されていると思いま

すので、それにのつとつていていただくということだ

と思います。

○清水委員 ありがとうございます。基本的にこ

とを確認したまでなんですが。

税務調査の中で納税者の求めに応じて記帳指導するということなんですか。

○鎌水政府参考人 勝手に店の伝票にナンバリングをする、ナンバー

を打つなどの行為、これは、仮に税務調査の中で納税者の求めに応じて記帳指導がなされたとしても、勝手に店の伝票に手をつけてナンバーを打つというようなことを税務職員がやるということはあつてはならない行為だと思いますが、鎌水次長、いかがでしようか。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

一般論になるわけでござりますけれども、税務調査につきましては、あくまでも納税者の理解、それから協力を得て行うものでございます。従来から、与えられた権限の範囲の中で、そうした納税者の理解と協力を得て適切に実施するよう指示しているところでございます。

○清水委員 これは税務調査であろうとなからうと、税務職員がすかすかと店に入つてきてですよ、レジの周りにいる店主やパート労働者を排除して、勝手にお店の伝票にナンバーを打つ、こういうことはやはりあってはならないんじゃないですか。

これは答えられるんじゃないですか、一般的に。

○鎌水政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、あくまでも納税者の理解と協力を得て行うということだと思います。

○清水委員 協力がなければやつてはならないと

いうお答えだつたと思います。

実は、昨年十二月に、愛知県の飲食店に熱田税務署の職員二名が、事前通知もなく突然店を訪

れ、十名近くお客様がいる中で、税務調査と称し

てレジや伝票をいきなり調べ始めた。さらに、店

のオーナーの許可もなく、現在使用中の伝票にナ

ンバーを打ち始めたということなんですね。

これは税務調査として許される行為なんですね。

○清水委員 うか。先ほど鎌水次長のお答えでは、同意なく、

許可なくといふうにおつしゃつたと思うんですね。

が、これは当然許される行為ではないと思うんですね。

○清水委員 つかないでしょ。

○鎌水政府参考人 つかないでしょ。

ただいま先生おつしやつたような個別の事案の詳細を私は存じませんし、いずれにしても、個別的事案についてお答えはできませんけれども、一般論として申し上げれば、先ほど私が御答弁申し上げたとおり、理解と協力の下実施するというこ

とでございます。

○清水委員 理解も協力もないのに、すかずか店に入つてきてですよ、税務調査だと言つてです

よ、営業中にお客様がいる中で、勝手に現在使用

中の伝票にナンバリングを始める。これは前代未

聞だと思つんすよね。

そもそも、この税務調査では事前通知が行われております。現在の国税通則法では事前通知が

ございません。現在の国税通則法では事前通知が

ございません。現在の税務調査では事前通知が

すか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

まず、無予告で調査を実施する場合でございま  
すけれども、例えば、申告内容・過去の調査結  
果、事業内容などから、事前通知をすることによ  
り、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類  
その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざん  
し、変造し、又は偽造することが合理的に推認さ  
れる場合とか、あるいは、事前通知をすることに  
より、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求  
め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼす  
ことが合理的に推認される場合などについては事  
前通知を要しないというふうにされてございま  
す。

その上で、今御指摘のありました未使用の伝票  
を確認するといったことについてでござりますけ  
れども、一般論として申し上げますと、調査につ  
いて必要があるときは、調査対象となる課税期間  
以外の課税期間に係る帳簿書類その他の物件も質  
問検査権等の対象となるものでございまして、そ  
の課税期間には進行年分も含まれるところでござ  
います。

○清水委員 加えて、ちょっとと説明しますけれど  
も、先ほどの事務運営方針には次のような記載も  
あるわけです。  
事前通知を行うことなく実地の調査を実施する  
場合であっても、調査の対象となる納税義務者に  
対し、臨場後速やかに、調査を行う旨、調査の目  
的、調査の対象となる税目、調査の対象となる期  
間、調査の対象となる帳簿書類その他の物件、調  
査対象者の氏名又は名称及び住所又は居所、調査  
担当者の氏名及び所属官署を通知するとともに、  
それらの事項以外の事項についても調査の途中  
で非違が疑われることとなつた場合、非違といいう  
のは違法ですよね、その場合には、質問検査等の  
対象となる旨を説明し、納税義務者の理解と協力  
を得て調査を開始することに留意をする、このよ  
うに事務運営方針に書かれているわけです。  
つまり、事前通知を行わなかつた調査であつて

も、調査の目的、調査の対象となる税目、調査の  
対象となる期間などを税務職員は納税者に伝える  
義務がありますね。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。  
そのとおりでござります。

○清水委員 私が紹介した今の税務調査は、事前  
通知も行わない、調査の目的、調査の対象となる  
税目、調査の対象となる期間について何も伝えず  
に、レジや伝票を押さえ、営業中ですよ、二〇一二  
〇年分の帳簿との照合をしているんです。さらに  
は、税務職員が勝手に、勝手にですよ、伝票にナ  
ンバーリングを始める。営業中に、お客様がいる  
前でですね。

驚くべきことに、この伝票以外使つてはならな  
い、ほかに伝票はないかと束を出させて、何とそ  
の未使用の伝票にはわざわざ赤いひもで封印をし  
た。ほかにも伝票はありませんか、未使用の伝票  
はありますかと。二階に段ボールで保管してい  
ます。すると、わざわざ店の二階まで税務職員が  
上がりついて、いわゆる未使用の伝票の箱を、  
またこれ封印をするんですよ。めちゃめちゃじゃ  
ないですか、これは。前代未聞だと思いますよ。

この税務調査では、二重、三重にルールを逸脱  
する行為が行われています。国税庁は、個別の問  
題に答えられないということはあっても、きちんと  
と、どのような調査が行われたのか、納税者の方  
の言い分もしっかりとお聞きし、必要であれば  
しっかりと個別の対応についてお答えする材料を  
持ち合わせてございませんけれども、いずれにし  
ても、先ほど来申し上げていますとおり、納税者  
の理解と協力、それを得た上で調査を実施してい  
るというふうに考えてござります。

○清水委員 私の質問に答えていただいているなく  
て、このお店のことを聞いているんじゃないんで  
す。

○鑑水政府参考人 お答えいたしました。  
一般論で恐縮でござりますけれども、税務調査  
は、その公益上の必要性と納税者の私的利益の保  
護との衡量において社会通念上相当と認められる  
範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うもので  
ございまして、従来から、与えられた権限の範囲  
内で適切に実施するよう周知しているところでご  
ります。

ざいます。

委員御指摘の行為がないように、今後とも、そ  
の徹底について、研修等を通じて周知を図つてしま  
りたいと思います。

○清水委員 それは当然のことなんですけれど  
も、ちょっと経験値として鑑水次長に伺いたいん  
ですが、次長が御承知されている範囲の中で、  
今、私が述べたような、これは個別のケースでな  
くて一般化していただいてもいいんです、事前  
通知を行わず、税務署の職員が営業時間中に飲食  
店を訪問し、理解と協力を得ないまま、勝手に伝  
票にナンバーリングをするといったようなことが今  
まであつたということ、過去に、次長が知る、経  
験上、今までそういうことがあつたかどうかとい  
うことについては教えていただけませんか。これ  
は何もひっかけ問題ではありませんので。そうし  
たことを知つていてるかどうか。

○鑑水政府参考人 お答え申し上げます。  
ちょっと個別の対応についてお答えする材料を  
持ち合わせてございませんけれども、いずれにし  
ても、先ほど来申し上げていますとおり、納税者  
の理解と協力、それを得た上で調査を実施してい  
るというふうに考えてござります。

○清水委員 私の質問に答えていただいているなく  
て、このお店のことを聞いているんじゃないんで  
す。

これは、私が知る中でも、本当にあつてはなら  
ないような調査だと思つんですよ。だからこそ私  
は深刻に受け止めておりまして、いや、こういう  
ことはよくあるんですよ、営業時間中に行つて、  
伝票と帳簿を突き合させて、そしてナンバーリング  
をどんどん打つて、これを順番に使え、ほかの伝  
票は使わないように封をする、理解と協力を得ず  
にですよ、こういうことは手法としてあるんです  
か。これは別に、個別の話じゃないですよ。

○鑑水政府参考人 お答えいたしました。  
これが別に、個別の話じゃないですよ。

んです。

ちょうど確定申告、今、始まっていますよね。  
コロナの中で、飲食店だけではなく、多くの小規  
模、中小業者が、納税をどうするかということで  
本当に苦労されているわけですよ。このお店  
も、決して左うちわということではなくて、いろ  
いろな経費がかかる中で、大変厳しい、もちろん  
コロナの影響もある中で、厳しい状況で頑張つ  
ているわけですよ。

そういうところに、今言いましたような、税務  
署署員が突然乗り込んで、伝票にナンバーリングを  
打ち始める。実は、途中でナンバーリングのインク  
が切れまして、あしたもまた来るわと言つて、次  
の日また職員が来て、続きのナンバーリングを始め  
ているんですよ。一体何の権限があつてこうした  
ことをしているのか。こういうことが日常化され  
るということになりますと、これは申告納税制度  
そのものの、私は、趣旨と役割というのが損なわ  
れてしまうというふうに思います。  
それで、これは要望ですけれども、先ほども言  
いましたけれども、これは熱田税務署の件ですか  
ら確認すれば分かると思いますので、是非、こう  
した違法な調査については納税者に対して謝罪を  
する、そして本件税務調査は終了するべきだとい  
うことを強く求めておきたいと思います。

今日は、階委員の方から、税務署職員も国家公  
務員倫理カードというものを携帯しているはずだ  
ということで、皆さんお持ちということなんです  
けれども、これこそが国民、納税者の疑惑や不信  
を招くような行為そのものだというふうに言わざ  
るを得ません。厳にこうしたことは慎むべきであ  
り、そのことを指摘しまして、私の質問を終わり  
たいと思います。

ありがとうございます。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。

○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青  
山雅幸でございます。

本日も、貴重な時間をありがとうございます。

まず最初に、中小企業に対する優遇税制の仕組

みについてお伺いいたします。

法人税法では、中小企業は資本金一億円以下の法人として定義されております。しかしながら、同じ一億円以下でもいろいろあるわけでございまして、大企業並みの高い所得を得ていたとしても、資本金を一億円以下とすれば中小企業として税の優遇が受けられる、こういう仕組みになつているわけです。

ところが、これを逆手に取つてというとあれなんですかけれども、先月も複数の有名企業が減資をして一億円以下にして、中小企業としての優遇を受けようということをされた。

例えば、毎日新聞が三月に資本金四十一億五千円を一億円に減資した。それから、つい最近、JTB、今月の十二日に開かれた株主総会で、二十三億四百万円の資本金を一億円に減らす減資を決めた、こういう報道がなされております。

いずれも税制上の効果を狙つたものということです。されども、資本金については、株主総会等の会社内部の合意さえ得られれば企業の都合で変えることができるの、いわば節税が容易ということになります。逆に、経営努力により規模を拡大した事業者が軽減措置を受けられなくなれる、そういうような決め方もされている。その辺については軽減税率一五%が適用される。これが二〇一九年度から、優遇税制が、三年間の平均所得が十五億円を超える場合には適用除外ということになつております。一方では、繰越欠損金等の優遇は資本金一億円で分けられている。こういったことの制度間のちぐはぐさというようなものはやはり若干あるのかなと。これについて、今後、見直し等の検討はなされるのか、お伺いしたいと思います。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

法人税法におきまして、特例の対象となる中小企業を基本的に資本金一億円以下としているの

は、主に執行の簡便性等の観点を踏まえたものでございます。

御指摘のように、中小企業税制につきまして、資本金一億円以下の法人を中小企業として扱い各種措置を適用していることの妥当性について、様々な御指摘があることは承知をいたしております。

こういった御指摘を踏まえまして、今お話をございましたように、平成二十九年度の税制改正におきまして、大企業並みの所得を得ている企業、三年平均で十五億円超の所得がある企業につきましては租税特別措置の適用を認めないこととする改正を行つたところでございます。

御指摘のような中小企業税制の在り方につきましては、今後とも、執行の簡便性や課税の公平性の観点のほか、企業経営環境に与える影響や財政的影響も踏まえつつ、引き続き検討していくべき課題と考えております。

○青山(雅)委員

どんな企業も、できれば成長をしていくことを非常に望ましいわけでございまして、新規事業を拡大して資本金や従業員数を増やした場合に税制優遇措置が受けられなくなるといったようなことがござります。成長してそれに見合うものになつたらきちんと払つてくださいよということです。それで、それはそれで当然だとは思いますが、平成二十九年度から、優遇税制が、三年間の平均所得が一千兆円近くの国債残高を抱えている、さらに一千兆円近くの国債残高を抱えている、さらには、毎年の歳入不足分、ちょっとこの十年間、平均で見ましたところ三〇%くらいです、三〇%を超えております、これを何とかしなければいけない。それで、やむを得ず、社会保障費を始めとして、歳出を削る努力をしている。ただ、現実には、社会保障費は、年三%くらいでしょうか、平均的に伸びていて、相変わらず国の財政を圧迫することが続いている。

ですから、財務省が別に、決して意地悪をしているわけではなくて、どうしようもなくてやつていることですけれども、これが国民の目には、財務省が意地悪をしている、そういう言い方になつてしまふわけですね。私は、こういう考え方方が統一感があるのかなと。本当に國の行く末を危うくする、そしてまた、財政について責任を持つという、ある意味モラルを持った当たり前の考え方をする方が悪者扱いが続くというのは明らかに公平性を欠くと思つています。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業税制の在り方につきましては、先ほども申し上げた点でござりますが、執行の簡便性、また課税の公平性の観点のほか、企業の経営環境に与える影響や財政的な影響も踏まえながら、今後とも検討していくべき課題と考えております。

○青山(雅)委員 是非、合理的かつスマートな措置をお願いいたします。

日の当委員会でも若干議論させていただきましたけれども、その続きについて少し質疑をさせていただきます。

なぜ私が財政ルールにこだわるかということと、それをきちんと決めておけば、おのずと、財政支出には限りがあるって、十分な政策を行うためには歳入が必要なんだ、税収が必要なんだということが、そういう当たり前のことよりも国民に理解されるのではないかというふうな考えが常に頭にあるからでございます。

例えば、最近ちょっと私が個人的に驚いたこととして、新型コロナウイルス問題について、私もよくSNSで議論しているんですけども、新型コロナウイルスでの医療崩壊は、財務省が医療関連予算を切り詰めたので医療機関が傷んでいるからだ、だから財務省が悪いんだ、こういうようなコメントをされた方がいたんですね。それでちょっと私は驚きまして、私としては、財務省、あるいは国としては、社会保障費の増大により既に一千兆円近くの国債残高を抱えている、さらには、毎年の歳入不足分、ちょっとこの十年間、平均で見ましたところ三〇%くらいです、三〇%を超えております、これを何とかしなければいけない。それで、やむを得ず、社会保障費を始めとして、歳出を削る努力をしている。ただ、現実には、社会保障費は、年三%くらいでしょうか、平均的に伸びていて、相変わらず国の財政を圧迫することが続いている。

ですから、財務省が別に、決して意地悪をしているわけではなくて、どうしようもなくてやつていることですけれども、これが国民の目には、財務省が意地悪をしている、そういう言い方になつてしまふわけですね。私は、こういう考え方方が統一感があるのかなと。本当に國の行く末を危うくする、そしてまた、財政について責任を持つという、ある意味モラルを持った当たり前の考え方をする方が悪者扱いが続くというのは明らかに公平性を欠くと思つています。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業税制の在り方につきましては、先ほども申し上げた点でござりますが、執行の簡便性、また課税の公平性の観点のほか、企業の経営環境に与える影響や財政的な影響も踏まえながら、今後とも検討していくべき課題と考えております。

○青山(雅)委員 是非、合理的かつスマートな措置をお願いいたします。

ら、さらには、度々話題にさせていただいているM.M.T.的な考え方ですね。日銀が引き受けている限界は、自国内で消化しているんだから財政統一、国債破綻なんか絶対起きないんだ、だから幾らでも発行すればいいんだという、あたかもお金が天から降つてくるような、正確に言うと日銀か

国民にしみついてしまつてているのではないかと思つています。

これを改めるためには、やはり財政ルールをきちんと決める。何かを増やすとき、あるいは何かを維持するためには基本税収が必要なんだという理解が国民一般に進むことが必要だと思いますし、それが進めば、国の運営というのはそう簡単なものではないということ、今政府は御苦労されていますると思います、どの政党が取つても同じよう理解が国民一般に進むことが必要だと思います。そういうことを国に理解されると、それが進めば、國の運営というのではなく御苦労があると思います。そういうことを国民にも理解され、政権運営も、合理的な政策に資することになると思っております。

考えてみると、EUは今、平均的に二〇%ほど消費税です。EUの各政党でもこんな高率の消費税を国民に課したいというわけではないと思いますし、国民も喜んで払っているわけではないと思つていますけれども、EUにおいては御承知の厳然たるルールもありますので、それを、自分たちのための社会保障のためにはそういう税率もやむを得ないんだということが国民に十分に理解されているからこそ、こういった高率の消費税も国民党は受容しているんだだと思います。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

質問通告と違つて、ちょっとまとめてお伺いしますけれども、繰り返しになつて本当に恐縮なんですが、それでも、財政ルールが、今回の特例公債法案が成立すれば、五年間は事実上不在となります。そうなると、二〇二二五年度プライマリーバランス黒字化目標が、法的規律ではないであります。そのなかなどいうふうに考えております。

大臣におかれましては、そういうたよなやり方で足りると思われるのかどうか。私としましては、麻生大臣のような大変な実力のある方がかかるべきだと思っております。

さらには、やはり具体的な目標があつた方が、今、国民がどの程度日本の財政が大変なんだということが分かるんだと思います。参考になるのは、やはりEUのような対GDP比ですね。EUでいえば非常に厳しい比率ですけれども、日本は現状を見るとしてもではないけれどもそれは無理ですけれども、例えば対GDP比六%とか、大体そうすると現実的な話かなと。あるいは、アメリカ的な債務上限法でいうならば、例えば今の日本から考えれば一千百兆円が債務上限であるとするとか、そういうたの数値的歯止めが必要なのではないかと思いますけれども、この点について、麻生財務大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 「二つ御質問いただきたいんだと思うんですが、まず、今回の法案の中で、いわゆる安定的な財政運営を確保するという観点から、平成二十四年度の議員修正によつて決められた枠組みを踏まえて、今の法律と同様に、今後五年間にわたつて特例公債の発行の根拠といふものは、御存じのように第四条によつて特別にできているのであって、できる限り発行を抑制するといふことが望ましいのは当然であります。

これまでも、現行の特例公債法の下で、社会保障関係費の実質的な伸びといふものは、昔、十数年前は大体年間一兆円、社会保障といふか福祉関係は伸びると言っていたものを、我々は、高齢化する人たちに合わせて必然的に伸びてくる部分がありますので、その高齢化による増加分以内に収めるという目標といふか歳出の目安といふのを予算編成でやらせていただいてまいりましたし、また、歳入面でも、いわゆる消費税等々で、一〇%への引上げによりまして、後の世代の方々

への負担の軽減というのをやらせてきていただいたんだと思いますが、予算ベースでいきますと、

当初予算ベースで、特例公債の発行というのは、平成二十八年度からの五ヵ年間で約三兆円減少させていただくことができ、二十八兆から二十五兆ぐらいまでに下げさせていただきました。

したがいまして、今後とも、二〇二五年度のプライマリーバランスの、バランスというか自安、黒字化するという自安に向けてきちんととした対応をやつていかなきゃいかぬところなのであつて、プライマリーバランスのそれを目標にしていると云ふことは、財政規律を、五年間延ばしていくただいたからといって、それをそのままでは大丈夫だらうというので、安易にこれを緩ませるといふことは考えていないということになります。

もう一点は、日本の場合にとりましては、勤労者人口の減少、それから、負担をする方ではなくて受益を受ける高齢者側の人口比率というのが物

すごい勢いで、二〇二二年から団塊の世代が一斉に後期高齢者に入つてきますので、勢い高齢者の

比率が一挙に高まりますので、マクロの財政規律

という必要があるのではないかという問題意識を

お持ちなのは、これは全く、私どももそう思つております。

したがいまして、二〇二五年度には何としてもプライマリーバランスをそこそこにかく黒字に持つていいって、債務残高の対GDP比を安定的に引き下げるということを我々としても掲げているんですが、今言われましたように、先ほども階先生の御質問にもあつていましたが、プライマリーバランスの黒字といふ状態というのは、なかなか、今回のコロナのおかげで一挙に財政支出が増えておりますので。

そういう意味では、私どもとしては、プライマリーバランスがそこそこ黒字といふ状態までいなければ、いわゆる金利とGDPといふものの成長率

がほぼ同じ水準といふ場合のところまでいきます

と、債務残高の対GDP比が引き下がつていくと

いうことになりますので、債務残高の拡散というのを防ぐことになるんだと思っております。

したがいまして、まずは二〇二五年度までにで

きる限りプライマリーバランスを黒字に近づけ

て、そして、いわゆる社会保障の持続可能性、國民皆保険制度等々、そういう持続可能性を高め

るということで、我々としては、歳入改革、歳出

改革を更に進めていく必要がある、そのように考

えておるところであります。

○青山雅(委員) ありがとうございます。

財政規律については非常にしっかりとお考えになつておるというようなお話をだつたと思ひます。

しかしながら、政治というのは、財政規律をよ

り厳しく守ろうとする、手足が縛られてやりにくくなる上に、支持率が下がるというよう非常

に残念な側面がござります。しかし、国の将来を考えると、そういうところばかりを気にしているわけにもいかないと思いますので、是非今後とも、その面、よろしくお願いいたします。

そして、さらに、今のような考え方できちんとやつていければいいと思うんですけれども、仮に、いろいろな選挙結果で、どういった考え方を持つ政権が将来就くか分からぬ

うな悲惨なことになるのではないかと思います。

その意味で、そこをきちんとやらなきゃいけないと思つてゐるんですけども、大臣として、そういうバッドエンド的な予測というのも少し頭の中にはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○麻生国務大臣 今、日本銀行が行つてゐる買入れというのは、これは金融政策といふものと、もしくは物価対策、いろいろな分野があるんですけども、日本銀行自らの判断で行つていらされるものであつて、その手段に関してはもう日銀に委ねられるべきものなんだと思ってるんです。が、政府として、この日銀の金融緩和といふものを持つ政権が将来就くか分からぬ

うな悲惨なことになるのではないかと思います。

その意味で、そこをきちんとやらなきゃいけないと思つてゐます。

したがいまして、そういうことにはならないよ

うにきちんととした対応をしていくといふことでありますと、仮に財政に対する信認というのが失われますと、今言われましたように、日本のいわゆる国債とか通貨とかいうものに対する信認が失われていくことになりますので、下手しますと過度なインフレになりかねませんし、急遽円安に一気にほんと振れるということも含めまして、国民生活に多大な影響が即出るということになりかねません。

したがいまして、私どもは、財政の運営に当たりましては常に心配しておかなければなりません。

マリー・バランスがそこそこ黒字といふ状態までいなければ、いわゆる金利とGDPといふものの成長率

がほぼ同じ水準といふ場合のところまでいきます

と、債務残高の対GDP比が引き下がつていくと

という間に圧縮されていくわけです。そういう間に圧縮されていくわけです。

私は、そうなると一番困るのは、実はこつこつと働いてお金をためておられる中堅所得層よりも所得が低い方、そういう方たちは、例えば海外

は同じことなわけです。

れないようになることが大事なのであります。そういうものをやつしていくためには、社会保障の改革もやらないかぬ、増税もある程度やらなければ、歳出も抑えられないかぬ。いろいろなことをやりながら、経済の再生を図りながらおかれども、その二兎を追つていくという姿勢は今後とも、厳しいですけれどもやり続けなければ、今のような超低金利の下にこのように安定して国債が消化できるということになりませんし、ひいては財政再建ということにもなかなかつながりにくいと思いますので、きちんと二兎を追つていくという姿勢を持ち続けねばならぬものだと思つております。

○青山(雅)委員 大臣の方も、今私が申し上げたような懸念はあるというふうにお考へだといふうにお聞きいたしました。そして、おっしゃる二兎を追う、非常に難しい網渡りをしていくということだと思います。

ところが、一般には、やはりどうしてもばらまき的な政策という方が魅力的で、あるいはそれを、非常に残念ながら、今の日本のマスメディアは単純にそれが正義であるかのような報道をされることもあって、私は非常に危惧をしているところでございます。仮にそちらの声が今よりもっと大きくなつたときには、先ほど申し上げたパンドエンジ的な予測が実現してしまうのだという危惧も、どうしても捨て去ることはできません。

もう一つ怖いのは、例え巨大地震とか、更に今のコロナを上回るようなパンデミックが来た場合にそれがどうなるのか。

今言つたような、今例え通貨安、インフレの懸念もこういった巨大災害と同じで、ある日突然來るのが大抵だと思うんです、じわじわと来るというよりは急に来る。そういうしたものもやはりきちんと予測しながら、頭の中にBプランとして挙げながら、私は、やつていかなければいけない。

いかぬし、歳出も抑えられないかぬ。いろいろなことをやりながら、経済の再生を図りながらおかれども、その二兎を追つていくという姿勢は今後とも、厳しいですけれどもやり続けなければ、今のような超低金利の下にこのように安定して国債が消化できるということになりますし、ひいては財政再建ということにもなかなかつながりにくいと思いますので、きちんと二兎を追つていくという姿勢を持ち続けねばならぬものだと思つております。

○青山(雅)委員 大臣の方も、今私が申し上げたような懸念はあるといふうにお考へだといふうにお聞きいたしました。そして、おっしゃる二兎を追う、非常に難しい網渡りをしていくことだと思います。

そのことに關して、昭和から平成にかけての、昭和三十五年ですか、あのときに国民皆保険制度、安保改定の話しか出ませんけれども、この国民皆保険制度ができ上がったのは岸内閣なんですが、非常に残念ながら、今の日本のマスメディアは単純にそれが正義であるかのような報道をされることは、あのときから今日までいろいろあります。それともあって、私は非常に危惧をしているところでございます。仮にそちらの声が今よりもっと大きくなつたときには、先ほど申し上げたパンドエンジ的な予測が実現してしまうのだという危惧も、どうしても捨て去ることはできません。

もう一つ怖いのは、例え巨大地震とか、更に今のコロナを上回るようなパンデミックが来た場合にそれがどうなるのか。

今言つたような、今例え通貨安、インフレの懸念もこういった巨大災害と同じで、ある日突然來るのが大抵だと思うんです、じわじわと来るというよりは急に来る。そういうのものがやはりきちんと予測しながら、頭の中にBプランとして挙げながら、私は、やつていかなければいけない。

そういうことを考へると、今後の日本、今、先ほど大臣が触れたように、更に人口構成のいびつ化といいますか、高齢者の数がすごく増えるほどの非常に理想的な人口構成のときにつくて、私は、やはり人口が右肩上がりで、今のインボードのような非常に理想的な人口構成のときにつくられた戦後社会システム、これはそろそろ大改革を見据えるべき時期じゃないかと思つております。

そのことに關して、昭和から平成にかけての、昭和三十五年ですか、あのときに国民皆保険制度、安保改定の話しか出ませんけれども、この国民皆保険制度ができ上がったのは岸内閣なんですが、非常に残念ながら、今の日本のマスメディアは単純にそれが正義であるかのような報道をされることは、あのときから今日までいろいろあります。それともあって、私は非常に危惧をしているところでございます。仮にそちらの声が今よりもっと大きくなつたときには、先ほど申し上げたパンドエンジ的な予測が実現してしまうのだという危惧も、どうしても捨て去ることはできません。

実際問題として、今後を考えますと、今御心配があつておりましたように、いわゆる現役世代との一つなんだと思つております。

○青山(雅)委員 ありがとうございます。

かと真剣に考へないかぬのは青山さんの方なんだと思うんですが。  
支え手の減少ということによって、財源の縮小という課題というのはすごく大きなものになつていくんだと思つておりますので、また、将来の人口構造の変化というもの踏まえて、今のうちには、まずは社会保障だけで、今、国家予算約百兆円、まず社会保障だけでも、今はまだ、将来の人口構造の変化といいうものを踏まえて、今のうちにして、三分の一ぐらい、三十数兆円が社会保障に、いつた潮流が加速しているようございます。また、テスラだけではなくて、海外の例えばアップルなどのIT企業が自動車産業に参画していくとになりますので。  
そういった意味では、今のうちにやれることはやつておかなければ、日本にとって大変幸せな成長時代、そして平成から現在にかけての非常に困難な道、この両方を歩まれてきた大先達としての麻生財務大臣はどういうふうに考へるのか。  
そういうこともそろそろ超党派的に考えていくべき時期じゃないかと思うんですけども、そういうことについて御意見をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 社会保障制度、これは岸内閣、昭和三十五年ですか、あのときに国民皆保険制度、安保改定の話しか出ませんけれども、この国民皆保険制度ができ上がったのは岸内閣なんですが、非常に残念ながら、今の日本のマスメディアは単純にそれが正義であるかのような報道をされることは、あのときから今日までいろいろあります。それともあって、私は非常に危惧をしているところでございます。仮にそちらの声が今よりもっと大きくなつたときには、先ほど申し上げたパンドエンジ的な予測が実現してしまうのだという危惧も、どうしても捨て去ることはできません。

もう一つ怖いのは、例え巨大地震とか、更に今のコロナを上回るようなパンデミックが来た場合にそれがどうなるのか。

今言つたような、今例え通貨安、インフレの懸念もこういった巨大災害と同じで、ある日突然來るのが大抵だと思うんです、じわじわと来るというよりは急に来る。そういうのものがやはりきちんと予測しながら、頭の中にBプランとして挙げながら、私は、やつていかなければいけない。

かと真剣に考へないかぬのは青山さんの方なんだと思うんですが。  
支え手の減少ということによって、財源の縮小という課題というのはすごく大きなものになつていくんだと思つておりますので、また、将来の人口構造の変化といいうものを踏まえて、今のうちには、まずは社会保障だけで、今、国家予算約百兆円、まず社会保障だけでも、今はまだ、将来の人口構造の変化といいうものを踏まえて、今のうちにして、三分の一ぐらい、三十数兆円が社会保障に、いつた潮流が加速しているようございます。また、テスラだけではなくて、海外の例えばアップルなどのIT企業が自動車産業に参画していくとになりますので。  
そういう意味では、今のうちにやれることはやつておかなければ、日本にとって大変幸せな成長時代、これは日本企業が勝ち組として更に成長してくだされば、この厳しい日本の経済を支える原動力にもなると思っております。ですから、私は、今のこの時代に集中的に自動車産業に力をやらせていただいているので、給付と負担の見直しというのをきちんとやらぬと、残念ながらこの国の社会保障制度はもちませんので。  
そういうことを考えながら今いろいろやらせていただいておりますけれども、是非、この種の話はなかなか受けける話ではありませんので、およそ高齢者の多い選挙区では選挙対策には全く不向きな話ですけれども、やらねばならぬということを考へておいては将来が大変にゆがんでしまいます。

○青山(雅)委員 ありがとうございます。

やらなければならないことが、逆になかなか声に出しにくいという非常に残念な状況。しかし、それをはつておいては将来が大変にゆがんでしまうという認識、私も大臣と同じ認識であります。是非今後ともその方向でいろいろと議論をさせていただきたいと思いますし、政府の方、かじ取りの方をよろしくお願ひいたします。

続きまして、ちょっと矛先、話の向きが変わり

まして、少し明るい未来の話として、順番を変えまして、自動車関係税制についてお伺いしたいと思います。

御承知のとおり、自動車業界というのは、今、大変革の時期でございまして、国際的に、CASE、コネクティッド、オートノマス、オートメー

リ等の自動車業界が自動車産業に参画していくとされています。

自転車産業というのには、御承知のとおり、今、日本の唯一と言つてもいいほどの数少なくなつてきたメーカー系の勝ち組であるとともに、裾野が非常に広いわけで、これは日本の基礎を成す企業で、ここの大変革期に日本企業が勝ち組として更大的影響を与えると思っております。逆に言うと、今この大変革期に日本企業が勝ち組として更に成長してくだされば、この厳しい日本の経済を支える原動力にもなると思っております。ですから、私は、今のこの時代に集中的に自動車産業に力をやらせていただいているので、給付と負担の見直しというのをきちんとやらぬと、残念ながらこの国の社会保障制度はもちませんので。

そういうことを考えながら今いろいろやらせていただいておりますけれども、是非、この種の話はなかなか受けける話ではありませんので、およそ高齢者の多い選挙区では選挙対策には全く不向きな話ですけれども、やらねばならぬということを考へておいては将来が大変にゆがんでしまいます。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

自動車業界は、今御指摘いただきましたようなCASEを見据えて、どういう観点に立つて税制改正をされていくのか、まずは財務省にお伺いしたいと思います。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

CASEに代表される大変革に直面しているとわれております。

こうした中で、令和三年度の与党税制改正大綱においては、自動車関係諸税について、二〇五〇年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転を中心とする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境の変化の動向、地域

公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について、中長期的な観点に立って検討を行うという方向が示されておりまして、こういった方向に基づきまして検討を行つてまいりたいと考えております。

○青山(雅)委員 是非、金の卵を産む鶏を絞め殺すようなことがないように、逆にきちんと育てていただけるような税制、取りやすいところから取るというのではなくて、そういう将来の展望を持つてお考えいただきたいと思います。

続きまして、人口が例えば減少する地域においては、小型EVや自動運転などは非常に地域を支える命綱になつてくるんじゃないかなというふうな予感をしております。都市部においては、Maasというような技術革新が重要なと思っております。

○江坂政府参考人 お答えいたしました。

委員御指摘のとおり、小型EV、自動運転、Maasといいました技術革新は、地方部と都市部の双方におきまして、モビリティを変革させる可能性があると期待されております。

国土交通省では、自動車の安全、環境性能に関する基準である道路運送車両の保安基準を定めるに当たりまして、安全確保を第一としつつも、極力、自動運転など新技術の実用化を阻害する要因とならないよう配慮しております。メークーは、現在も特段の手続きなしに、運転者を乗せた状態で、自動運転車を始めとした様々な公共交通試験を行うことが可能となつております。また、新技術の実用化を阻害する基準がある場合には、その安全性や合理性を確認した上で保安基準を改正することとしておりまして、例えば、一例いたしましては、平成二十八年当

時、国際基準では禁止されておりました自動でハンドルを操作する機能を、日本独自の判断といたしまして、国際基準の改正に先んじて許容いたしました。そして、その市販化を可能としたという実績がござります。

○国土交通省といたしましては、引き続き、このような取組を通じまして、革新的なモビリティが普及しやすい環境の整備を進めてまいります。私、実は不勉強で知らなかつた部分も含めて、どんどんやつておられるということを聞いて、少し安心したわけです。

是非日本が世界をリードできるように、今後とも、必要な規制については柔軟にお考えを、解除していくくといふうこと、あるいは取り組むことができるようにしていくようにお願いしたいと思います。

それから、今度は経産省にお伺いしたいんですけれども、今言つたような未来があるわけですね。そこで、そういう取組を普及させたり、それが関連して新しいビジネスというのがぱつと出てきそだと思っているんですけども、そういったことについてどのように取り組んでおられるのか、教えてください。

○福永政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、我が国の自動車産業が厳しい国際競争の中で引き続き世界市場を牽引していくために、技術開発を、Maasサービスの実証や実装、そしてそれに即した制度整備まで一貫しています。

各省政府と連携して進めていくということをやつております。

例えば、経済産業省においては、国土交通省と連携しまして、二〇一六年から福井県の永平寺町において自動運転の実証実験を行つてきております。これは、運転免許を保有、所持している者が車内入が十万あつたらそのうち幾ら貯金に回すかという比率の話を貯蓄性向といふんですけど、年以上の人は、先行きがないからと、ほとんど、余り貯蓄しないんですよ。これまで、もうありますから。ないないと言つている人もいますけれども、ありますから、現実問題として。だから、しなかつたんですよ。

ところが、人生百年という話が出たのはこの頃です。それで、これは十二年前、貯蓄性向になりますけれども、これは十二年前、貯蓄性向、収入が十万あつたらそのうち幾ら貯金に回すかといふ比率の話を貯蓄性向といふんですけど、年以上の人は、先行きがないからと、ほとんど、余り貯蓄しないんですよ。これまで、もうありますから。ないないと言つている人もいますけれども、ありますから、現実問題として。だから、現実問題としては、高齢者も更に稼げる高齢化社会。活力ある高齢化社会と私が総理の頃は言つていたんですけども、今は稼げる高齢化社会という方が表現としても、いいのかなと思つておりますけれども、いずれにしても、そういうことをやると貯蓄が回しまして、その市販化を可能としたという実績がござります。

○青山(雅)委員 事前のレクでそういう話を、全国十六か所において先進的実証を進めているところでございます。

こうした実証等の成果を、技術の確立、ビジネスモデルの構築、必要な制度整備とつなげることに邁進してまいりたいと思っております。

○青山(雅)委員 是非世界をリードするように御努力をお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと時間がなくなつてしまいましたが、一点だけ重要なことを大臣にお伺いしたいと思うんですけども、今、高齢者世帯にはすごく大きな資産がある、金融資産が。ところが一方、若い世帯はなかなかない。

私は、老老、超高齢者の祖父から、その高齢者の子供に移転というよりは、もう一気に孫に移転して、孫にせいぜい使っていただく。消費意欲も活発なところですから。

そういう取組が大事だと思うんですけども、税制で是非それを後押ししていただきたいんですけれども、大臣のお考えを最後に聞かせてください。

そういう取組が大事だと思うんですけども、税制で是非それを後押ししていただきたいんですけれども、大臣のお考えを最後に聞かせてください。

○麻生国務大臣 ちょっととこっちも超後期高齢者になりますけれども、ななかか言いにくい数字ですけれども、これは十二年前、貯蓄性向、収入が十万あつたらそのうち幾ら貯金に回すかといふ比率の話を貯蓄性向といふんですけど、年以上の人は、先行きがないからと、ほとんど、余り貯蓄しないんですよ。これまで、もうありますから。ないないと言つている人もいますけれども、ありますから、現実問題として。だから、現実問題としては、そういう方法が確実、そういう方法が確実で、例えばベルトコンベヤーのスピードを落としたり、機械を使いますと、別にきちんとボタンを押さえましたらきちんと動きますから。そういう方法で、現実問題としては、高齢者で、今のニューメリカルコントロール、NC機械、数値制御の機械を使いますと、別にきちんとボタンを押さえましたらきちんと動きますから。そういう方法で、現実問題としては、高齢者で、今の機械なんというものが随分出てきていますので。

私もとしては、そういうものの利用によつて、高齢者も更に稼げる高齢化社会。活力ある高齢化社会と私が総理の頃は言つていたんですけども、今は稼げる高齢化社会といふ方が表現としても、いいのかなと思つておりますけれども、いずれにしても、そういうことをやると貯蓄が回る。

同時に、安心して、別にそんな先々金を持つて

いてもしようがないからといつても、引き継ぐ方がまた七十歳では使いようがありませんから、だつたらその辺をちょっと飛ばしてというのでやらせていただいたんですけれども、八年前に、これは教育だけに限りますといって千五百万というのでやさせていただいたなんですが、多分、やるつもりとしていたけれども、お、百歳かよとなつて止まつたのかな、正直、そんな感じがしないでもないんですけれども。

何となく、そういういろいろなものをちょっと考えながら、この部分に関して考えて、なるべく金を持っている高齢者が金を使ってくれないと、ない人に使え使いつたってそれはなかなか難しいのであって、私どもは、ある人から使つてもう。何でもいいですよ、それは。使つてもうのが一番いいので、そういう方法を、先導するというのはちょっとと語弊があるね、誘導してやるということがあまくできればな、正直そう思っています。

○青山(雅)委員 時間が参りました。大変ありがとうございます。  
○前原委員 国民民主党的前原でございます。  
○越智委員長 次に、前原誠司君。

まず、住宅ローン控除の特例の延長についてお伺いをいたします。

個人が住宅ローンを利用して住宅を取得して、令和三年末までに居住して一定の要件を満たすときは、その住宅の取得に係る住宅ローンの年末残高の合計額を基に計算した金額を、入居した年分以降の各年分の所得税額から控除することができますが、を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れているケースが多くて、その場合、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払い利息

とどといきました。失礼いたします。  
○前原委員 国民民主党的前原でございます。  
○越智委員長 次に、前原誠司君。

まず、住宅ローン控除の特例の延長についてお伺いをいたします。

個人が住宅ローンを利用して住宅を取得して、令和三年末までに居住して一定の要件を満たすときは、その住宅の取得に係る住宅ローンの年末残高の合計額を基に計算した金額を、入居した年分以降の各年分の所得税額から控除することができますが、を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れているケースが多くて、その場合、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払い利息

額を上回っていること、適用実態等から見て国民の納得できる必要最小限のものになつていているかなどの検討が望まれる等の指摘がされている。その

上で、会計検査院の指摘を踏まえて、住宅ローン

年末残高の一%を控除する仕組みについて、一%

を上限に支払い利息額を考慮して税額控除額を設

定するなど、控除額や控除率の在り方を令和四年度税制改正において見直すとされました。

年度決算検査報告を行つて、令和元年十一月に内閣に送付されているんですが、今回の税制改革にこれを盛り込まなかつた理由はなぜでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の令和三年度税制改正案におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により低迷が続いている住宅投資、こういった現状に鑑みまして、投資を幅広い購買層に喚起するため、経済対策の観点から住宅ローン控除等の改正を行うといふことで、住宅ローン控除の現在設けられている控除期間を十三年に延長している特例を、令和四年末まで入居した者を対象とするということで延長するという措置を講じております。

こうした中で、会計検査院の指摘も踏まえて御議論いただいたところでございますが、現下の経済情勢なども踏まえまして、消費税率八%への引上げ時に反減対策として拡充した、先ほど言及されましたが、令和三年末までの入居を要件としている元々の措置の方でございますが、こちらの適用期限後の取扱いの検討が今年の年末になされるわけ

ございますが、その際に、御指摘があつたよう

な、一%を上限に支払い利息額を考慮して控除額

を設定するなど、控除額や控除率の在り方を見直す方向で検討するということにされたものでございます。

○前原委員 ということは、来年度は行うといふことでよろしいんですか。

○住澤政府参考人 令和三年度与党税制改正大綱においては、先ほど申し上げたような内容

向性が示されております。具体的な検討は、この年末の令和四年度税制改正の議論において行われるということでございます。

○前原委員 本改正案では、住宅ローン控除に関しまして、消費税率一〇%への引上げに伴う反動減

対策の上乗せとして措置をした控除期間十三年間の特例について延長されるとしています。今、主税局長がおっしゃつたとおりでありますけれども。控除期間十三年間の特例を受けるのには、一定の期間内に契約し、定められた日までに入居する必要があります。

コロナ特例は、新築が令和二年九月末まで、分譲等が令和二年十一月末までの契約で、入居が令和三年末まで。それから、令和三年度の税制改正案だと、新築は令和二年十月から令和三年九月末まで、分譲等が令和二年十二月から令和三年十一月末までの契約で、入居が令和四年末までということがあります。これは、新築も分譲も、契約日が一日違うと入居時期が一年変わつてくるんですね。

今、コロナで、言つてみれば、初めの方は、サ

プライチエーンの問題でなかなか物が集まらないとか、そして物件の引渡しも延期されるような

ケースというのが散見されますけれども、このコロナ特例の入居時期の期限を柔軟に運用するか、

若しくは、このコロナ特例を令和三年度の税制改

正案の令和四年末までの入居に合わせることも考

えるべきではないかと思いますが、いかがでしょ

うか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

新築につきましては、注文住宅についてでござ

いますが、令和二年十月から令和三年九月末ま

で、つまり今年の九月末までに契約いただけれ

ば、令和四年末までの入居ということで、このコ

ロナ特例の更に延長したものが受けられるという

ことでございまして、十分こういった期間を取つ

ているというふうに考えておりますので、今後、

関係省庁におきましても、こういった制度を周知

考えております。

○前原委員 十分な期間かどうかというのは、例えばマンションだったら、初めから入る人と後から入る人とまた違つてくるわけです。そういう意味では柔軟性を持つべきではないかと思いますが、今後の検討課題にしてもらえませんか。そ

う事例が生じたときには柔軟に運用する。だつて、同じ仕組みでしよう、結局は、十三年間、控除延長して。それが、契約日が一日違つただけで、入居の幅が一年間変わつてくるんですよ。柔軟に見直すということはあっていいと思いますけれども、今後そういう事例が起きたら柔軟に検討するということを答弁いただけませんか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の措置でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によって影響を受けている方々を念頭に置いた措置を更に経済対策として延長するということでございますので、そうした対策の趣旨を踏まえまして、新たにこれから住宅を契約購入する方を中心して制度を設計しているわけでございます。そういう意味で、事前に契約期間の要件を明示することによりまして明確性を確保しているということでございますので、日にちをまたいでの差が生じるということは、やむを得ない面があるものと考えております。

○前原委員 またそういう事例が生じたら言いますけれども、そんなにやくし定期に切る必要は私

はないと思いますよ。だつて、これは助ける意味で同じような制度をつくつてはいるわけですから。

一日違うだけで、何らかの理由で変わつてくるといふことがあります。

国土交通大臣、お越しでございますか。住宅

局の予算として、令和二年度第三次補正予算や令

和三年度予算案では、耐震性や省エネを促進させ

るための地域型住宅グリーン化事業、これは計百五十億円。それから、省エネを評価するグリーン

住宅ポイント制度、これは一千九十四億円が計上

されております。

十年前、私も国交省にいたときになつて、ちょうどリーマン・ショックの後でして、平均百万戸から八万戸ぐらいまで落ちていたんです。何とかこれをやらなきやいけないということで、住宅版エコポイントという制度をつくった、一つとしてつくったわけでありますけれども。

大体二〇〇八年が人口のピークなんですよ。それからどんどんどんどん人口が減っていく中で、状況が変わつてゐるんですね。二〇一八年の十月の時点での空き家率は一三・六%。今はもと増えているでしよう、八百四十六万戸に及んでいるわけですね。

当時の制度というのは、リーマン・ショックで落ち込んだ、言つたように、住宅建設を何とかサポートするという仕組みで住宅版エコポイントなんかをやつたわけですけれども、これからは、これだけの空き家率があるということから考えると、住宅を増やすというよりは、良質な住宅への建て替えとか、あるいはリフォーム、こういったものに重点を置いて政策を考えいかなければいけませんが、そういう観点での政策になつていてはどうか、合致しているかどうか、御答弁ください。

○岩井副大臣 お答えをいたします。

住宅政策につきまして、委員御指摘のように、状況が変化をしているということがあります。

まずは少子高齢化、人口減少という中で、世帯数の減少が見込まれる中で、将来世代に継承できる良質な、まさに住宅ストックの形成を進めることが大変重要な課題だという認識は持つております。

このため、例えば、若年世帯そして子育て世帯等が適切な負担で質の高い住宅を取得できるようになるための税制等の支援策、また、長寿命で環境性能の高い新築住宅の整備とか、耐震改修、省エネ改修等の良質な住宅のストックの形成、加えて、質の高い既存の住宅が円滑に流通するための環境整備等を行つてゐるところでございます。

現在、住生活基本計画、これは今年の三月に見直しという予定でござりますが、その中においても、コロナ禍における新たな日常への対応、また、頗る激甚化する災害に対する安心そして安全な住宅の形成等についても進めているところでございます。

○前原委員 それであれば、住宅に対する贈与税の非課税枠の拡大、これも実は私が国交省にいたときに、十年前にやつたんです、一千五百万で。導入したんですけれども、これも、要はリーマン・ショックの後の百万から六十八万まで年平均で落ちていることに対する施策の一つだったんですね。今は状況が違うわけです。

それで、今回は、また、一〇%適用のやつには一千五百万円、そうでないやつには一千万円です。一千五百万円、こういうものが当てはめられるということですね。こういうものが当てはめられるということですが、このいわゆる非課税枠の拡大について、では今副大臣が御答弁されたことについて、要件になつていなんですね。単に非課税枠の大、贈与税の非課税枠の拡大だけなんです。促そうと思つたら、そういうものを要件に入れて、そして、贈与税の非課税枠の拡大というものにしなきやいけない。だけれども、そういうものになつてない。

○岩井副大臣 お答えをいたします。

先ほど御答弁されたことについて、少なくともこのいわゆる政策については当てはまつていないです。どうですか。

要件になつていないと、いう御指摘でござります。が、様々な条件の中、今考へているスキームの中でもしっかりと政策を進めてまいりたいと思います。

○前原委員 是非、国交省住宅局の中で、これから量を稼ぐ、というよりは質ですね。耐震、それから省エネ、こういった良質な住宅を造ついく。リフォームもそうです。そういう観点での取り組みで、やはり時代とともにその要件をちゃんと変えていくとか付加するとか、そういうことを是非取り組んでいただきたい。是非テイクノートして

おいでいただきたいと思います。次は、賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直しについて質問いたします。

二月九日の衆議院本会議、それからおとついの当委員会でも、なぜ日本の賃金は低いのかと、いう問題意識で質問を行わせていただきました。

この所得拡大促進税制というのは平成二十五年度改正から創設されておりまして、平成二十六年、二十七年、二十八年度は要件の見直し、それから平成三十年度改正からは投資の促進というのも加わりました。

今回は、事前にレクを受けたところ、コロナの影響で投資促進が外されるということでありますけれども、コロナに影響を受けている企業もあれば、そうではなくて、どんどん伸びていて

企業もあるわけですよね。そういう意味においては、コロナだからこの投資促進を外しましたといふことに、私はいかがなものかと思うんですね。

伸びているところもあるといふことを考えれば、この投資促進も入れておくべきだったと思いつますけれども、これは大臣、あるいは局長なんでしょうね。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

今回の賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直しでございますが、雇用や生活を支えながら、成長分野への円滑な労働移動とそのため必要な人材投資が重要であるということ、また、雇用を取り巻く環境が非常に厳しくなつております中、第二の就職氷河期をつくらないといった観点も不可欠であるといったことを踏まえまして、これらの観点から、新規雇用者給与を増加させた企業を対象とするよう制度を見直し、人材の確保、人材育成を促す制度というふうに衣替えをいたしたわけ

脱炭素のための設備投資を促進する税制でありますとか、あるいは繰越欠損金の控除限度額の特例といったものも措置いたしまして、こちらの方も配慮しているところでございます。

○前原委員 デジタルは新しいものにしても、繰越欠損金については今までもあつたでしょう。とうことは、今の局長の答弁だと、コロナが落ちいたら、この投資というものは戻さないということがあります。どちらが落ちたら、この投資に対する税制面での優遇措置というのは、私は両方必要だと思ってますよ。コロナが落ち着いたら、この投資に対する促進税制は戻すべきじゃないですか。

これ、ちょっと大臣、御答弁いただけますか。投資は戻すべきでしょう。今までやつていたんだから。

投資は戻すべきで、今までやつていたんだから。

○麻生国務大臣

今、コロナの中につつても、そ

れでも別にうまくいっている企業たつぱいある、業界もいっぱいあるというお話を全く正しいんだと思いますので、私として、デフレ脱却と経済再生に向けて、今、いわゆる賃上げの流れといふのがこの七、八年続きましたけれども、そういった流れとか、今のものを含めて、継続していくと、このは極めて大事なところだと思います。

他方、新型コロナを考えますと、その後の経済構造の話とかいろいろな話が出てくるんだと思いますけれども、成長分野でのいわゆる話させていただければ、そちらの方には今度、人が足りなくなつていますからね、今。

現実問題、移動させていくといふ点も考えてや

る、そのため、促進するためにはどういった税遇が異なるかとか、何となく、補填する話ばかりじゃなくて、うまくやつたら税制でとか規制でとかいふことをちょっとと考えないかぬと思いますので、賃上げの、設備投資とか、人材確保とか、人材育成とかいろいろありましたけれども、今言われたようなところを含めまして、いわゆるインセンティブというものをこちらからこちらに移すといふ話なんであつて、そういう意味では、要件を

見直すということなんだと思つて、いますので、基本的ににはいいことだと、私どもはそう思つております。

○前原委員 いや、だから、賃上げ、あるいは新規雇用、それはいいんですよ。それはいいんだけど、私が申し上げたのは直接投資、これが外れただけです、今回の案件ですね。

コロナが落ち着いた場合においては、ほかでもやつているということなんだけれども、ほかの繰越欠損金なんかずっとやつっているわけですよ、これと並行してね。ですから、やはり、直接投資をちゃんとやつた場合には、それがちゃんと、先ほどの大臣のお言葉をおかりすると、インセンティブになるというようなものを私はつくるべきだと思いますよ。いかがですか。

○麻生国務大臣 いわゆる、全部でいえば租税特別措置ということになりますかね。そういうものの必要性とか有効性というのは、これはよく見極めないかねところだとは思いますけれども、見直し等々を行つていくというのは、これは極めて重要、私もそう思ひますので、今後の本税制の在り方とかいろいろ考えていかないかねところだと、正直、私もそう思ひます。

先ほど、もう一個ちょっと、他省庁の話で恐縮ですが、いいところ、いい話だなと思つて。別に褒めるつもりはないんですけども、中古住宅の話ををしてしまったけれども、この国には中古住宅のマーケットがないんですよ。僕はこの国で最も欠けているところはそこだと思っておりますので、是非一回この話をさせてもらえればなど。別にこういうところじゃなくて、別の会で結構ですが、よろしくお願ひします。

○前原委員 お誘いいただければいつでも議論させていただきたいと思います。

事前のレクで、平成二十五年度から実施している賃上げ及び投資の促進に係る税制の効果について示してほしいとお願いをしたところ、賃上げや投資は、税制のみならず、企業収益や雇用情勢などの影響を受けるものであるため、税制の効果だけ

けを取り出して賃上げや投資判断への影響を測ることには困難だ、こういう回答がありました。

○前原委員 そのとおりなんです。そのとおりだけれども、実際、政策をやつた場合においては、何らか一定のやはり効果があつたという、私は総括が必要だと思うんですね。

これはやはり、何らかの基準を、一定の政策効果を測る何らかの基準をつくるべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

現時点において判明をしております賃上げ及び投資の促進税制の利用状況でございますが、令和元年度におきましては、一万一千件の適用があつたというような状況を把握してございます。

○前原委員 その上で、こうした税制の期限の到来した際、あるいは見直しの際におきましては、要望省庁に

おきまして、政策評価の枠組みの下で、定量的な検討も含め、様々な検討が行われて、それを踏まえて税制改正の検討が行われているということでござります。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

企業向けの租税特別措置の適用状況につきましては、適用実態調査の報告ということで、これは

民主党政権時代に策定されました租税透明化法に基づいて、毎年国会に御報告をさせていただいております。

また、各省庁からの税制改正要望の中で、政策評価に關わる部分もあるわけでございますが、こ

ういったものにつきましては対外的にも公表いたしてございます。

○前原委員 今、私が聞いているのは、いわゆる賃上げ、それから設備投資、これに対しても、

効果を説明してほしい、見える化してほしいということです。

これについて要望しておきます。是非前向きに取り組んでください。

さて、厚生労働副大臣、来られていますか。

賃金が上がらないということについて総理も、何でだと聞いたら、総理の御答弁は、いや、この数年間でこれだけ上がりましたという何か実績を語られるだけで、余りいい答弁でなかつたんです。

やはり、本質的な議論をするためには、何が問題でどこをそれは変えたらいのかという議論をしない限りは、いや私はこうやりましたから前よりはちょっとよくなりましたが、やはりよくならないと思うんですが、雇用というものをつかさどつておられる厚生労働省として、何が問題なのか、そしてその問題点はどう変えなきゃいけないというふうに思つておられるのか、その点について御説明いただけませんか。

○三原副大臣 お答えいたします。  
我が国において実質賃金が伸び悩んだ背景としては、女性や高齢者のパートタイムも含めた形での労働参加が進んでおり、これ自体は大変望ましいことでありますけれども、実質賃金の平均値といふ面から見ると押し下げの要因になつたこと、そしてまた、デフレからの脱却に取り組む中で物価が上昇したことなどがあると考へています。

一方で、名目賃金について見れば、我が国の賃金の引上げは、新型コロナ感染症流行前において最も高い水準の賃上げが実現したと先ほどお話をありましたとおりでございます。

さらに、雇用も増加する中で、我が国全体の家計、可処分所得も昨年度まで五年連続増加をしてまいりました。

総理からも、二月二十四日の経済財政諮問会議におきましては、今後我が国経済を成長軌道に戻していくには、再び賃上げの流れを取り戻して所

得が増える見通しを持つてゐるようにすることが不可以あります。

このように、雇用も増加する中で、我が国全体の家計、可処分所得も昨年度まで五年連続増加をしてまいりました。

総理からも、二月二十四日の経済財政諮問会議におきましては、今後我が国経済を成長軌道に戻していくには、再び賃上げの流れを取り戻して所

げの流れが継続されることが必要であると考えております。

○前原委員 そういつた部分というものは、それは確かにありますけれども、重要なことで語られなかつたことは、労働流動性の話なんですね。労働流動性というものをどう高めていくのか

手不足でしよう、でもこれは公的な問題なんですよ。つまりは、医療保険とか介護保険とか公的な話ですね、ここをしっかりとやらなきゃいけないのと、あとは、医療や介護の分野というの人は人

手不足でしよう、でもこれは公的な問題なんですよ。つまりは、医療保険とか介護保険とか公的な話ですね、ここをしっかりとやらなきゃいけないといふうに思つておられるのか、その点について御説明いただけませんか。

○前原委員 それを見える化してもらえませんか、我々の議論の材料として。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

企業向けの租税特別措置の適用状況につきましては、適用実態調査の報告ということで、これは

民主党政権時代に策定されました租税透明化法に基づいて、毎年国会に御報告をさせていただいております。

また、各省庁からの税制改正要望の中で、政策評価に關わる部分もあるわけでございますが、こ

ういったものにつきましては対外的にも公表いたしてござります。

○前原委員 今、私が聞いているのは、いわゆる賃上げ、それから設備投資、これに対してちゃんと

効果を説明してほしい、見える化してほしいといふことです。

これについて要望しておきます。是非前向きに旨の発言がございました。

今後も、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、企業の生産性を高め、これまでの賃上

うのは六・一・四%なんですね。ほぼ倍ほど違つわけです。

私は全ての子供が大学に行くべきだということを申し上げているわけじゃないんです。高校を出たり専門学校を出て、そして専門性を身につけて社会で活躍をされている方々はいっぱいおられますが。しかし、親の所得によつて子供の機会が変わつてくるというのよくないし現に四年制大学を出した子供の方が生涯賃金は高くなるという傾向にあるんですね。ということは、親の所得の違いによるんですね。ということは、親の所得の違ひといふものが子供の所得の違いに言つてみれば、その格差が引き継がれている、固定化するという話になつてしまふんですね。

私は、そういう意味においては、しっかりとやはり、例えば金融資産課税なんかは分離課税になつてますけれども、こういうものを総合課税化し、そういうものを教育の財源の一部に充てるとか、そういう形で、国がしっかりと財源を取つた上で全ての子供にひとしく分配するということの方が私は筋のいいお金の使い方ではないかなと、事教育に関してはですよ、そういう思いを持つんですが、財務大臣、根本的なことですので、お答えをいただけますでしょうか。

○麻生国務大臣 今の話は、固定化されるのはよろしくない、これは全く私も同じところですけれども、今の教育の話は、そういった弊害もあるなというのは、これは、三〇%、六〇%、ちょっとそこそこのは詳しく述べませんので知りませんけれども。

少なくとも、あれをやるとときには、これは八年ぐらい前にこれを考へたので、あれは千五百万だつたかな、とにかく、高齢者が進んで、高齢者が資産とか遺産をもらつても、またその高齢者が使わないからどんどんまとめておるという状態で、これを使いやすいというのは、そのままの世代が一番学校だ何だからで使うことになるんだから、そちらに金が一挙に行く方法を飛ばして考えないと、使う人に金がなくて、使わなければ、金があるというのを何とかしなきゃといつに金があるというのを何とかしなきゃとい

うのからあの話を考えて。

いろいろなものも考へたんですけれども、教育というところが一番渡しやすい話かなと思つてやらせていただいたんですけど、それが格差につながるという現状というのに、実質どれくらいのことになつたのか、ちょっと今何とも言えませんけれども、今言われたように、とにかく、格差が固定しちゃうというのは極めて問題、それは全く同じ意見です。

○前原委員 全く同じ意見で、それはいいんですが、では、この仕組みというものは見直さなくていいのかということあります。その答弁をいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 今言われました、教育、子育て等々の一部贈与に係る非課税措置の話というのは、これは、今申し上げましたように、祖父母や両親の資産を早めに移転させるということによつたとおりなんですが。

一応、この制度につきましては、教育につきましては、孫なんかが贈与を受ける場合に、贈与する人が死亡した場合の時点では、残高に対しても贈与から一定期間を経過すれば相続税がかからぬ、あるいは、その制度につきましては、通常の孫への遺産相続の場合に係る相続税等に関しましては二割加算が適用されないことなど、節税的な利用につながっているとの御指摘があつたというのには、これは事実なんです、そういうことを言われましたので。

ですが、先ほど私が申し上げたような、やはり格差の固定化につながる、全ての子供にひとしくチャンスを与えるべきだという観点の中から、是非見直しを加えていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、自動車重量税のエコカー減税の話をさせていただきたいと思います。

政府は、二〇五〇年までにカーボンニュートラルを目指すとされています。そして、二〇三五年までに乗用車新車販売で電動車を一〇〇%実現できるように、電動車への買換え促進などに取り組む方針を示されています。要は、どう実現するかなんですね。

令和二年の乗用車新車販売に占める電動車の割合は四割程度で、今年度の自動車重量税のエコカー減税の対象には、ガソリン車、クリーンディーゼル車など、電動車以外の自動車も含まれています。

自動車というのは、よくも悪くも一本足打法といつて、日本の製造業の中核を占めているんですね。そして裾野が広いという、非常に大事な産業です。

私は、ある大手メーカーの重役の方に伺つたことがあります。日本の中古車メーカーといふのは今、世界中で拠点を持って、そして、製造も販売もしていますね。会社が一番もうかるためにはどうしたらいいかというと、簡単だと言われたることは、そのときに。どうおつしやつたかというと、日本での生産拠点をもつと減らして、そして日本での雇用をもつと減らしたら、トータルとしては会社はもつともうかると。だけれども、日本の中会社として、また、日本のリーディングカンパニーとしてそれはいかない、ちゃんと日本に生産拠点を持ち、雇用も維持する。それが我々の責任である、こういうお話をされて、なるほどな

ということを、私は感銘を受けた覚えがあるんですね。

その意味においては、今回の二〇五〇年も二〇五年も、私からすると、ちょっと唐突だつたん

じやないかと。もう少し自動車メーカーとしっかり相談をしながら、特に、日本の車の一番のよさというのは、今までエンジンとミッションだつたわけですね。こういったところをしっかりとやはり議論しながらやっていかなくてはいけない。

そうでないと、日本の経済成長とか、あるいは雇用にも大きく関わつてくる問題になつてくるといふふうに思うわけです。

そういう意味においては、トヨタの豊田章男社長も苦言を呈しておられましたけれども、もう少し自動車の今後の在り方、いや、環境はいいんですよ、温暖化、カーボンニュートラルもいいけれども、一番中核のリーディングカンパニーとしっかりと対話をしながら、こういった方向性を示し進めていくことは私は大事だと思うんです。

これは是非、副総理、財務大臣がお答えいただきますけれども、そういう観点での、いや、これは、秘書官、大きな話ですから。何か個別の税制について伺うわけじゃないので。そういうふうに思われるかどうか。

そして、やはり自動車メーカーとの対話を進めながら、税制も含めて、時間が大分減ってきたのが、税制も含めて、時間が大分減ってきたので、取扱い申しますと、今までの税というのは、取得、自動車税、保有、自動車重量税、自動車税。それから走行、揮発油税。こういう三段階で徴収されていましたが、これからは、カーシェアリングとかサブスクとか、そういう新たな形態が変わっていきますよ。それから、先ほど申し上げたように、揮発油税が取れないような形での電動自動車というのは増えていくわけですね。

こういうことを含めると、やはりしっかりと対話の中で日本としての方向性を決めていくことが大事だと思いますけれども、副総理、どう思われますか。

○麻生国務大臣 今回のカーボンニュートラルとかいろいろな表現が、今風の話になつていて、それでも、それまでに關して、環境省がえらい突つ

走ったような感じはしますけれども、何となく一般受けする話として、ぱっとそれに乗っちゃつたような感じが、多くの人が感じておられるんじやないですかね。そう思つているんですけれども。ただ、今言われたように、よく会話をしていかないかぬというのは事実だと思いますが、傍ら日本の場合、前原さん、いわゆる排ガスの規制のときは、規制が決まつたときに、あれは日本が一番遅れていた。日本だけが、これでトヨタが潰れる、日産も駄目です、残るのはホンダかとか言われるようだ、あのときはそういうときだつたんですけれども、結果として、あの排ガス規制をクリアしたのは日本車だけ。アメリカなんかはもう全然、全く駄目。ドイツなんかは、もうインチキ、りぽんと湧いたような話でしたけれども、コミュニケーションが不足であつたとか言われるのも事実かなと。私ちょっと経産省はよく分かりませんけれども、そこらのところかなと思わないでもありますけれども、結果としてターゲットが、二〇五〇年というターゲットがほんとできましたので、それに向かつてほんと突っ走り始めるのは、これは日本の一種の、何というのかな、物づくりとか職人とかそういうメンタリティーの中では非常に大きなインセンティブになつたなという感じは正直しますので、これを境にやつていかないかぬところだと思いますが。

大事なのは、部品が三万点ぐらい自動車だと要るはず、古本さんの方が詳しいんだろうけれども、電気になりますと二万点ぐらいでいいんですつてね。あれは。そうすると、肝腎のエンジンの部分のところの人々が要らなくなつちゃう。早い話が、自動車産業つて、あれは電機産業になるわけですね、簡単なことを言えば。

ですから、その一万点を作つていた人たちの労働移動というのを考えないと、これはちよつとえ

らいことになるな。しかも、それはかなりレベルの高い人たちがおられますので、中小を含めて、下請、孫請のところまで行けば、膨大な数の人の雇用の問題になりますので、この問題は、そちらのところのコミュニケーションとか会話をとか対話をというのをよくよくやつて、きつととした結果を出さないかぬなと思っております。

○前原委員 二〇五〇年はまだ遠いんですけれども、二〇三五年にこのいわゆる電動車というものにすると言つておられるわけです。乗用車新車販売で電動車一〇〇%，二〇三五年というのはかなり近いんですね。

そういう意味では、今副総理がおっしゃつたように、必要は発明の母ということはありますよ、それは、何かを決めたらそれに向かつてやれるのがやはり日本のすごさだというのはあるとは思いますけれども、しかし、しっかりと、日本のいわゆるリーディングインダストリーだということと、雇用、こういうものもしっかりと考えたときに、対話をしながら、何か副総理が自らおつしやつたように、何か私も、ぱつと出てきたような、二〇五〇年にしても二〇三五年も、結果として悪くないんだけれども、ちゃんとそういうものと話を、対話をしながらやつてもらうということが大事なことではないかと思いますので、是非そういうふれたところは主導してやつていただきたいと思います。

結果として、副総理にお答えをいただいて、文部科学副大臣、それから経産副大臣にはお越しをおいたぎながら答弁の機会がなかつたことについておわび申し上げて、私の質問を終わります。

○越智委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十二分散会





令和三年四月一日印刷

令和三年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

P